内閣提出法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 26.2.4可決 参議院 2.6総務委員会付託 2.7本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方交付税の総額の特例
 - 1 地方財政の状況等に鑑み、平成23年度の第3次補正予算で地方交付税の総額に加算した震災 復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成24年度に繰り越 し、同年度の決算において不用となった855億4,051万9千円を減額するとともに、平成25年度 における東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要に対応するため、平成 25年度分の震災復興特別交付税について574億2,715万5千円を加算する。
 - 2 補正予算により増額された平成25年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に 交付しないで、平成26年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することがで きることとする。
- 二、施行期日

この法律は、公布の目から施行する。

独立行政法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 26.2.4可決 参議院 2.6文教科学委員会付託 2.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成二十五年度一般会計補正予算(第1号)により交付される補助金により、独立 行政法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)に、革新的な新技術の創出に資することとな る科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるための基金を設けようとするもので あり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、機構は、平成31年3月31日までの間に限り、革新的な新技術の創出に係るもの及びこれに附帯 する業務に要する費用に充てるための基金を設けるものとし、併せて、基金の運用方法の制限や、 基金を廃止する際の残余額の処理について規定するものとすること。
- 二、文部科学大臣は、基金に係る業務に関する業務方法書の認可や中期目標の策定等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならないものとすること。
- 三、機構は、基金を財源として実施する業務について、特別の勘定を設けて経理しなければならな いものとすること。
- 四、機構は、毎事業年度、基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣 に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならないものとするこ と
- 五、この法律は、公布の目から施行すること。

【附带決議】(26.2.7文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、本法及び補正予算により行われる「革新的研究開発推進プログラム」の個別テーマの設定に当たっては、国費投入の有効性・適正性を考慮しつつ、既存の研究開発の延長線上ではなく、飛躍的なイノベーションにつながる可能性のあるものを選定し、得られた研究成果については、広く国民の生活に還元されるよう努めること。また、選定された個別テーマの意義について、国民に

十分な説明を行うこと。

- 二、研究の成果を左右するプログラム・マネージャーの選任に当たっては、広く内外から人材を公募し、卓越した構想力、知見、企画力及びマネジメント能力を有する者を選定すること。
- 三、個別の研究開発プログラムの実施においては、プログラム・マネージャーが最適と判断する研究者及び研究機関の選定が可能となるよう、契約及び調達について必要な措置を講ずること。また、基金の使用及び管理・運用に当たっては、公正性及び透明性を確保すること。
- 四、プログラム・マネージャーや研究者が自らの能力を十分に発揮し、個別の研究開発プログラム に集中して取り組めるよう、独立行政法人科学技術振興機構等の研究支援体制を整備すること。
- 五、研究開発プログラム及びプログラム・マネージャーの評価に当たっては、ハイリスク・ハイインパクトな挑戦的研究開発を支援するという事業目的に鑑み、単に成果のみを求めるのではなく、研究への取組、過程を含め、多様な角度から適切に評価する手法を整備すること。また、評価や研究成果等の国民への情報提供を適切に行うこと。
- 六、「革新的研究開発推進プログラム」の実施を通じて、我が国における長期的な視野に立った挑戦的研究、開発を推進するとともに、既存の研究助成制度及び研究開発に係る基盤的経費の充実にも積極的に取り組み、我が国の研究開発力の強化を図ること。 右決議する。

雇用保険法の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 26.3.18可決 参議院 3.24厚生労働委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、労働者の生活と雇用の安定を図るため、雇用保険制度において、育児休業給付金の充実、教育訓練給付の拡充及び教育訓練支援給付金の創設、就業促進手当の拡充並びに基本手当の給付日数を延長する等の暫定措置の延長等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の50に相当する額を支給する育児休業給付金については、当分の間、被保険者が休業を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して180日に達するまでの間に限り、当該賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の67に相当する額を支給する。また、国家公務員等に係る育児休業手当金についても、100分の50を、当該育児休業等をした期間が180日に達するまでの期間については、100分の67とする。
- 二 教育訓練給付金については、一般被保険者又は一般被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合等において、支給要件期間が3年以上あるときに、支給する。その額は、当該教育訓練の受講費用の額に100分の20以上100分の60以下の範囲内で定める率を乗じて得た額とする。ただし、当該教育訓練を開始した日前一定の期間内に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、支給しない。
- 三 教育訓練支援給付金は、平成31年3月31日以前に一定の教育訓練を開始した者のうち、当該開始日における年齢が45歳未満のものが、当該教育訓練を受けている日のうち失業している日について、支給する。その額は、賃金日額に100分の50から100分の80までの範囲で定める率を乗じて得た金額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、基本手当が支給される期間等については、支給しない。
- 四 就業促進手当の額については、安定した職業に就き、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて6箇月以上雇用される者のうち、一定の要件に該当するものにあっては、既に支給を受けた就業促進手当の額に、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に10分の4を乗じて得た数を乗じて得た額を限度として定める額を加える。
- 五 平成26年3月31日を期限とする基本手当の給付日数の延長に関する暫定措置等について、その期限を平成29年3月31日とする。

六 この法律は、平成26年4月1日から施行する。ただし、五は公布の日から、二及び三は平成26年10月1日から施行する。

【附带決議】(26.3.27厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、雇用環境の将来展望を踏まえ、生活安定機能を充実させるための基本手当の改善等雇用保険制度の在り方そのものについて、根本的な検討を行うとともに、雇用保険料率の在り方及び失業等給付に係る積立金の活用についても検討すること。
- 二、雇用保険の国庫負担に関する暫定措置については、保険事故である失業が政府の経済対策及び 雇用対策とも関係が深く、国庫負担が政府の責任を示すものであることに鑑み、早期に安定財源 を確保し、本則に戻すこと。
- 三、教育訓練給付の拡充については、非正規雇用労働者を含む在職者のより安定した雇用や離職者の早期再就職につながる内容となるよう具体的な訓練内容等について、現在及び将来の労働需要に基づいた適切な審査を行うとともに、制度を利用する労働者等に対して制度の周知に努めること。また、その支給に当たっては、失業した際の基本手当とのバランスに配慮しつつ、不正受給の防止対策を講じること。
- 四、育児休業給付の拡充については、育児休業の取得率が低い現状に鑑み、労働者が男女共に育児 休業を取得しやすい環境の整備に努めること。とりわけ男性の育児休業取得率の向上に向けた具体的方策を立案実施し、その取得率の目標を実現できるよう努めること。また、中小企業における仕事と育児の両立に関する労働者及び使用者の理解の促進、制度内容の周知、好事例の普及及び代替要員確保の支援策などの取組を今まで以上に進めること。さらに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に基づき育児休業の取得が認められている非正規雇用労働者の育児休業については、取得が妨げられることがないよう必要な取組を強化すること。
- 五、労働移動支援助成金の支給に当たっては、再就職援助計画の策定に当たり、労働組合等の同意 を確実に確認する等により、その離職が真にやむを得ない事情があることを、厳格に見極めつつ 実施すること。
- 六、今回の雇用保険制度の見直しに当たっては、保険料を負担している労働者及び使用者の理解が 得られるよう、労使が関与できる形でその効果を検証し、結果を公表すること。 右決議する。

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第4号)

(衆議院 26.3.18可決 参議院 3.24国土交通委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
 - 1 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成31年3月31日までとすることとする。
 - 2 法律の目的に「定住の促進を図ること」を追加し、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務に関する規定を創設することとする。
 - 3 奄美群島において、自らの責任で地域の裁量に基づく施策の展開を後押しする仕組みとして、 交付金制度を創設することとする。
 - 4 奄美群島の産業振興を図るため、市町村が作成する産業振興促進計画の認定制度を創設する こととし、計画の認定を受けた市町村には、特例通訳案内士等の法制上の特例措置及び税制上

の特例措置を講ずることとする。

- 5 定住の促進を図るに当たって必要となる介護、医療、防災、自然環境保全、エネルギー対策、 教育等に関する配慮規定を追加することとする。
- 6 主務大臣に、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣及び環境大臣を追加することとす る。
- 二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
 - 1 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長し、平成31年3月31日までとすることとする。
 - 2 法律の目的に「定住の促進を図ること」を追加し、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務に関する規定を創設することとする。
 - 3 小笠原諸島の産業振興を図るため、小笠原村が作成する産業振興促進計画の認定制度を創設することとし、計画の認定を受けた場合には、特例通訳案内士等の法制上の特例措置及び税制上の特例措置を講ずることとする。
 - 4 定住の促進を図るに当たって必要となる介護、医療、自然環境保全、エネルギー対策、防災、教育等に関する配慮規定を追加することとする。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(26.3.27国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、関係府省庁との連携を密にしつつ、 基本理念に沿った具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の 増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための 施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 二 本法により創設される産業振興促進計画認定制度及び奄美群島振興交付金制度については、主 にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、 積極的な活用が図られるようきめ細やかな配慮をすること。
- 三 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保全に積極的に取り組むとともに、観光産業や農水産業の振興など地域資源と創意工夫を生かした産業の活性化等を図ること。
- 四 奄美群島における産業の振興については、新たな産業の誘致・育成を図るなどにより、若年層等の雇用機会の確保に努めるとともに、大島紬・黒糖焼酎等地域の特性を踏まえた地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠かせないインフラで あること等に鑑み、奄美群島においては、本土・奄美群島間の航空運賃の軽減について必要な措 置を講ずるとともに、小笠原諸島においては、航空路の開設実現に向け慎重な配慮をすること。
- 六 奄美群島及び小笠原諸島は台風の常襲地帯に位置するとともに、南海トラフ巨大地震に伴う津 波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的・自然的条件にあることから、必要な防災・ 減災対策を推進すること。
- 七 産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、奄美群島及び小笠原諸島における地域住民の生活の質の向上を図る責務を果たすため、医療、介護、教育、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置の実現を図ること。 右決議する。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 26.3.14可決 参議院 3.20沖縄及び北方問題に関する特別委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るため、課税の特例に関し、経済金融活性化特別地区に係る特例措置を創設すること等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、現行の金融業務特別地区制度に代えて、産業の集積を促進することにより沖縄における経済金融の活性化を図るため、経済金融活性化特別地区制度を創設する。
- 二、経済金融活性化特別地区制度においては、内閣総理大臣が経済金融活性化特別地区を一を限り 指定することができることとし、沖縄県知事が集積を促進しようとする産業の内容等を定めた経 済金融活性化計画を策定し、内閣総理大臣が当該計画を認定した場合に課税の特例等の措置を講 じる。
- 三、従来国が指定することとしていた情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区並びに国際物流拠点産業集積地域について、沖縄県が情報通信産業振興計画等を策定し、当該計画において 各地域等を定めることとする等の措置を講じる。
- 四、航空機燃料税の軽減措置の対象について、沖縄と本土との間を航行する航空機に積み込まれる 航空機燃料に加えて、沖縄県内の各地間を航行する航空機に積み込まれる航空機燃料を追加する。 五、この法律は、平成26年4月1日から施行する。ただし、沖縄県知事の準備行為等に係る規定は、 公布の日から施行する。
- 【附帯決議】(26.3.26沖縄及び北方問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、沖縄県と連携を図りつつ、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一、沖縄における企業集積の進展と企業活動の活性化が、知事への権限移譲といった沖縄の自主性 を尊重する取組とも相まって、沖縄経済の自立的発展に極めて大きな役割を果たすことを踏まえ、 各特区・地域制度が企業に十分に活用され、産業集積が促進されるよう努めること。
- 二、各特区・地域制度のこれまでの活用状況にかんがみ、企業の立地が一層促進されるよう、新た に創設する経済金融活性化特別地区をはじめとする各特区・地域制度の内容について周知を図り、 今後の制度の定着状況の把握と公表に努めるとともに、必要に応じ課税の特例措置その他の制度 の改善を検討すること。
- 三、離島航空路は、離島住民の生活にとって欠かせない生命線として重要な役割を担っていることを踏まえ、沖縄における離島航空路の維持及び充実が図られるよう努めるとともに、航空機燃料税の軽減措置に関しては、県民生活や観光、物流その他の企業活動に影響を与えることのないよう、3年後の期限において、期限の延長等の必要な措置を講ずるよう努めること。また、鉄軌道その他の公共交通機関の整備の在り方について、鋭意調査検討を行うこと。
- 四、米軍施設・区域の整理縮小に引き続き取り組み、その早期返還の実現に努めるとともに、沖縄 の基地負担軽減に全力を尽くすこと。
- 五、一括交付金制度が沖縄の自立的経済の発展に極めて重要な役割を担っていることを踏まえ、沖縄の実情に即し、今後さらに効果的に活用できるよう、使い勝手の改善を図り、一層の充実に努めること。また、沖縄振興予算の充実を図るとともに、社会的養護の充実、母子生活支援施設の整備、学童保育の充実等、次世代育成支援を総合的・積極的に進めること。
- 六、さとうきびは沖縄農業の重要な基幹作物であり、関連産業も多数存在する状況において、関税の撤廃は沖縄経済や離島の維持存続に甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、TPP交渉においては、農家が安心して生産に取り組めるよう重要5品目を自由化の例外とする日本政府の方針を堅持するよう努めること。
- 七、産業振興や企業活動に関わる対策だけでなく、離島における地域住民の利便性向上を図る責務 を果たすため、通信、エネルギー、郵便、金融等、ユニバーサルサービス提供の実態を調査・分 析し、その上で、ユニバーサルサービスを確保するために必要な具体的な措置を講ずること。
- 八、沖縄振興に関する各種施策の実施に当たっては、いわゆるPDCAサイクルを機能させるとと もに、沖縄県や各市町村、県民、関連する企業・団体との意見交換や各種統計資料の収集・分析

を行い、不断の検証・改善に努めること。 右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部 を改正する法律案(閣法第6号)

(**衆議院** 26.3.18可決 **参議院** 3.24外交防衛委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 二、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。
- 三、この法律は、平成26年4月1日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 26. 2. 28可決 **参議院** 3. 7財政金融委員会付託 3. 20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、デフレ不況からの脱却と経済再生、税制抜本改革の着実な実施、震災からの復興支援などの観点から、国税に関し、所要の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、デフレ不況からの脱却と経済再生
 - 1 足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を1年前 倒し(平成26年3月31日)で廃止する。
 - 2 所得拡大促進税制について、給与等支給増加割合の要件(現行基準年度と比較して5%以上増加)を、平成25・26年度は2%以上、平成27年度は3%以上、平成28・29年度は5%以上とする等の見直しを行う。
 - 3 生産性の向上につながる設備(先端設備等)を取得した場合に、即時償却又は5%税額控除ができる制度(生産性向上設備投資促進税制)を創設する。
 - 4 試験研究費の増加額に係る税額控除制度(現行増加額の5%)について、試験研究費の増加率に応じて税額控除率を引き上げる仕組み(控除率5%~30%)へ改組する。
 - 5 中小企業投資促進税制を拡充し、生産性の向上につながる設備を取得した場合に、即時償却 又は7%税額控除(資本金3,000万円以下の企業は10%)を認める。
 - 6 交際費等の損金不算入制度について、飲食のための支出の50%を損金算入することを認める (中小法人については、現行の定額控除(限度額800万円)との選択制)。
- 二、税制抜本改革の着実な実施
 - 1 給与所得控除の上限額が適用される給与収入1,500万円(控除額245万円)を、平成28年より 1,200万円(控除額230万円)に、平成29年より1,000万円(控除額220万円)に引き下げる。
 - 2 自動車重量税について、環境性能に優れた自動車に対する軽減措置(エコカー減税)を拡充 (初回車検に加え2回目も免税) するとともに、13年超の経年車(18年超を除く)に対する税 率を段階的に引き上げる。
- 三、震災からの復興支援

復興産業集積区域において機械等を取得した場合に、即時償却ができる制度の適用期限を2年 延長する。

四、その他

- 1 外国法人等に対する課税原則(国際課税原則)について、総合主義(全ての国内源泉所得を 申告課税)から帰属主義(支店が得る所得のみを申告課税)への見直しを行う。
- 2 猶予制度について、納税者の申請に基づく換価の猶予を創設する等の見直しを行う。
- 3 税理士制度について、税理士の業務や資格取得の在り方(公認会計士への税理士資格付与等)

等の見直しを行う。

4 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置 を講ずる。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成26年度の租税減収見込額は、約1兆2,193億円である。

【附帯決議】(26.3.20財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 本年4月に消費税率8パーセントへの引上げが実施されることに伴い、消費税の転嫁対策については、引き続き実態調査等の実施と転嫁状況の把握を徹底するとともに、買いたたきなどの転嫁拒否等の行為に対しては、関係省庁間の緊密な連携体制の下、監視・取締りを一層強化するなど、今後とも中小企業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるよう万全な対策を講ずること。
- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、 適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するな ど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・ 徴収事務等の複雑化に加え、近年の国税通則法の改正、社会保障・税一体改革に伴う税制改正へ の対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、歳入を確保 するため、定員の確保、国税職員の職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など 処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。 右決議する。

地方法人税法案(閣法第8号)

(衆議院 26.2.28可決 参議院 3.7財政金融委員会付託 3.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方団体の税源の偏在性を是正し、その財源の均衡化を図ることを目的として、法 人住民税法人税割の税率の引下げにあわせて、地方交付税の財源を確保するための地方法人税(国 税)を創設するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、納税義務者

地方法人税の納税義務者は、法人税を納める義務がある法人とする。

- 二、税額の計算
 - 1 課税標準は、各課税事業年度の基準法人税額とする。
 - 2 税率は、100分の4.4とする。
- 三、申告及び納付

申告及び納付は、国(税務署)に対して、課税事業年度終了日の翌日から2月以内に行わなければならないこととする。

四、その他

還付の手続等及び罰則については法人税法と同様の規定を設けるなど、その他納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定める。

五、適用区分

平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

六、施行期日

この法律は、平成26年10月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成26年度の租税増収見込額は、約3億円である。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 26.3.27可決 参議院 4.14内閣委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るためには、科学技術の振興を通じた新産業の創出等を促進することが重要であることに鑑み、研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議に改組する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣府の所掌事務に、次に掲げる事務を追加する。
 - 1 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
 - 2 科学技術基本計画の策定及び推進に関すること。
 - 3 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
 - 4 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。
- 二、総合科学技術会議を総合科学技術・イノベーション会議(以下「会議」という。)に改めるとともに、会議の所掌事務に、内閣総理大臣の諮問に応じて研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する重要事項について調査審議する事務を追加する。
- 三、会議の有識者議員の任期を3年に延長するとともに、その任期が満了したときは、当該議員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 四、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

【附帯決議】(26.4.22内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 総合科学技術・イノベーション会議は、科学技術イノベーション政策の司令塔機能を発揮し、 政府全体の科学技術関係予算の戦略的策定や戦略的イノベーション創造プログラムの推進等に積 極的に取り組むとともに、同プログラムの実施に当たっては、実効性のあるPDCAサイクルを 構築し、科学技術イノベーションの創出を実現すること。
- 二 総合科学技術・イノベーション会議が持つべき分析・企画力等を発揮できるようにするため、 その基盤となる事務局の人員体制の強化や調査分析機能の強化を図ること。
- 三 総合科学技術・イノベーション会議の運営に当たっては、イノベーション創出を加速させるため、産業界の活力を積極的に活用すること。
- 四 総合科学技術・イノベーション会議は、IT総合戦略本部、知的財産戦略本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部その他の科学技術イノベーションに関連する本部組織との連携強化に取り組むとともに、同会議の司令塔機能の「総合性」の更なる発揮について検討すること。
- 五 総合科学技術会議の司令塔機能強化に加えて、内閣総理大臣等に対して科学技術イノベーションに関する助言等を行う科学技術顧問(仮称)の設置について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 26.2.28可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方法人課税

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率の

引下げを行うとともに、地方法人特別税の税率の引下げ及びこれに伴う法人事業税の税率の引上 げを行う。

二、車体課税

自動車取得税の税率の引下げ及び環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置の拡充、自動車の環境に及ぼす影響に応じた自動車税の税率の特例措置の拡充並びに軽自動車税の税率の引上げ等を行う。

三、固定資産税及び都市計画税

- 1 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋について、平成26年度分の固定資 産税及び都市計画税の課税免除等の措置を講ずる。
- 2 耐震改修が行われた既存建築物に係る固定資産税の減額措置を創設する。

四、その他

- 1 国際課税原則の総合主義から帰属主義への見直し、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成26年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 26.2.28可決 参議院 3.12総務委員会付託 3.20本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正
 - 1 平成26年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の税収の状況を踏まえて行う等の加算額9,100億円、法定加算額等及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆8,855億円とする。
 - 2 平成27年度から平成41年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別 会計への繰入れに関する特例を改正する。
 - 3 地域経済活性化に要する経費の財源を措置するため、当分の間の措置として「地域の元気創造事業費」を設けるほか、平成26年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正する。
 - 4 平成26年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税の総額については、平成26年度において新たに5,723億円を確保する。
 - 5 地方交付税の総額に係る制度改正として、地域間の税源の偏在性の是正等のため、地方法人 税を地方交付税の対象税目に加える。
 - 6 地方法人税の収入については、交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、同特別会計に 直接繰り入れる。

二、地方財政法の一部改正

- 1 平成26年度から平成28年度までの間に限り、地方財政法第5条の規定により起こす地方債の ほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債(臨時財政対策債) を起こすことができることとする旨の特例を設ける。
- 2 平成21年度から平成25年度までの間、公営企業、第三セクター等の抜本的な改革に伴って必要となる一定の経費の財源に充てるために発行できることとされている地方債について、抜本的改革に着手している地方公共団体を対象に、平成28年度まで発行を可能とする。
- 3 当分の間の措置として、地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われる公共施設等の除却に要する経費の財源に充てるため、地方債を発行できることとする。

三、地方交付税法等の一部を改正する法律の一部改正

地方交付税総額における特別交付税の割合について、平成27年度までは6パーセント、平成28年度においては5パーセントとする等、現行の経過措置を延長する。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、平成26年4月1日から施行する。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 案(閣法第12号)

(衆議院 26.3.18可決 参議院 3.24総務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、成田国際空港周辺地域における公共施設等の計画的な整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を5年間延長し、平成31年3月31日までとするものである。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 26.3.18可決 参議院 3.24法務委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を32人増加し、1,921人に改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を36人減少し、2万1,990人に改める。
- 三 この法律は、平成26年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

少年法の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 26.4.1可決 参議院 4.2法務委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、少年審判手続のより一層の適正化を図るため、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する刑事事件における科刑の適正化を図るため、少年に対する不定期刑の長期と短期の上限の引上げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲拡大 家庭裁判所の裁量による国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲を「死刑又は無 期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大する。
- 二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し
 - 1 罪を犯すとき18歳に満たない者を無期刑でもって処断すべきときに言い渡すことができる有期刑の上限を5年引き上げて「20年」とするとともに、その場合の仮釈放をすることができるまでの期間を「3年」から「その刑期の3分の1」に改める。
 - 2 不定期刑について、その対象事件を「有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきとき」に改めるとともに、長期と短期の上限をそれぞれ5年引き上げて「15年」と「10年」とするなどの規定の整備を行う。
- 三 施行期日等
 - 1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。ただし、一については、 公布の日から起算して2月を経過した日から施行する。
 - 2 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行う。

【附帯決議】(26.4.10法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 少年審判において付添人が果たす役割の重要性及び児童の権利に関する条約の趣旨に鑑み、家

庭裁判所の裁量による国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大に適切に対応するため、刑事裁判 と異なる少年審判の特質を理解した弁護士が国選付添人に選任されるよう同制度の趣旨について 司法関係者に周知徹底を図り、適正な運用が行われるよう留意すること。また、同制度の対象事 件の範囲については、少年鑑別所送致の観護措置がとられたぐ犯少年への適用を含め、引き続き 検討を行うこと。

- 二 検察官関与制度の趣旨が事実認定手続の適正化にあることに鑑み、改正後の同制度が少年法の 理念にのっとって適正に運用されるよう、十分配意すること。また、少年審判に関与させる検察 官について、少年の心理及び審判の特質に関する理解を深めさせること。
- 三 少年に対する刑事処分に関する規定の見直しの目的は、言い渡す刑を一律に引き上げることではなく、少年法の理念の下でより適切な科刑を可能とすることであることについて、周知徹底を図ること。
- 四 少年院における矯正教育及び少年刑務所における矯正処遇と社会復帰後の更生保護及び児童福祉とが連続性を持って行われ、仮退院又は仮釈放の運用が一層適正に行われるよう、少年に対する支援の充実について検討を行うこと。
- 五 平成20年の少年法改正後の諸制度の施行状況をも踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るための施策について引き続き検討を行うこと。 右決議する。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 26.3.25可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額及び関税率等について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象額の拡大

少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象を課税価格の合計額が10万円以下の貨物から20万円 以下の貨物に拡大する。

二、減税制度の対象拡充

子ども・子育て支援新制度導入に伴い、幼稚園、保育所等において使用する給食用脱脂粉乳に対する減税措置の対象に、児童福祉法に基づく家庭的保育事業等において使用する給食用脱脂粉乳を追加する。

三、暫定税率等の適用期限の延長

平成26年3月31日に適用期限が到来する暫定税率(433品目)並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、適用期限を1年延長する。

四、暫定的減免税制度の適用期限の延長

平成26年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、適用期限を3年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成26年4月1日から施行する。

【附帯決議】(26.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により多大な被害を受けた地域における復旧・復興を図るため、被災地域の物流・ 貿易の円滑化、活性化に向けた税関による支援策を積極的に実施してきた。近年、経済・社会の グローバル化・ボーダレス化の進展を背景として、セキュリティ確保と両立させながら、我が国 企業の国際競争力の強化や輸出入者の利便性の向上に資する通関手続の迅速化に努めること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係

の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みを阻止する水際において国民の安心・安全を確保するため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 26.3.25可決 参議院 3.25財政金融委員会付託 3.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第17次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授権する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,342億4,104万円の範囲内において、出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(26.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 政府は、国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、我が国の厳しい財政 状況を踏まえ、出資のみならず融資による資金拠出を組み合わせるとともに、国際機関の活動並 びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開の 充実に努めること。また、融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠 出となるよう配慮し、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事 業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。
- 一 政府は、日本人の国際貢献機会を拡大する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、民間企業からの出向機会の拡大、弁護士等法曹有資格者などの専門職及び社会科学のみならず自然科学を含めた修士、博士課程修了者の具体的なポスト獲得のための働きかけを行うとともに、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に尽力すること。また、国家として人材の確保、後進指導に努め、日本国内における人材育成を活性化させる方策を講じること。

貿易保険法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(**衆議院** 26. 3. 27可決 **参議院** 3. 31経済産業委員会付託 4. 4本会議可決)

【要旨】

右決議する。

本法律案は、本邦企業の海外におけるリスクの増大や、取引形態や資金調達手法の多様化など、海外事業環境の急速な変化を踏まえ、貿易保険の機能見直しを行い、本邦企業が国際的な事業展開を安定的に行える環境を整備するための支援措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、貿易保険の種類に係る規定の見直し
 - 普通輸出保険、輸出代金保険及び仲介貿易保険を普通貿易保険及び貿易代金貸付保険に再編し、 貿易保険に、出資外国法人等貿易保険を追加する。
- 二、戦争やテロリスクへの対応
 - 海外でプラント建設を行う本邦企業が戦争やテロによる事業の中断により負担する追加費用を、 貿易保険の対象とする。
- 三、海外子会社等による事業活動支援

出資外国法人等貿易保険を新設し、本邦企業の海外子会社や本邦製品の海外販売拠点による輸出、サービス提供等の取引を、貿易保険の対象とする。

四、資金調達の円滑化

本邦企業が関与する資源開発事業等に対する本邦銀行の海外拠点や外国銀行からの融資、つなぎ融資を、貿易保険の対象とする。

五、業務の範囲等に係る規定の見直し

独立行政法人日本貿易保険の再保険の対象を、国内の保険会社が引き受ける対外取引向け保険にも拡充する。

六、その他

本邦企業が国内において外国企業にサービスを提供する取引を貿易保険の対象とする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附带決議】(26.4.3経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 インフラシステム輸出など対外取引の健全な発達の推進を図るに当たり、在留邦人や日系企業等の安全対策に万全を期すこと。また、「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」の提言及び犯罪被害者等施策推進会議決定を踏まえ、海外での犯罪被害者に対する経済的支援制度の創設及び労災保険制度の運用改善など、被害者及び被害企業に対する救済措置の拡充に努めること。
- 二 独立行政法人日本貿易保険が行う貿易保険事業については、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」との考え方に基づき、民間保険会社が引受け困難な分野を対象とするよう、詳細な制度設計を行い、民間保険会社の参入を妨げないよう配慮すること。
- 三 民間保険会社が充実した対外取引向け保険を地域の中小企業・小規模企業者へ提供できるよう、 日本貿易保険による再保険の引受業務に係る周知を図るとともに、手続の簡素化に努めること。
- 四 独立行政法人日本貿易保険のリスク管理及び保険金査定等の業務運営、内部統制、コンプライアンス等の強化を図るための体制整備、並びに人材育成に引き続き取り組むこと。 右決議する。

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法案(閣法第18号)

(衆議院 26.4.4可決 参議院 4.7国土交通委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業又は都市 開発事業を行う者等に対し資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業 者のこれらの事業に関する海外市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄 与することを目的とする法人として、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構を設立しようとす るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣の認可により、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(以下「機構」という。) を設立することとする。
- 二 政府は、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有することとする。
- 三 機構は、国土交通大臣の認可を受け、海外において交通事業又は都市開発事業を行う者等に対し出資、資金の貸付け、債務の保証、専門家の派遣、助言等を行うこととする。
- 四 機構に、取締役である委員3人以上7人以内で組織する海外交通・都市開発事業委員会(以下「委員会」という。)を置くこととし、委員会は、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定、株式等又は債権の処分の決定等を行うこととする。
- 五 国土交通大臣は、機構が支援の対象となる事業者及び支援の内容を決定するに当たって従うべ

き基準を定めるものとする。

- 六 政府は、機構の社債又は資金の借入れに係る債務について保証契約をすることができることと する。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行することとする。

【附带決議】(26.4.10国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構が海外における交通又は都市開発事業の支援を行うに当たっては、民業補完の観点から、民間のニーズを適切に把握し、我が国事業者の参入促進に資するよう努めるとともに、事業の進捗に応じた適時的確なモニタリングを行い、支援の効果の把握に努め、所期の目的が達成されたと判断したときは、民間に引き渡す等適切に対応すること。また、機構の将来的な在り方について適宜検討を行うこと。
- 二 機構が支援する対象事業については、交通・都市開発分野における我が国の知識・技術・経験が十分活用され、投資事業全体として長期収益性の確保が図られるものとなるよう配慮すること。また、これらの考え方を明らかにした支援基準を早急に定めること。なお、対象事業の範囲については、関係省庁間で協議の上、柔軟に検討し、必要な場合は拡充を行うこと。
- 三 機構が対象事業の支援を適正に行う上で、支援の対象となる事業者及び支援の内容の決定等を 行う海外交通・都市開発事業委員会の役割が極めて重要であることに鑑み、同委員会の客観的・ 中立的な判断や運営が確保されているかを含め、機構に対し必要な監督を行うこと。
- 四 機構がその機能を十分に発揮できるようにするため、民間の専門的な能力を有する所要の人材 の確保及び積極的な活用等が図られるよう必要な支援に努めるとともに、人材育成や相手国との 人的ネットワークの構築に積極的に取り組むこと。
- 五 対象事業の相手国におけるインフラ関連法制や入札制度等の整備を積極的に支援するなど、我が国事業者の投資環境の一層の整備に努めること。また、法制度や契約手法の相違から生じる投資リスクの低減に資するため、知見の蓄積・共有、情報収集等に努めること。
- 六 インフラ海外展開を戦略的に推進する観点から、機構と他の類似機関との機能分担を明確にするとともにそれらと同様の環境社会配慮を行い、関係省庁間及び関係機関との間で密接な連携と協力を図ることにより、施策の効果的な実施に努めること。また、海外インフラ市場において我が国の企業の直面する課題や諸外国の取組、組織の実情等を把握し、機構を含めた支援体制の在り方について適宜必要な見直しを図ること。 右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 26.4.8可決 参議院 4.14国土交通委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業に対し政府出資を可能とする措置等を講ずるとともに、非常災害時における船舶の交通の確保に資するよう、特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国際戦略港湾の港湾運営会社に対する政府の出資
 - 1 政府は、国際戦略港湾の国際競争力を強化するため、国際戦略港湾の港湾運営会社が行う埠頭群の運営の事業の効率化及び高度化を図ることが特に必要であると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、出資することができることとする。
 - 2 政府が出資している国際戦略港湾の港湾運営会社に対し、事業計画の国土交通大臣への提出

等を義務付けることとする。

- 3 港湾運営会社の議決権の保有制限について、政府が保有する場合の特例を設けることとする。
- 二 国際戦略港湾における無利子貸付制度の対象施設の拡大 無利子貸付制度の対象施設として、国際戦略港湾の埠頭の近傍に立地する保管施設を追加する こととする。
- 三 特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設

非常災害により損壊した場合において船舶の交通に特に著しい支障を及ぼすおそれのある航路 沿いの民有護岸等(特別特定技術基準対象施設)の改良に要する資金について、無利子貸付制度 を創設することとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 26.4.10可決 参議院 6.2外交防衛委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、内部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備、防衛審議官の新設、航空自衛隊の航空総隊の改編、早期退職募集制度に対応するための若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊の定数を二段階で改定することとし、最終的に陸上自衛官15万1,023人(618人の減員)、 海上自衛官4万5,494人(56人の減員)、航空自衛官4万7,073人(55人の減員)、共同の部隊に所属する自衛官1,253人(94人の増員)、統合幕僚監部に所属する自衛官367人(8人の増員)、情報本部に所属する自衛官1,910人(1人の増員)及び内部部局に所属する自衛官40人の総計24万7,160人(586人の減員)とする。また、即応予備自衛官の員数を8,175人(292人の減員)とする。
- 二、文官と自衛官の一体感を醸成しつつ、防衛大臣の的確かつ迅速な意思決定を確保するため、内 部部局の職員に自衛官を加えるための規定の整備を行う。
- 三、防衛省における対外関係業務等の増大に鑑み、政務の補佐体制に万全を期すため、当該業務等 を総括整理する防衛審議官を新設する。
- 四、航空自衛隊の航空総隊の編成に航空戦術教導団を加えるとともに、航空開発実験集団司令部の 東京都への移転等を行う。
- 五、早期退職募集制度に対応するため、若年定年退職者給付金の支給に係る規定の整備を行う。
- 六、本法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

健康・医療戦略推進法案(閣法第21号)

(衆議院 26.4.10修正議決 参議院 4.23内閣委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会(以下「健康長寿社会」という。)の形成に資するため、先端的な科学技術、革新的な医薬品等を用いた世界最高水準の医療の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備(以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。)に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策、健康・医療戦略の作成、健康・医療戦略推進本部の設置等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

二、基本的施策

- 1 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進等を図るため、医療分野の研究開発に関し、基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究機関における研究開発成果の移転のための体制の整備、研究開発成果に係る情報の提供、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備等の施策を講ずるものとする。
- 2 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たっては、法令及 び研究開発に関する行政指導指針を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行 うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、医療分野の研究開発成果の実用化のために、必要な手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興に必要な体制の整備等の施策を講ずるものとする
- 4 国は、医療分野の研究開発成果の企業化の促進その他の新産業の創出及び海外展開の促進に 必要な施策を講ずるものとする。
- 5 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、専門的知識を有する人材の確保等を講ずるものとする。

三、健康 • 医療戦略

政府は、基本理念にのっとり、基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

四、医療分野の研究開発の推進

健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発推進計画を作成するものとし、同計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

五、健康·医療戦略推進本部

健康・医療戦略の推進を図るため、内閣に、健康・医療戦略の案の作成及び実施の推進、医療 分野研究開発推進計画の作成及び実施の推進等の事務をつかさどる健康・医療戦略推進本部を置 き、健康・医療戦略推進本部の長は、内閣総理大臣をもって充てる。

六、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後3年以内に、臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、2に定める事項のほか、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備状況についての検討規定を追加すること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(26.5.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 医療分野の研究開発において、裾野の広いアカデミア等の基礎研究を奨励するとともに、大学、 国立高度専門医療研究センター、臨床研究中核病院等の臨床研究を行う機関を一体とした臨床研 究基盤を構築し、医薬品・医療機器等の開発から実用化までの取組を加速化させること。
- 二 臨床研究等の推進・活性化のため、国際共同治験にも対応できる臨床研究・治験のための拠点 整備に努めるとともに、臨床研究コーディネーター、倫理・医学統計等の専門的な人材の育成を 図ること。
- 三 医薬品や医療機器に関連する企業・団体からの透明性が確保された拠金を原資として、臨床研究の推進に資するための組織を公的機関内に整備することについて検討を行い、適切な措置を講ずること。
- 四 基礎研究及び臨床研究における不正防止の取組を推進するため、独立行政法人日本医療研究開発機構は、業務を通じた医療分野の研究開発に関する研究不正の防止に関するノウハウの蓄積及び専門的な人材の育成に努めること。
- 五 健康医療情報を健康・医療に関する研究開発に有効活用するため、これらの情報の適切な電子 化及び研究開発の目的に応じた統合について検討を行うとともに、電子カルテの活用等ICTに よるビッグデータの活用を含む実践的なデータベース機能の早急な整備、健康・医療に関する研 究目的での利用に向けた健康医療情報の第三者提供の在り方について検討を行い、適切な措置を 講ずること。
- 六 医療分野の研究開発の成果が健康長寿社会の形成において重要な役割を果たすことに鑑み、医療分野の研究開発の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めること。
- 七 医療分野の研究開発における重点領域の設定に当たっては、国民・患者のニーズも踏まえること。
- 八 創薬支援業務等に関する独立行政法人医薬基盤研究所から独立行政法人日本医療研究開発機構 への業務移管、特に創薬支援ネットワークの本部機能の円滑な移行に向け万全を期すこと。また、 医療機器の開発を進めるため、大学、研究開発法人、その他の研究機関及び企業等からなるネットワークの設立に向けての検討を進め、適切な措置を講ずること。
- 九 機構の役員の選任に当たっては、幅広い視点と中長期的な視点から公正な判断ができる人材の 登用に努めること。また、公募を経て選定された場合を除いては、公務員OBを役員に選任する ことを認めないこと。
- 十 この法律の施行後5年以内に、健康・医療戦略推進本部及び独立行政法人日本医療研究開発機構の各府省及び各独立行政法人間の調整機能を強化し、その司令塔機能を発揮させるため、予算の編成及び執行等の在り方並びに組織の在り方を含め、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。 右決議する。

独立行政法人日本医療研究開発機構法案(閣法第22号)

(**衆議院** 26.4.10可決 **参議院** 4.23内閣委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等を行うため、独立行政法人日本医療研究開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、名称

この法律及び独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される独立行政法人の名称は、独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)とする。

二、機構の目的

機構は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及び成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関(以下単に「研究機関」という。)の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。

三、役員等

- 1 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置くとともに、理事1人を置くことができる。
- 2 主務大臣は、通則法第20条第1項の規定により理事長を任命しようとするとき及び同条第2項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

四、業務の範囲

機構は、二の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 1 医療分野の研究開発及びその環境の整備を行うこと。
- 2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 3 医療分野の研究開発及びその環境の整備に対する助成を行うこと。
- 4 1から3までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五、主務大臣等

- 1 機構に係るこの法律及び通則法 (2以外のもの)における主務大臣は、内閣総理大臣、文部 科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。
- 2 機構に係る役員の任命及び解任に関する事項における主務大臣は、内閣総理大臣とする。
- 3 機構に係る通則法における主務省は、内閣府とする。
- 4 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

六、中期目標等に関する健康・医療戦略推進本部の関与

- 1 主務大臣は、通則法第29条第1項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、健康・医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。
- 2 主務大臣は、通則法第35条第1項の規定による検討を行うに当たっては、あらかじめ、健康・ 医療戦略推進本部の意見を聴かなければならない。

七、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(26.5.20内閣委員会議決)

健康・医療戦略推進法案(閣法第21号)と同一内容の附帯決議が行われている。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案(閣法第23号)

(衆議院 26.5.15可決 参議院 6.2厚生労働委員会付託 6.18本会議可決)

【亜片】

本法律案は、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、必要な医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律の所要の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第一 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正
 - 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合確保方針を定めなければならない。
 - 二 都道府県が、医療及び介護の総合的な確保のための事業に要する経費を支弁するため、基金を設ける場合には、国は、その財源に充てるために必要な資金の3分の2を負担するものとする。

第二 医療法の一部改正

- 一般病床等を有する病院又は診療所の管理者は、病床の機能区分に従い、病床の機能及び病床の機能の予定並びに入院患者に提供する医療の内容等の事項を都道府県知事に報告しなければならない。
- 二 都道府県は、医療計画において、将来の医療提供体制に係る地域医療構想に関する事項、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項等を定めるものとする。
- 三 病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、医療事故調査・支援センターに報告しなければならない。また、病院等の管理者は、医療事故調査等を行い結果を同センターに報告しなければならない。

第三 介護保険法の一部改正

- 一 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に係る給付対象を、厚生労働省令で定める要介護状態区分に該当する状態である者その他居宅において日常生活を営むことが困難な要介護者とする。
- 二 介護給付及び予防給付について、政令で定める額以上の所得を有する第一号被保険者に係る 利用者負担の割合を、その費用の100分の20とする。
- 三 介護予防サービスのうち介護予防訪問介護と介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、平成29年3月31日までに、市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業を行うものとする。

第四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

【附帯決議】(26.6.17厚生労働委員会議決)

政府は、公助、共助、自助が最も適切に組み合わされるよう留意しつつ、社会保障制度改革を行うとともに、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律の一部改正について
 - 1 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域の実情に十分配慮した上で、実施体制の充実及び機能の強化を図り、その実現に努めること。
 - 2 地域における医療及び介護の総合的な確保のために都道府県に設けられる基金の配分に当たっては、実効性、公正性及び透明性が十分に確保されるよう、総合確保方針を策定し、官民の公平性に留意するとともに、成果を適正に判定するための事業実施後の評価の仕組みの構築を急ぐこと。

二、医療法の一部改正について

- 1 医療提供体制等について
 - ア 病床機能の報告に当たっては、報告内容が医療機関に過度の負担とならないよう留意するとともに、地域医療構想の策定において将来における医療機能の必要量が適切に推計され、また、その実現に資するよう、都道府県に対し、適切な指針の提示や研修及び人材育成等の必要な支援を行うこと。
 - イ 病床機能の再編に当たっては、地域において医療機関相互の協議が尊重されるとともに、 保険者及び地域住民の意見が反映されるよう配慮すること。
 - ウ 医療従事者の確保に当たっては、医師の地域又は診療科間の偏在の是正等に留意しつつ、 医療需要を満たすよう適切な措置を講ずること。
 - エ 医療従事者の勤務環境の改善については、医療従事者の離職防止及び定着促進の観点から、 関係団体の意見を十分に尊重するとともに、取組が遅れている医療機関にも必要な支援がな されるよう、都道府県に対し十分な協力を行うこと。また、いわゆるチーム医療の推進を含 めた医療提供体制の抜本的改革の推進に努めること。
 - オ 国民皆保険の下で行う医療事業の経営の透明性を高めるため、一定の医療法人の計算書類 の公告を義務化することについて検討すること。
 - カ 臨床研究における不正行為を排除し、臨床研究に対する国民の信頼を回復させるため、研

究データの信頼性が確保される体制が整備されるよう、臨床研究中核病院の承認基準を定めること。

- キ 医療提供体制の政策立案から評価、見直しに至るPDCAサイクルの実効性を確保すると ともに、その過程における患者、住民、保険者の参画を図ること。あわせて科学的知見に基 づいた制度の設計と検証に資するため、医療政策人材の育成を推進すること。
- 2 医療事故調査制度について
 - ア 調査制度の対象となる医療事故が、地域及び医療機関毎に恣意的に解釈されないよう、モデル事業で明らかとなった課題を踏まえ、ガイドラインの適切な策定等を行うこと。
 - イ 院内事故調査及び医療事故調査・支援センターの調査に大きな役割を果たす医療事故調査 等支援団体については、地域間における事故調査の内容及び質の格差が生じないようにする 観点からも、中立性・専門性が確保される仕組みの検討を行うこと。また、事故調査が中立 性、透明性及び公正性を確保しつつ、迅速かつ適正に行われるよう努めること。
 - ウ 医療事故調査制度の運営に要する費用については、本制度が我が国の医療の質と安全性の 向上に資するものであることを踏まえ、公的費用補助等も含めその確保を図るとともに、遺 族からの依頼による医療事故調査・支援センターの調査費用の負担については、遺族による 申請を妨げることにならないよう最大限の配慮を行うこと。

三、介護保険法の一部改正について

- 1 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の地域支援事業への移行に当たっては、専門職によるサービス提供が相応しい利用者に対して、必要なサービスが担保されるガイドラインの策定を行った上で、利用者のサービス選択の意思を十分に尊重するとともに、地域間においてサービスの質や内容等に格差が生じないよう、市町村及び特別区に対し財源の確保を含めた必要な支援を行うこと。
- 2 軽度の要介護者に対しては、個々の事情を勘案し、必要に応じて特別養護老人ホームへの入 所が認められるよう、適切な措置を講ずること。
- 3 いわゆる補足給付に際し、資産を勘案するに当たっては、不正申告が行われないよう、公平な運用の確保に向け、適切な措置を講ずること。
- 4 一定以上所得者の利用者負担割合の引上げに際し、基準額を決定するに当たっては、所得に対して過大な負担とならないようにするとともに、必要なサービスの利用控えが起きないよう十分配慮すること。
- 5 介護・障害福祉従事者の人材確保と処遇改善並びに労働環境の整備に当たっては、早期に検 討を進め、財源を確保しつつ、幅広い職種を対象にして実施するよう努めること。
- 6 介護の現場においては、要介護者個々の心身状態に応じた密度の濃い支援を適切に実施する ことができる有資格者による介護を行うこと。

四、保健師助産師看護師法の一部改正について

- 1 指定研修機関の基準や研修内容の策定に当たっては、医療安全上必要な医療水準を確保する ため、試行事業等の結果を踏まえ、医師、歯科医師、看護師等関係者の意見を十分に尊重し、 適切な検討を行うとともに、制度実施後は、特定行為の内容も含め、随時必要な見直しを実施 すること。
- 2 特定行為の実施に係る研修制度については、その十分な周知に努めること。また、医師又は 歯科医師の指示の下に診療の補助として医行為を行える新たな職種の創設等については、関係 職種の理解を得つつ検討を行うよう努めること。
- 五、歯科衛生士法の一部改正について

健康寿命延伸のために歯科衛生士が果たす役割の重要性に鑑み、歯科衛生士が歯科医師等との 緊密な連携の下に適切な業務を行えるようにするとともに、歯科衛生士が活躍する就業場所についての環境の整備を図ること。

六、看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部改正について

看護職員の離職者の把握に当たっては、その情報の取扱いに留意するとともに、ナースセンター

を通じた復職支援が適切に実施されるよう必要な体制整備を実施すること。 右決議する。

難病の患者に対する医療等に関する法律案(閣法第24号)

(衆議院 26.4.22修正議決 **参議院** 5.12厚生労働委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、基本方針の策定、難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。)の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならない。
- 二 都道府県は、支給認定を受けた指定難病(難病のうち、患者数が一定数に達せず、かつ、客観的な診断基準が定まっていることその他の要件を満たすものであって、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が指定するものをいう。)の患者が、特定医療(指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。)のうち、当該支給認定に係る指定難病に係るものを受けたときは、特定医療費を支給する。
- 三 支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請しなければならない。都道府県は、指定難病の患者が、一定の要件に該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。支給認定をしないこととするときは、指定難病審査会に審査を求めなければならない。
- 四 国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進するものとする。
- 五 都道府県は、療養生活環境整備事業として、難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の便宜を供与する事業等を行うことができる。
- 六 二及び五に要する費用は、都道府県の支弁とする。国は、二に要する費用の100分の50を負担 するとともに、予算の範囲内において、五に要する費用の100分の50以内を補助することができ る。
- 七 この法律は、一部を除き、平成27年1月1日から施行する。

なお、衆議院において、附則の検討規定について「施行後5年を目途」を「施行後5年以内を目途」に改める修正が行われた。

【附帯決議】(26.5.20厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、指定難病の選定に当たっては、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて対象とすること。また、今後の指定難病の見直しに当たっては、患者数だけでなく、患者の治療状況や指定難病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。
- 二、身近な地域での支援の重要性から新制度において大都市特例が規定された趣旨を踏まえ、指定 都市が支弁する特定医療費の支給に要する費用が十分に確保されるよう必要な支援を行うこと。 また、指定都市に新たに生じる経費については、国の責任において適切な措置を講じること。
- 三、難病患者が地域において良質かつ適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないよう取り組むとともに、専門医の育成及び医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を含めた医療連携を図ること。また、難病患者データベースについては、入力率及び精度の向上を図るなど、その運用に万全を期すこと。さらに、本法制定を踏まえ、都道府県が策定する医療計画の見直しに際し、難病の医療提供体制について検討し、

必要な対応を行うことができるよう適切な情報提供を行うこと。

- 四、難病相談支援センターについては、その機能や運営体制を当事者の意見を十分に聴きながら充実させるとともに、児童や障害者の相談支援機関との連携を図り、医療・福祉・就労・教育などを含め総合的に対応できるようにすること。また、療養生活環境整備事業等の裁量的経費で行う事業について、その目的が十分に達成されるよう支援するとともに、地域間格差につながらないよう、地方公共団体の負担に配慮すること。
- 五、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービスの対象となる難病等の範囲については、難病対策における指定難病の拡大を踏まえつつ、社会的支援の必要性等の観点から幅広に判断すること。加えて、同法に基づく基本指針並びに市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画に沿って、難病患者の実態に即した適切な障害福祉サービスが提供できるよう必要な支援を行うこと。
- 六、症状の変動の大きい難病患者の実態に即して、医療サービスや福祉サービスが提供されるよう、 医療費助成や障害福祉サービスの対象者に係る基準の在り方等について、配慮すること。
- 七、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるようにすることが課題となっている現状に鑑み、指定難病の拡大、自立支援の促進等を図るとともに、成人後の継続した医療や成人に対する各種自立支援との連携強化に鋭意取り組み、その確立を図ること。特に自立支援の実施に当たっては、成人後の患者やその家族等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。
- 八、難病対策の根本は治療法の確立であり、難病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。 そのため、患者等のニーズを踏まえた研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。また、既 に薬事承認、保険収載されている医薬品については、治験等による有効性、安全性等の確認に基 づき、その効能・効果の追加を積極的に検討すること。
- 九、難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針の策定及び本法施行後の 各種施策の進捗状況等の検証・評価に当たっては、厚生科学審議会において、広く難病患者、難 病施策に係る知見を有する学識経験者、地方公共団体等の意見を聴き、その意向を十分反映する こと。
- 十、本法の基本理念である難病患者の社会参加の機会の確保及び地域社会での尊厳を保持した共生を実現するために、難病に関する国民、企業、地域社会等の理解の促進に取り組むとともに、就労支援を含めた社会参加のための施策を充実すること。 右決議する。

児童福祉法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 26.4.22修正議決 **参議院** 5.12厚生労働委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、小児慢性特定疾病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 小児慢性特定疾病とは、児童等が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして、厚生労働大臣が定める疾病をいう。また、小児慢性特定疾病医療支援とは、都道府県知事が指定する医療機関に通い、又は入院する小児慢性特定疾病にかかっている児童等であって、当該疾病の状態が厚生労働大臣が定める程度であるものに対し行われる医療(当該小児慢性特定疾病に係るものに限る。)をいう。
- 二 厚生労働大臣は、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に係る施策の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。

- 三 都道府県は、医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等が、都道府県知事が指定する医療機関から小児慢性特定疾病医療支援を受けたときは、当該児童等に係る医療費支給認定を受けた保護者に対し、小児慢性特定疾病医療費を支給する。
- 四 医療費支給認定を受けようとする小児慢性特定疾病児童等の保護者は、都道府県知事の定める 医師の診断書を添えて、都道府県に申請しなければならない。都道府県は、当該児童等が小児慢性特定疾病医療支援の要件に該当すると認められる場合には、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を行うものとする。医療費支給認定をしないこととするときは、小児慢性特定疾病審査会に審査を求めなければならない。
- 五 都道府県は、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業として、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜を供与する事業等を行うものとする。
- 六 国は、小児慢性特定疾病の治療方法その他小児慢性特定疾病その他の疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。
- 七 三及び五に要する費用は、都道府県の支弁とする。国は、その2分の1を負担する。
- 八 この法律は、一部を除き、平成27年1月1日から施行する。
- なお、衆議院において、附則の検討規定について「5年」を「5年以内」に改める修正が行われた。

【附带決議】(26.5.20厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、小児慢性特定疾病の選定に当たっては、診断基準の作成に係る研究状況等を踏まえて対応するとともに、疾病数の上限を設けることなく、医学、医療の進歩等を踏まえて、類縁疾患も含め、対象とすること。また、今後の小児慢性特定疾病の見直しに当たっては、患者の治療状況や小児慢性特定疾病に指定された経緯等も考慮しつつ、慎重に検討すること。
- 二、身近な地域での支援の重要性から大都市特例が規定されている趣旨を踏まえ、小児慢性特定疾病医療費の支給に要する費用の確保をはじめ、引き続き、指定都市及び中核市が適切に事業を実施できるよう、必要な支援を行うこと。
- 三、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が地域において良質かつ適切な医療を受けることができるよう、指定医療機関及び指定医の指定に当たり地域間格差が生じないよう取り組むとともに、専門医の育成及び医療機関等のネットワーク等を通じた情報の共有化を含めた医療連携を図ること。また、小児慢性特定疾病登録管理システムについては、入力率及び精度の向上を図るなど、その運用に万全を期すこと。さらに、本改正を踏まえ、都道府県が策定する医療計画の見直しに際し、小児慢性特定疾病の医療提供体制について検討し、必要な対応を行うことができるよう適切な情報提供を行うこと。
- 四、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の実施に当たっては、特に任意事業について、地域間格 差につながらないよう、十分に配慮すること。
- 五、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療及び自立支援が受けられるようにすることが課題となっている現状に鑑み、指定難病の拡大、自立支援事業の取組促進等を図るとともに、就労状況や生活実態を適宜調査し、成人後の継続した医療や成人に対する各種自立支援との連携強化に鋭意取り組み、その確立を図ること。特に自立支援事業の実施に当たっては、小児慢性特定疾病児童等やその家族等の意見を聴き、その意向を十分反映すること。
- 六、小児慢性特定疾病対策の欠かすことのできない基本の一つは治療法の確立であり、小児慢性特定疾病の原因究明、治療法の研究開発に万全を期すこと。そのため、小児慢性特定疾病児童等のニーズを踏まえた研究開発のための必要な予算の確保を行うこと。また、既に薬事承認、保険収載されている医薬品については、治験等による有効性、安全性等の確認に基づき、その効能・効果の追加を積極的に検討すること。
- 七、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援の実施その他の疾病児童等の健全な育成に係る施策

の推進を図るための基本的な方針の策定及び本法施行後の各種施策の進捗状況等の検証・評価に 当たっては、社会保障審議会において、広く小児慢性特定疾病児童等、その家族団体、小児慢性 特定疾病施策に係る知見を有する学識経験者、地方公共団体等の意見を聴き、その意向を十分反 映すること。

八、本法の基本理念である児童の健全育成を着実に実施するため、小児慢性特定疾病について、学校や地域社会などにとどまらず、広く国民や企業などの理解の促進に取り組むとともに、長期入院児童等に対する学習支援を含めた小児慢性特定疾病児童等の平等な教育機会の確保や精神的ケア及び就労支援の一層の充実など、社会参加のための施策に係る措置を早急かつ確実に講じること。さらに、その家族に対する支援施策を充実すること。 右決議する。

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 26.4.8可決 参議院 4.9経済産業委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中心市街地の一層の活性化を図るため、中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業及び中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置の創設、中心市街地に係る通訳案内士制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、民間投資を喚起する重点支援制度の創設

中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い事業を経済産業大臣が認定した上で、以下の支援措置を講ずる。

- 1 認定を受けた民間事業者に市町村が貸付けを行う際に、独立行政法人中小企業基盤整備機構が市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。
- 2 大規模小売店舗が中心市街地へ立地する際に、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化 する。
- 二、中心市街地の活性化を図る措置の拡充
 - 1 小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業を経済産業大臣が認 定する制度を創設した上で、同事業に対し資金調達の円滑化等を図る。
 - 2 認定中心市街地活性化基本計画に対し、道路占用の許可の特例措置や、中心市街地内において活動が認められる特例通訳案内士制度を創設する。
 - 3 市町村が基本計画を作成する際に、中心市街地の活性化に係る事業に関する法律等の規定の 解釈について、関係行政機関の長が回答する制度を創設する。

三、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

四、検討

政府は、この法律の施行後平成36年3月31日までの間に、この法律による改正後の中心市街地の活性化に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

【附帯決議】(26.4.17経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 中心市街地活性化基本計画の実施に関しては、計画の実効性を確保するための定期的なフォローアップを十分行うとともに、適切な評価指標の在り方についても検討し、必要に応じて基本計画の変更等を求めるなど、PDCAサイクルを確立すること。併せて、中心市街地の一層の活性化に向けて、これまで講じられてきた予算、税制等の支援措置が中心市街地にもたらした効果及び課題について更なる検証・評価を行い、支援措置の在り方を検討すること。

- 二 少子高齢化や都市機能の郊外移転等が進展する中、中心市街地活性化を効果的に実現するために、子育て、医療・介護等を含む幅広い施策の実施に注力していくこと。その際、それぞれ固有の課題を抱え、それに応じた対応策を必要とする全国の中心市街地に対し、各地の取組の実例等幅広い情報の提供に努めること。
- 三 中心市街地活性化施策の実施に当たっては、関係各省が連携を密にすることで各省所管の施策 を積極的かつ効果的に実施するとともに、市町村側のニーズを十分把握し、連携不足が指摘され るような場合には迅速な改善を行うこと。その際、中心市街地活性化本部が明確なビジョンを示 し、施策の総合調整を行うとともに、実効性のあるワンストップサービスの構築等の具体的な対 応を行うこと。
- 四 中心市街地活性化基本計画の実施その他のマネジメントを行うためには、まちづくりに関する知識やノウハウを有するタウンマネージャー等の人材の育成・確保が重要であることに鑑み、まちづくりに関わる人材の量的・質的な充足のため、研修を通じた人材の掘り起こし及び能力向上を図るとともに、中心市街地活性化協議会及びまちづくり会社等における活躍の場を提供するための環境整備に努めること。
- 五 中心市街地特例通訳案内士の制度運用に当たっては、通訳案内士を依頼する訪日外国人の満足度を低下させることのないよう、語学能力や基本的な日本社会・文化に対する理解等の水準を十分に確保すること。
- 六 空き地、空き家、空き店舗など、計画区域内の遊休資産の有効活用が重要であることに鑑み、 流動性の向上や合意形成を促すため、税制措置を含む施策を早急に検討すること。 右決議する。

道路法等の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 26.4.25可決 参議院 5.16国土交通委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、多様な資金の活用により高速道路の適正な管理を図るため、道路の立体的区域の決定に係る制度の拡充、インターチェンジの整備に要する費用の貸付け制度の創設、高速道路の料金の徴収期間の満了の日の変更等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 道路法の一部改正
 - 1 道路管理者は、高架の道路の路面下の占用については、道路の敷地外の余地の有無にかかわらず、許可を与えることができることとする。
 - 2 道路管理者は、道路占用者の公平な選定を図る上で有効である場合において、入札により占用者及び占用料の額を定めることができることとする。
 - 3 道路管理者は、新設又は改築される道路以外の既存の道路についても、道路の区域を空間又は地下について上下の範囲を定めたもの(立体的区域)とすることができることとする。
- 二 道路整備特別措置法の一部改正
 - 1 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)又は地方道路公社は、高速道路等の道路管理者に代わって、一の2に係る権限を行うものとする。
 - 2 高速道路の更新財源を確保するため、高速道路会社(以下「会社」という。)が管理する高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日について、15年間を上限として延長し平成77年9月30日以前でなければならないこととする。
- 三 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部改正
 - 1 機構は、会社に対し、スマートインターチェンジの整備に要する費用を貸し付けることができることとする。
 - 2 機構が会社と締結する協定及び機構が作成する業務実施計画に、更新事業に関する事項を定 めなければならないこととする。

- 3 政府は、予算の範囲内において、機構に対して、1の業務に要する経費を補助することができることとする。
- 4 機構は、平成77年9月30日までに解散することとする。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一(3を除く。)及び二(2を除く。)は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(26.5.27国土交通委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 高速道路の安全性を確保するため、その維持管理に万全を期すること。また、高速道路の更新 は緊急度、優先順位の高い公共事業であることから、最重点課題として位置付け、公費投入の検 討も含め、その加速を図ること。
- 二 協定及び業務実施計画に特定更新等工事を追加する場合には、コスト削減に努めるとともに、 大規模修繕については、その内容を精査し、安易な将来世代への負担の先送りをしないようにす ること。また、特定更新等工事について、その必要性、工事内容等の妥当性に関して客観的評価 を実施することにより透明性を確保すること。
- 三 高速道路ネットワークは国民共通の社会資本であることから、その一層の有効活用を図るため、通行料金の引下げ、交通混雑を引き起こすことなく、かつ利用度が画期的に改善される路線等における早期の無料化など、利便性の向上を実現する方策について、技術、運用、資金、制度面等、多様な角度から引き続き検討すること。
- 四 高速道路の利用実態の把握に努め、その債務償還状況に応じて、償還の繰上げに努めること。
- 五 大規模更新等の財源確保及び債務償還に当たっては、高速道路会社の経営に著しい影響を与えない範囲内で、高速道路各社の利益剰余金の活用等を図るなど利用者の負担軽減に努めること。
- 六 高速道路会社の経営スリム化を図り、建設債務の償還期間の短縮に努めること。
- 七 高速道路債務の償還満了後においても維持管理費用については利用者負担を求めることや、高速道路の混雑緩和のためのロードプライシング導入等の可能性について検討すること。
- 八 償還対象経費から用地費を除外することによる償還期間の短縮と通行料金の低減を検討すること。 と。
- 九 ICTの高度化により交通流動を最適化し、高速道路網の活用効率をより高めるフレックス料 金制度の導入について検討すること。
- 十 道路上空の立体利用に当たっては、周辺土地利用との調和に留意し、都市計画との整合を図る - レ
- 十一 道路の高架下の活用に当たっては、公共的・公益的利用を優先するとともに、地域における 土地利用状況との調和を図り、地域住民の意向に配慮すること。 右決議する。

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(**衆議院** 26. 4. 17可決 **参議院** 5. 7国土交通委員会付託 5. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化を図るため、市町村による立地適正化計画の作成について定めるとともに、当該施設についての容積率及び用途の制限の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである

- 一 都市再生特別措置法の一部改正
 - 1 市町村は、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、

商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の 増進に著しく寄与するもの)の立地の適正化を図るため、立地適正化計画を作成することがで きることとする。

- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次の事項を定めるものとする。
 - (一) 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - (二) 居住誘導区域(都市の居住者の居住を誘導すべき区域)及び居住誘導区域に居住を誘導するために市町村が講ずべき施策
 - (三) 都市機能誘導区域(都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域)及び誘導すべき施設並 びに当該施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策
- 3 民間都市開発推進機構は、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設を整備する民間事業者に対して、出資等の支援を行うことができることとする。
- 4 都市計画に、都市機能誘導区域内に誘導すべき施設についての容積率及び用途の制限を緩和する特定用途誘導地区を定めることができることとする。また、都市機能誘導区域外において当該施設の建築等を行おうとする者は、事前に届出をしなければならないこととし、市町村長は必要な勧告をすることができることとする。
- 5 居住誘導区域において一定規模以上の住宅整備事業を行おうとする者は、都市計画又は景観計画の提案を行うことができることとする。また、居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅の建築等を行おうとする者は事前に届出をしなければならないこととし、市町村長は必要な勧告をすることができることとするとともに、住宅地化を抑制すべき区域については、都市計画に、一定規模以上の住宅の建築等を開発許可の対象とする居住調整地域を定めることができることとする。

二 建築基準法の一部改正

特定用途誘導地区内の建築物であって、その全部又は一部を都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものの容積率は、当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められる数値以下とすることとする。

三 都市計画法の一部改正

地域地区に、居住調整地域及び特定用途誘導地区を加えることとする。また、居住調整地域及び特定用途誘導地区に関する都市計画は、市町村が定めることとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(26.5.13国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 人口減少や高齢化の進展など、我が国の地方都市を取り巻く環境が厳しさを増している状況に鑑み、本法に基づく立地適正化計画が適切に活用され、地方都市におけるコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化が円滑に進められるよう、地方公共団体と連携しその対応に万全を期すこと。また、その際には、社会資本の維持管理費の増大や財政制約にも留意し、選択と集中によりつつ縮減・集約を促すよう地方公共団体に対し助言を行うこと。
- 二 コンパクトシティの形成に向け、郊外に拡散した市街化区域の段階的な縮小方策について検討を行うとともに、都市計画道路や下水道事業などについても、見直しや事業区域の縮小方策等について、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、過疎地域や離島地域における多自然生活圏や安定定住ゾーンの形成方策等についても引き続き検討すること。
- 三 居住誘導区域において高齢者向けサービスと一体となった住宅の供給を促進するため必要な支援を行うとともに、高齢者等の優良な住宅資産が子育て世代に活用されるなど、その有効利用を図ることが可能となるよう、住み替えや中古住宅流通市場、リフォーム市場の活性化を推進すること。また、都市のコンパクト化に伴い、今後一層の増加が予想される空き地や空き家に関する

対策の具体化を図ること。

- 四 地方公共団体の厳しい財政状況に鑑み、医療施設、福祉施設などの誘導施設の立地等に対して、社会資本整備総合交付金等の活用により最大限の支援を行うこと。また、都市計画部局、福祉部局、交通部局などが一体となって取り組むことのできる体制の整備、地方公共団体の人材の確保及び育成等に関し必要な支援を行うこと。あわせて、集落の中心地域における「小さな拠点」についてもその整備に向けた支援を行うこと。
- 五 住宅の立地の集約化を図ることが重要であることから、都市機能誘導区域における事業への支援については、居住誘導区域の設定とあいまって、市街地のコンパクト化に資する内容とすること。また、居住調整地域を設定するなど意欲的に取り組む市町村を積極的に支援するとともに市町村の要望に添った支援に努めること。
- 六 立地適正化計画の作成に当たっては、居住誘導区域外の住民が著しい不利益を被ることのないよう居住誘導区域外の住民の生活環境についても十分配慮するとともに、都市機能誘導区域や誘導施設についても、医療施設、福祉施設等の利用者の利便を考慮し、関係者との十分な調整を図った上でその指定がなされるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、公園、緑地等の整備により緑豊かな居住環境が創出されるよう必要な支援を行うこと。
- 七 居住誘導区域外における、本法第88条の届出を要する開発行為に対しては、ディスインセンティブ等の在り方についても検討すること。
- 八 建築規制の緩和が住環境被害や景観破壊などの問題を惹起することのないよう、住民への事前 事後の十分な情報公開、住民参加と住民の意見反映の実質化に向けて、その方策について検討す ること。
- 九 都市機能や居住の立地適正化による都市の再構築には、地域公共交通ネットワークの整備や中心市街地の活性化が不可欠であることを踏まえ、立地適正化計画の作成に当たっては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」に基づく地域公共交通網形成計画や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づく基本計画との連携と調和が十分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。また、立地適正化計画等と「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素まちづくり計画についても、相互に適切な連携が図られるよう地方公共団体に対し助言を行うこと。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 26.4.17可決 参議院 5.7国土交通委員会付託 5.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、市町村等による地域公共交通網形成計画の作成、同計画に定められた地域公共交通再編事業を実施するための地域公共交通再編実施計画の作成、同計画が国土交通大臣の認定を受けた場合における同事業の実施に関する道路運送法等の特例等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、交通政策基本法の基本理念にのっとり、持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための取組を推進する旨を追加することとする。
- 二 この法律において「地域公共交通再編事業」とは、地域公共交通を再編するための事業であって、地方公共団体の支援を受けつつ、特定旅客運送事業(旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。)に係る路線等の編成の変更、他の種類の旅客運送事業への転換、自家用有償旅客運送による代替、異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための運行計画の改善、共通乗車船券の発行その他の国土交通省令で定めるものを行う事業をいうこととする。
- 三 市町村が作成することができる地域公共交通総合連携計画について、持続可能な地域公共交通

網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を図るための「地域公共交通網形成計画」に改正するとともに、当該計画の策定主体に都道府県を追加することとする。

- 四 地域公共交通網形成計画において、地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、 地方公共団体は、当該事業が行われる区域内の関係する公共交通事業者等の同意を得て、当該地 域公共交通再編事業を実施するための計画(地域公共交通再編実施計画)を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。
- 五 国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業について、鉄道事業法、道路運送法等の特例を設けることとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附带決議】(26.5.13国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 地方公共団体、公共交通事業者等が持続可能な地域公共交通網を形成する際の指針となるよう、 新たな国土のグランドデザインや交通政策基本計画の策定に当たっては、総合的な交通体系にお ける地域公共交通の役割とその在り方を明確に示すこと。
- 二 地域公共交通網形成計画の作成に当たって、市町村が主体的、積極的に取り組むことができるよう、地域公共交通に関する知見・ノウハウの提供、人材の確保及び育成、有識者の紹介、財政的支援等、必要な支援を十分に行うこと。また、地方公共団体が協議会を組織する場合においては、住民、利用者、公共交通事業者その他の関係者の意見が適切に反映され、円満に合意形成が得られるよう、必要な助言・支援を行うこと。
- 三 地域公共交通網形成計画に基づく地域公共交通再編事業が効率的・効果的に実施されるよう、 基本方針を見直すとともに、円滑な合意形成が可能となる諸施策、公共交通事業者に対する予算 措置、融資制度等の支援措置の拡充について幅広く検討を行うこと。また、地域公共交通ネット ワークの充実と安全運行のため、運転者等交通手段の担い手である公共交通事業に従事する者の 確保及び育成、労働条件の改善に十分に配慮すること。
- 四 地域公共交通が十分確保されていない地域においては、高齢者等の移動手段を確保するため、バスやタクシーを活用したデマンド交通の導入・普及に向けた支援の拡充について検討すること。また、地域公共交通再編事業において同様の役割を担う自家用有償旅客運送の登録、監査等についての国の事務・権限を希望する市町村等に移譲するに当たっては、輸送の安全と利用者利便の確保に支障が生じないよう、市町村等に対し、助言等の支援を行うこと。その際、当該事務・権限を適切に遂行できる能力・体制を速やかに整えられるようにするとともに、移譲後も輸送の安全確保を担う国の責任に鑑み、市町村等と密接に連携すること。
- 五 コンパクトシティの形成への誘導方策及び自動車交通量の削減方策として、LRT、BRTの 導入に努めるとともに、その導入の検討に当たっては、道路空間の有効活用等の措置についても 十分に検討すること。また、公共交通の活用を促進し、CO2の削減等環境への負荷の低減を図 るための方策について検討すること。
- 六 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に当たっては、地方公共団体が数値化しにくい公共 交通の役割も含めて柔軟かつ適切に達成状況の評価を行えるよう、評価に関するガイドラインを 作成するなど適切に対応すること。
- 七 地域公共交通の利用を促進するため、乗継ぎ時に公共交通の利用者に対し運賃の割高感を与える初乗り運賃制について検討を行い、共通乗車船券やゾーン運賃等の導入を行うことができるよう、必要な環境整備に努めること。また、情報化進展の成果を最大限に活用するとともに、新たな情報通信技術のさらなる開発・導入を、安全面での検証を前提に、積極的に進めること。
- 八 大規模地震発生時において地域住民の避難手段を確保し、被災地の早期の復旧・復興を図る上で、地域公共交通網の機能を維持することが極めて重要であることに鑑み、鉄道駅をはじめとする災害時において重要な役割を担う地域公共交通に関連する施設の耐震化が一層促進されるよう

必要な支援を検討すること。

九 交通の機能と都市の機能とは、相互に密接に関連することを踏まえ、地域公共交通網形成計画 の作成に当たっては、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」に基づく立地適正化計画 や、「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律」に基づく基本計画との連携が十 分に図られるよう、地方公共団体に対し助言を行うこと。 右決議する。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(**衆議院** 26.4.4可決 **参議院** 4.9総務委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料の適正性を確保するためその料額を改定するとともに、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等を免除するほか、技術基準適合証明等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電波利用料制度の見直し
 - 1 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。
 - 2 広域専用電波を使用する第一号包括免許人が納めなければならない電波利用料に上限額を設ける。
 - 3 電波利用料の使途の特例として、当分の間、ラジオ放送の難聴地域において必要最小の空中 線電力によるラジオ放送の受信を可能とするための中継局等の整備に対する補助金の交付を追 加する。
- 二、災害時に非常通信を行う無線局等に係る手数料等の免除 災害時において人命の救助、災害の救援等のために必要な通信を行う無線局等を臨時に開設す る場合に、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除することを可能とする。
- 三、技術基準適合証明等の表示

技術基準適合証明等を受けた特定無線設備を組み込んだ製品の製造業者等が、その特定無線設備に付されている技術基準適合証明等の表示を製品に適切に転記することを可能とする。

四、特別特定無線設備の修理の事業を行う者の登録

携帯電話端末等の適合表示無線設備の修理業者が、電波特性に影響を与えない範囲での修理の 確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることを可能とする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用料の使途に関する改正規定等は公布の日から、災害時等に開設する無線局に関する改正規定等は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、修理業者の登録制度に関する改正規定は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附带決議】(26.4.15総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、電波利用料の見直しに当たっては、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務に要する費用を受益者である免許人等が負担する、いわゆる特定財源であるという制度趣旨に基づき、電波利用状況等の変化に対応しつつ、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、使途、予算規模及び料額について、一層の透明・公平・適正の確保を図ること。
- 二、豪雨・豪雪が頻発し、首都直下地震、南海トラフ巨大地震の発生も懸念される中、災害による被害の軽減に向けた取組が一層重要となっており、災害時においては、住民及び関係機関に対して迅速、正確かつ高度な情報の伝達を可能とするため、通信手段の整備等に努めること。特に、災害時における重要な情報提供手段であるラジオ放送については、難聴の解消に万全を期すとと

もに、復興途上にある被災地において生活に役立つ情報提供を行っている臨時災害FM局等の放送継続に配意すること。

- 三、日本経済の活性化など社会的諸課題の解決に資するため、スマートメーターやM2M等の電波 利用システムによる新産業・新サービスの推進を図るとともに、電波の逼迫等その障害となる課 題の解消に向けて検討を行うこと。
- 四、周波数の競売については、免許手続の透明化や歳入増が期待され、また、新規参入や市場競争を促進し、イノベーションの促進や国際競争力の強化につながることも期待できる一方、落札額の高騰による事業者・利用者の負担増、電波が金融取引の対象となる等の課題があることから、電波が国民共有の財産であることを踏まえつつ、国民全体の便益を考慮して、幅広く意見を聴取し、総合的に検討を行うこと。

右決議する。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 26.3.27可決 参議院 4.9厚生労働委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 第一 次世代育成支援対策推進法の一部改正
 - 一 法律の有効期限について、平成27年3月31日を平成37年3月31日に改める。
 - 二 厚生労働大臣は、基準に適合する認定一般事業主について、特例認定を行うことができる。 特例認定一般事業主については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出の規定は、適 用しない。ただし、毎年少なくとも1回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければ ならない。

第二 母子及び寡婦福祉法の一部改正

- 一 法律の題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法とし、父子家庭に対する福祉の措置の章を創設する。団体、職種、施設等の名称等について、母子福祉団体を母子・父子福祉団体とする等の変更を行う。
- 二 厚生労働大臣は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針を定めるものとする。
- 三 都道府県等は、父子家庭の父又は児童に対し、父子福祉資金を貸し付けることができる。 都道府県等は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金及び高等職 業訓練促進給付金を支給することができる。これらの給付金については、公課は、課すること ができない。

第三 児童扶養手当法の一部改正

都道府県知事等は、父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる者についても、児童扶養手当を支給する。ただし、法定の要件に該当するときは、その全部又は一部を 支給しない。

第四 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第一の一は公布の日から、第二は平成26年10月1日から、第三は平成26年12月1日から施行する。

【附带決議】(26.4.15厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、非正規雇用で働く女性の就業継続を促進するため、一般事業主行動計画策定において非正規雇

用労働者も取組の対象であることを明確にするとともに、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。

- 二、非正規雇用労働者が育児休業を取得しやすい環境の整備を一層促進するため、育児・介護休業 法の在り方などその育児休業取得率の引上げにつながるような対策を検討し、必要な措置を講ず ること。
- 三、男性の育児休業取得率を上げるため、数値目標の達成に向けた取組を促進するなど、事業主に 対する相談・指導・支援に努めること。また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に有効な 措置を講ずること。
- 四、男女共に仕事と育児の両立を図ることができるよう、労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促 進のために有効な措置を講ずること。
- 五、次世代育成支援対策に関する計画に定めた目標を達成したこと等の基準を満たした一般事業主に付与される認定マーク(くるみんマーク)の認知度が低いことに鑑み、現行の認定マーク及び特例認定制度に基づく新たな認定マークについて周知徹底を図り、あわせて、一般事業主の更なる取組を促進するため、有効な措置を講ずること。
- 六、女性の活躍促進に係る取組を促すため、キャリアアップ支援やポジティブ・アクション等の施 策の導入など、実効ある措置を講ずること。
- 七、「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(ILO第156号条約)」の定める趣旨を踏まえ、家族的責任を有する男女労働者が差別を受けることなく、機会及び待遇の均等を図ることができるようにするとともに、できる限り家族的責任と職業上の責任の両立に必要な措置を講ずることと併せ、事業主に対する相談・指導・支援に努めること。 右決議する。

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 26.3.27可決 参議院 4.9厚生労働委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、短時間労働者の雇用管理の改善等を図るため、差別的取扱い禁止の対象となる通常の労働者と同視すべき短時間労働者について、期間の定めのない労働契約を締結しているものとの要件を削除するとともに、事業主等に対する国の援助について定め、短時間労働援助センターを廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 短時間労働者の待遇について、通常の労働者との待遇の相違は、職務の内容、職務の内容及び 配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。
- 二 事業主は、労働契約の期間の定めの有無にかかわらず、通常の労働者と同視すべき短時間労働者(職務内容同一短時間労働者であって、雇用の全期間において、その職務の内容及び配置が通常の労働者のそれと同一の範囲で変更されると見込まれるもの)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。
- 三 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、速やかに、雇用管理の改善等に関する措置の内容について、当該短時間労働者に説明しなければならない。
- 四 事業主は、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項に関し、その雇用する短時間労働者 からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。
- 五 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する措置の規定に違反している事業主に対し、厚生労働 大臣が勧告をした場合において、勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表す ることができる。
- 六 報告徴収の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした事業主は、20万円以下の過料に処する。
- 七 国は、事業主等に対して、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する事項についての相談及び 助言その他の必要な援助を行うことができる。

- 八 短時間労働援助センターに係る規定を削除する。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

【附带決議】(26.4.15厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、差別的取扱いが禁止される通常の労働者と同視すべき短時間労働者については、多様な短時間 労働者の就業実態を考慮して、引き続き、その範囲の拡大について検討を行い、必要な見直しを 行うこと。
- 二、通勤手当に関し、短時間労働者であることを理由に通常の労働者との間の待遇に相違が生じる場合には、第8条及び関連法制の動向を踏まえ、職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理なものとならないよう必要な措置を講ずること。
- 三、短時間労働者の約7割を占める女性の活躍を推進するとともに、女性が活躍しやすい環境を 創っていくために男女雇用機会均等法など必要な法改正を含めた具体的な改善策を検討するこ と。
- 四、通常の労働者以外のフルタイム無期契約労働者については、労働契約法による無期転換の状況 等を踏まえ、適切な保護が図られるよう必要な措置を検討すること。
- 五、待遇等の説明を求めたことに対する不利益取扱いの禁止については、労働政策審議会の建議の 趣旨を十分に踏まえ、事業主への指導を強化する措置を講ずること。
- 六、第8条につき、どのような場合に不合理と認められるかについて裁判例の動向を踏まえて適切 な周知を行うこと。
- 七、公務の臨時・非常勤職員の任用に当たっては、本法の趣旨を踏まえた対応がなされるよう、必要な助言や情報の提供等を行うこと。
- 八、税制、社会保険制度との関係で短時間労働者の就業調整が広く行われている状況に鑑み、働き 方に中立的な税制、社会保険制度の構築について検討を行うこと。
- 九、均等待遇の原則を社会的に確立することが国際的な流れであることに鑑み、1994年に採択された「パートタイム労働に関する条約(ILO第175号条約)」の批准に向けて、我が国における短時間労働法制の見直しを進めるなど、精力的に努力すること。 右決議する。

政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(閣法第 33号)

(衆議院 26.5.27可決 参議院 5.28厚生労働委員会付託 6.4本会議可決)

【亜片】

本法律案は、政府管掌年金事業等の運営の改善を図るため、国民年金保険料の納付率の向上に向けた納付猶予制度の対象者の拡大、事務処理誤りにより納付の機会を逸失した国民年金保険料の納付等の特例の創設、年金個人情報の訂正手続の整備、滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合の軽減等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 被保険者等は、自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない等と思料するときは、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。厚生労働大臣は、社会保障審議会に諮問した上で、国民年金原簿の訂正に関する方針を定めなければならない。また、厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、社会保障審議会に諮問した上で、国民年金原簿の訂正を決定しなければならない。
- 二 滞納した国民年金保険料等に係る延滞金の割合を軽減する。
- 三 被保険者等は、事務処理誤り等の事由により保険料を納付することができなくなったと認められる期間を有するとき等は、厚生労働大臣にその旨の申出をすることができる。この場合において、厚生労働大臣の承認があったときは、当該期間について特例保険料の納付を可能とする等の

措置を講じる。

- 四 厚生労働大臣及び日本年金機構が利用目的以外の目的のために年金個人情報を提供することができる場合として、市町村が行う高齢者虐待の事実確認に関する事務等を追加する。
- 五 平成27年10月1日から平成30年9月30日までの間、国民年金の被保険者又は被保険者であった者は、厚生労働大臣の承認を受け、承認の日の属する月前5年以内の期間であって、保険料の徴収時効が過ぎた被保険者期間に限って、後納保険料を納付することができる。
- 六 平成28年7月から平成37年6月までの期間において、30歳から50歳に達する日の属する月の前月までに被保険者期間がある国民年金第一号被保険者又は第一号被保険者であった者であって本人及び配偶者の所得が一定以下のもの等から申請があったときは、厚生労働大臣は、当該被保険者期間のうちその指定する期間に係る国民年金の保険料については、これを納付することを要しないものとする。
- 七 この法律は、一部の規定を除き、平成26年10月1日から施行する。

【附带決議】(26.6.3厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、国民の年金制度に対する信頼性を高めるため、公的年金に関する広報、教育活動についての取組を拡充するとともに、国民年金保険料の納付率の向上と、厚生年金保険の未適用事業所の把握に向けて、引き続き努力を行うこと。また、年金保険料の徴収の適切な実施や国税庁への滞納処分権限の委任制度の活用など、確実かつ効率的な収納体制や組織体制を強化するとともに、不正受給の是正に向けて、更なる対策を講じること。あわせて、財政検証の結果については、制度見直しの検討に資するよう、適宜、適切な情報提供を行うこと。
- 二、納付猶予制度における対象の拡大に際しては、将来の低年金・無年金者の増加を防止する観点 から、猶予後も適切な取組により保険料の納付を確保すること。
- 三、年金記録の訂正手続については、民間有識者からなる合議体の審議に基づき厚生労働大臣が訂正する手続を創設するに当たって、年金記録確認第三者委員会による手続と比較し国民に不利益が及ばないよう適切な制度及び体制の構築を行うとともに、未統合記録のうち未解明な年金記録については、今後も解明に向けた継続的な取組を実施すること。
- 四、国民年金第一号被保険者に占める被用者の割合が増加していることに鑑み、持続可能な社会保 障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律等も踏まえつつ、早期に短時間労働者に対す る厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の更なる拡大に努めること。
- 五、年金積立金は将来の年金給付の貴重な財源であることを踏まえ、その運用については、年金被保険者の利益に即した安全かつ効率的なものとなるよう万全を期すこと。また、年金積立金管理運用独立行政法人の職員の専門性向上に努めるなど、必要な組織及び体制の強化を図ること。 右決議する。

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 26.4.4可決 参議院 4.14法務委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化により的確に対応するため、外国法事務 弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度を創設しようとす るものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 外国法事務弁護士は、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人(以下「外国法事務弁護士法人」という。)を設立することができる。
- 二 外国法事務弁護士法人の業務の執行等について、所要の規定を整備する。
- 三 外国法事務弁護士法人は、複数の事務所を設けることができるものとし、その事務所に、当該 事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならない。

- 四 外国法事務弁護士法人は、主たる事務所の所在する地域の弁護士会及び日本弁護士連合会に入 会するものとする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国 政府との間の協定の実施に関する法律案(閣法第35号)

(衆議院 26.4.17可決 参議院 5.21内閣委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国政府及びアメリカ合衆国政府が、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的として、相互に必要な指紋情報等を交換するための枠組みを定めた重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)を締結することに伴い、その実施に関し、アメリカ合衆国に入国した特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等について合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「照合用電子計算機」とは、特定指紋情報(刑事訴訟法の規定により被疑者 から採取された指紋に係る指紋情報をいう。以下同じ。)及び次に掲げる事項が記録されている 警察庁長官の使用に係る電子計算機であって、特定の者に係る指紋情報と特定指紋情報とを照合 してその者に係る指紋情報が当該電子計算機に記録されているか否か及び当該指紋情報が記録さ れている場合にあっては当該指紋情報に係る当該事項を確認することができる機能を有するもの をいう。

- 1 当該特定指紋情報により識別される者の氏名、生年月日、出生地、性別、身長又は体重
- 2 当該特定指紋情報により識別される者の刑事の処分の経歴
- 3 当該特定指紋情報に係る指紋の採取がされた年月日その他の当該指紋の採取に関する事項
- 二、合衆国連絡部局から照会を受けた場合の措置

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、特定の者に係る指紋情報に関する照会を受けたときは、 その者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されているか否か等を自動的にオンラインで回 答する.

- 三、合衆国連絡部局から追加の情報の提供の要請を受けた場合の措置
 - 1 警察庁長官は、二により、特定の者に係る指紋情報が照合用電子計算機に記録されている旨を回答した場合において、合衆国連絡部局から、追加の情報の提供の要請を受けたときは、当該要請があった時に現に照合用電子計算機に記録されている情報(一の1から3までに掲げる事項に係るものに限る。)であって、当該要請の目的に照らして必要かつ適当であると認められるものを提供することができる。
 - 2 警察庁長官は、1により合衆国連絡部局に対し情報を提供する場合において、必要があると 認めるときは、当該情報の利用に関する条件を定めるものとする。
- 四、提供した情報の利用に係る同意等

警察庁長官は、合衆国連絡部局から、三により提供した情報を当初の要請の目的等以外の目的のために利用することについての同意又は二により回答し、若しくは三により提供した情報を第三国等に開示することについての同意を求められたときは、それらの内容について同意をするかどうかを決定し、その旨を合衆国連絡部局に通知するものとする。

五、情報の適切な管理のための措置

警察庁長官は、照合用電子計算機に記録された特定指紋情報等の漏えいの防止等のために、照合用電子計算機に係るアクセス制御機能の高度化その他の必要な措置を講ずる。

六、外務大臣の措置

外務大臣は、日米査証免除制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の 安全を強化する上で協定が果たす役割に鑑み、協定の実施に関し、必要に応じ、アメリカ合衆国 政府と協議する。

七、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(26.5.27内閣委員会議決)

政府は、本法の実施に当たり、両国の国民の安全を強化するために重大な犯罪を防止し、及び捜査することを目的とするとともに、国民の人権に十分な配慮を行えるよう、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

- 一 被疑者として指紋を採取された者で米国に情報を提供された者のうち、無罪判決が確定した者については、必要かつ相当と認める場合には、被提供国たる米国に対し、重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「協定」という。)第10条1の規定に基づきその旨を通知するとともに、目的外使用又は第三国等への開示に同意しないよう、慎重な運用に努めること。
- 二 協定及び本法の実施に当たっては、国家公安委員会はその状況を適切に管理し、指紋提供件数、 追加の情報の提供に至らなかった件数、追加の情報の提供を求められた件数について定期的な情報の提供を受け、必要な場合には、随時その実施状況の報告を求め、運用の適正を確保すること。
- 三 協定及び本法に基づく追加の情報等の目的外使用及び第三国等への開示の同意に当たっては、 国家公安委員会はこれを適切に管理し、政府は、警察庁長官より国家公安委員会にできる限り事 前に必要な報告をさせ、運用の適正を確保すること。また、当該同意については、その件数、内 容等の運用状況を踏まえ、必要があると認められる場合、法的措置を含め、更なる運用適正化の ための措置を講じること。
- 四 我が国が提供した追加の情報が、協定第8条5(1)の目的に基づき、我が国の安全その他の重要な利益が害されるおそれがある場合には、警察庁長官は追加の情報の提供に当たっては、関係する省庁に意見を求めるなど、慎重に検討すること。 右決議する。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 26.4.4可決 参議院 4.8環境委員会付託 4.16本会議可決)

【要旨】

平成17年に、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組を強化するため、核物質の防護に関する条約の改正が採択された。これを発効させるため、平成24年の第2回核セキュリティ・サミットにおいて、締約国は平成26年までに核物質の防護に関する条約の改正を締結するための手続を加速化することが強く要請されている。

本法律案は、こうした国際的要請を踏まえ、核物質の防護に関する条約の改正内容を我が国として担保するために必要となる法制上の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定核燃料物質輸出入罪

- 1 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出 した者は、7年以下の懲役に処するものとする。
- 2 1の罪の未遂は、罰するものとする。
- 3 1の罪を犯す目的で、その予備をした者は、3年以下の懲役に処するものとする。ただし、 1の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減軽し、又は免除するものとする。

二、強要罪

特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して 脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、5年以下の懲役に 処するものとする。

三、施行期日

この法律は、核物質の防護に関する条約の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第37号)

(衆議院 26.4.17可決 参議院 4.18経済産業委員会付託 5.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力事業者による廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るため、原子力損害賠償支援機構を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に改組し、その業務に廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発等の業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は以下のとおりである。

一、題名等

- 1 法律の題名を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」とし、原子力損害賠償支援機構の名称 を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」(以下「機構」という。)とする。
- 2 法律の目的に、廃炉等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年 法律第166号)に基づき指定された特定原子力施設に係る実用発電用原子炉の廃止(放射性物 質によって汚染された水に係る措置を含む。)又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処 理の事業の廃止をいう。以下同じ。)の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加する。

二、業務の範囲等

- 1 機構の業務に、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図るための助言、指導及び勧告、廃炉等に関する情報の提供並びにこれらの業務に附帯する業務を追加する。
- 2 機構は、毎事業年度、廃炉等に係る業務の実施の状況について主務大臣に報告し、主務大臣は、速やかにこれを公表しなければならない。
- 3 機構の役員に副理事長1人、理事2人を追加する。
- 三、廃炉等技術研究開発業務実施方針
 - 1 機構は、廃炉等に必要な技術に関する研究及び開発に関する業務を実施するための方針(以下「廃炉等技術研究開発業務実施方針」という。)を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。
 - 2 機構に廃炉等技術委員会を置き、廃炉等技術研究開発業務実施方針の作成又は変更その他の 必要な事項について、議決を行う。

四、資金援助

廃炉等を実施する原子力事業者の特別事業計画には、廃炉等の実施状況、廃炉等の実施に必要な経費の見通し及び廃炉等を適正かつ着実に実施するための体制の整備に関する事項を記載しなければならない。

五、機構による廃炉等の実施

機構は、廃炉等技術委員会の議決を経て、廃炉等を実施する原子力事業者の委託を受けて、当該原子力事業者に係る廃炉等の一部を実施することができる。

六、国の責務等

- 1 国は、放射性物質によって汚染された水による環境への悪影響の防止その他の環境の保全について特に配慮しなければならない。
- 2 国は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質によって汚染された水の流出を制御していくことが

喫緊の課題であることに鑑み、国内外の不安が早期に解消されるよう、万全の措置を講ずるものとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す ろ.

【附帯決議】(26.5.13経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 原子力損害賠償支援機構法制定時に国会修正によって追加された、原子力損害の賠償に関する 法律の改正等の抜本的な見直しをはじめとする必要な措置(附則第6条第1項)、及び、本法の 施行状況を踏まえ講ずるものとされる必要な措置(附則第6条第2項)に係る検討条項に関し、 制定時の附帯決議の趣旨に鑑み、早急に結論を得るよう更に検討を進めること。
- 二 福島第一原発事故発生後3年を経て、なお完了まで時間を要するとされる東京電力による被災者への損害賠償に関し、本年1月に認定された新・総合特別事業計画に従い、損害賠償の迅速かつ適切な実施を可能とするための万全の支援を行うこと。
- 三 機構が新・総合特別事業計画に基づいて東京電力株式の売却等によりその議決権の段階的な低減を実施していくに当たっては、東京電力による福島第一原発の廃炉作業の実施状況やそのための体制整備の在り方に関し、機構の運営委員会及び廃炉等技術委員会による適切かつ十分な検証・評価を踏まえて進めるものとすること。
- 四 今後長期にわたる事故炉の廃止措置を着実に進めるため、原子力技術を支える新たな研究者や技術者の育成を図るとともに、現場作業を通じて技術の伝承を図るなど熟練した作業員の確保に努めること。また、国内外の英知を結集して過酷な環境下における廃炉作業を円滑に行うための技術の開発に努めること。
- 五 機構の業務に「廃炉等に関する情報の提供」が追加されることに伴い、廃炉関係業務の実施を 通じて集積される技術及び知見が内外の原子炉の廃炉に際して積極的に活用されるための機構の 体制整備を図ること。また、損害賠償支援業務に係るものも含め、機構の業務に関し内外に対し てこれまで以上に適時適切な情報の公開を進めること。
- 六 福島第一原発において現在に至るまで汚染水の漏洩が相次ぎ、収束の兆しが見られない状況を 踏まえ、早急かつ確実に汚染水を封じ込める環境が達成できるよう、東京電力に対して厳しく指 導・監督を行うとともに、国費を投じて実施する遮水壁の構築等の施策を迅速かつ確実に行うこ と。
- 七 福島第一原発の廃炉作業については、高線量下で行われるという特殊な労働環境であることに 鑑み、関係省庁と機構との十分な連携・協力により、現場作業員の労働環境及び就労条件の改善 が達成されるための監督体制の拡充強化を図ること。
- 八 機構が行う研究開発は、基本的に研究開発の企画を想定し、国際廃炉研究開発機構や日本原子 力研究開発機構などとの適切な役割分担を行い、原子力事業者が納付する一般負担金の過度な増 大を招くことのないよう留意すること。

右決議する。

少年院法案(閣法第38号)

(衆議院 26.5.27可決 参議院 5.28法務委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨)

本法律案は、少年院の適正な管理運営を図るとともに、少年院に収容される在院者の人権を尊重しつつ、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うため、少年院の管理運営に関する事項を定めるとともに、矯正教育の基本となる事項、在院者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定めるほか、在院者による不服申立ての制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 少年院の管理運営

少年院の種類を少年の特性に合わせて再編するとともに、少年院の運営の透明性を確保するため、少年院視察委員会を設置し、その組織及び権限等について定める。

二 在院者の処遇

- 1 在院者の処遇の原則を定めるとともに、矯正教育の目的、内容及び実施方法等矯正教育の基本的な事項を定める。
- 2 在院者の円滑な社会復帰を図るため、保護観察所との連携に努め、在院者の帰住先の確保及 び修学・就業の支援等を行うものとする。
- 3 在院者の権利義務の範囲、その生活及び行動に制限を加える場合の要件及び手続を定める。
- 4 面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備する。

三 不服申立て

在院者が自己の受けた処遇全般について行う不服申立ての手続として、法務大臣に対する救済の申出並びに監査官及び少年院の長に対する苦情の申出の制度を整備する。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

少年鑑別所法案(閣法第39号)

(**衆議院** 26.5.27可決 **参議院** 5.28法務委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、少年鑑別所の適正な管理運営を図るとともに、鑑別対象者の鑑別を適切に行うほか、少年鑑別所に収容される在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、並びに非行及び犯罪の防止に関する援助を適切に行うため、少年鑑別所の管理運営に関する事項を定めるとともに、鑑別対象者の鑑別の実施方法を定めるほか、在所者の権利義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続等を定め、在所者による不服申立ての制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 少年鑑別所の管理運営

少年鑑別所の事務について明確に規定するとともに、少年鑑別所の運営の透明性を確保するため、少年鑑別所視察委員会を設置し、その組織及び権限等について定める。

二 鑑別対象者の鑑別

鑑別の実施方法のほか、家庭裁判所等の求めによる鑑別等について定める。

三 在所者の観護処遇

- 1 在所者の観護処遇の原則を定めるとともに、在所者の地位を考慮した観護処遇を行うものとする.
- 2 在所者の生活態度に関し必要な助言及び指導を行うとともに、健全な社会生活を営むために 必要な知識及び能力を向上させることができるよう、学習等の機会を与えるものとする。
- 3 在所者の権利義務の範囲、その生活及び行動に制限を加える場合の要件及び手続を定める。
- 4 面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備する。

四 不服申立て

在所者が自己の受けた処遇全般について行う不服申立ての手続として、法務大臣に対する救済の申出並びに監査官及び少年鑑別所の長に対する苦情の申出の制度を整備する。

五 非行及び犯罪の防止に関する援助

少年非行に関する専門的知識及び技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、少年院法の施行の日から施行する。

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第40号)

(**衆議院** 26.5.27可決 **参議院** 5.28法務委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴い、旧少年院法を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 廃止する法律
 - 少年院法(昭和23年法律第169号)
- 二 次に掲げる法律の規定の整備
 - 1 電波法 (昭和25年法律第131号)
 - 2 少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成4年法律第84号)
 - 3 国際受刑者移送法(平成14年法律第66号)
 - 4 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)
 - 5 更生保護法(平成19年法律第88号)
 - 6 法務省設置法 (平成11年法律第93号)
- 三 この法律は、少年院法の施行の日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第41号)

(衆議院 26.3.27可決 参議院 4.2文教科学委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、義務教育諸学校の教科用図書の採択の制度の改善を図るため、2以上の市町村の区域を併せた採択地区(以下「共同採択地区」という。)における市町村の教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、共同採択地区における教科用図書の採択の方法
 - 1 共同採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村 立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会 (以下「採択地区協議会」という。)を設けなければならないものとすること。
 - 2 共同採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごと に同一の教科用図書を採択しなければならないものとすること。
- 二、採択地区の設定に係る地域の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた 地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めること。

三、採択した教科用図書の種類等の公表

市町村の教育委員会等が教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとすること。

四、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、二及び三に関する規定は、公布の日から施行すること。

【附带決議】(26.4.8文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、都道府県の教育委員会は、採択地区の設定・変更に当たっては、関係市町村の教育委員会の意 見を十分に尊重すること。
- 二、採択地区協議会の組織及び運営に関して定める政令については、採択地区協議会の透明性が確保される内容となるよう万全を期すこと。また、採択地区協議会が公正に運営されるよう努めること。

- 三、採択した教科書の種類等の公表に係る文部科学省令で定める事項については、採択手続の透明性を確保する観点から、採択結果や採択理由のみならず、協議の経過が明らかとなるよう、教育委員会の議事録や調査研究資料を含めるとともに、採択地区協議会の議事録についても同様の措置を講じ、広く周知に努めること。また、教育委員会等に対し、これらの事項の公表を積極的に促すよう十分な施策を講ずること。
- 四、教科書採択における調査研究の重要性を踏まえ、調査研究の体制充実に努めること。また、共 同採択地区において共同して行われる調査研究の成果が、採択地区協議会による協議において十 分に活用されるよう配慮すること。
- 五、政府は、障害者の権利に関する条約に掲げるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒が十分な教育を受けられるよう教科書・教材の充実等必要な諸条件の整備に努めるとともに、教育委員会等に対し、教科書のバリアフリー化への配慮を促すこと。また、デジタル教科書・教材の活用などICT教育の充実が図られるよう、実践的な調査研究を推進すること。

右決議する。

私立学校法の一部を改正する法律案(閣法第42号)

(衆議院 26.3.14可決 **参議院** 3.17文教科学委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととすること。

- 二、所轄庁による必要な措置の命令等
 - 1 所轄庁は、学校法人が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときに当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすること。
 - 2 所轄庁は、1の措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を 聴かなければならないこととすること。
 - 3 学校法人が1の措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員の解任を 勧告することができることとすること。
 - 4 所轄庁は、3により役員の解任を勧告しようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の 理事又は解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の 意見を聴かなければならないこととすること。

三、報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の 状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財 産の状況等を検査させることができることとすること。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

【附帯決議】(26.3.25文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、私立学校制度は、私立学校の特性に鑑み、その自主性を重んじつつ公共性を高めることによって私立学校の健全な発達を図ることを目的としていることに留意し、学校法人がその自主性及び公共性を十分に発揮できる管理・運営の在り方、特に内部チェック機能の強化、財務・会計関係

書類の開示等について検討すること。

- 二、所轄庁による措置命令等の判断基準を明確化するため、第60条第1項に規定された「その運営が著しく適正を欠くと認めるとき」の適用事例を具体的に示し、学校法人等に周知徹底すること。
- 三、措置命令等を発する場合には、所轄庁による恣意的な適用が行われないよう、法的手続の遵守 を徹底し、その運用に当たっては、私立学校審議会等の意見を尊重するとともに、所轄庁の判断 について公表し、説明責任を果たすこと。
- 四、学生等が在籍している学校法人に対し解散命令等を発するに当たっては、修学機会確保の観点 から、在校生の転学等が円滑に行われるための支援等に積極的に取り組むこと。
- 五、我が国の学校教育において、私立学校が大きな割合を占め建学の精神に基づく特色ある教育活動を通して重要な役割を果たしていることに鑑み、私学助成の拡充を始めとする私学振興策の充実に努めること。

右決議する。

森林国営保険法等の一部を改正する法律案(閣法第43号)

(衆議院 26.3.27可決 参議院 4.2農林水産委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特別会計の改革を推進するため、政府が行う森林保険に係る事業を独立行政法人森林総合研究所に移管することとし、森林国営保険法の規定の整備を行い、同研究所の目的、業務の範囲等を改め、森林保険特別会計を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、森林国営保険法の一部改正
 - 1 法律の題名

法律の題名を森林保険法に改めることとする。

2 目的

この法律は、森林保険の制度を確立することにより、災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定を図ることを目的とすることとする。

3 定義

この法律において「森林保険」とは、森林につき、火災、気象上の原因による災害(風害、水害、雪害、干害、凍害及び潮害に限る。)及び噴火による災害(以下「保険事故」という。)によって生ずることのある損害を填補する保険であって、この法律により行うものをいうこととする。

また、「森林保険契約」とは、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)が森林につき保険事故によって生ずることのある損害を填補することを約し、保険契約者がこれに対して保険料を支払うことを約する契約をいうこととする。

4 森林保険

研究所は、森林保険の保険金額の標準、保険料率その他の引受けに関する条件を定め、農林 水産大臣に届け出ることとする。また、当該引受けに関する条件が保険契約者の負担の観点から著しく不適切なものである等のときは、農林水産大臣は、研究所に対し、変更命令を行うこ とができることとする。

- 二、独立行政法人森林総合研究所法の一部改正
 - 1 研究所の目的の追加及び業務の範囲の変更 森林保険を効率的かつ効果的に行うことを研究所の目的として追加し、森林保険の実施及び これに附帯する業務を研究所の業務の範囲に追加することとする。
 - 2 業務の委託

研究所は、業務方法書で定めるところにより、森林組合若しくは森林組合連合会又は地方公 共団体その他農林水産大臣の指定する者に対し、森林保険の実施及びこれに附帯する業務(森 林保険契約の締結及び保険金の支払の決定を除く。)の一部を委託することができることとする。

3 長期借入金及び森林総合研究所債券

研究所は、森林保険の実施及びこれに附帯する業務に要する費用等に充てるため、農林水産 大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は森林総合研究所債券(以下「債券」という。)を 発行することができることとする。

4 債務保証

政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、3の長期借入金又は債券に係る債務について保証することができることとする。

5 財政上の措置

政府は、研究所が、3の長期借入金をし、又は債券を発行することによっても、なお森林保険の実施及びこれに附帯する業務に要する費用等に充てるための資金の調達をすることが困難であると認められるときは、予算で定める額の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずることとする。

三、特別会計に関する法律の一部改正

森林保険特別会計を廃止することとする。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(26.4.8農林水産委員会議決)

森林保険は、火災、気象災及び噴火災による損害を塡補する総合的な保険として、林業の再生産の阻害防止と林業経営の安定に重要な役割を担ってきたところであり、今後とも、その安定的で効率的・効果的な運営を確保することが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 独立行政法人森林総合研究所が、移管される森林保険事業の業務を主体的かつ安定的・効率的に運営することができるよう、必要な人材の確保、業務委託等の事業実施体制の整備を速やかに図るべく、適切に指導・監督すること。その際、国との保険契約が円滑に承継され、被保険者の利便性の低下を招くことのないよう、十分留意すること。
- 二 新たな森林保険制度の実施に当たっては、施業の集約化、地域の条件に応じた低コスト・高効率な作業システムの構築及び国産材の安定供給の確保等、林業の成長産業化に向けた関連施策の実施と連動して加入率の向上に取り組み、ひいては、林業の再生産の確保及び林業経営の安定につなげること。
- 三 国際社会にとり重要かつ喫緊の課題である地球温暖化防止のため、京都議定書の第二約束期間 に係る目標の達成に向けて、間伐や植林等の森林吸収源対策を着実に推進するとともに、これに 必要な安定的な財源を確保すること。
- 四 地球温暖化や厳しい自然条件の影響による災害発生リスクの増大等を踏まえ、適時適切に本法 の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。 右決議する。

電気事業法等の一部を改正する法律案(閣法第44号)

(衆議院 26.5.20可決 参議院 5.30経済産業委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、第185回国会で成立した電気事業法の一部を改正する法律附則第11条の規定に基づく電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置として、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するため、一般の需要に応じ電気を供給する事業を営もうとする者に係る経済産業大臣の登録制度を創設する等の措置を講ずるとともに、電力の先物取引に係る制度及び再生可能エネルギー電気

の調達に係る制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電気事業法の一部改正
 - 1 現在、一般電気事業者にしか認められていない家庭等への電気の供給を自由化する。
 - 2 電気事業の類型を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行する。
 - 3 一般送配電事業者に、需給バランス維持、送配電網の建設・保守、最終保障サービス、離島のユニバーサルサービス等を義務付ける。
 - 4 小売電気事業者に、需要を賄うために必要な供給力を確保することを義務付ける。
 - 5 電気の卸売に係る規制を撤廃する。
 - 6 広域的運営推進機関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設するほか、現在の一般電気事業者が引き続き一般担保付社債を発行できるようにする、卸電力取引所を法定化する、保安規制を合理化する、現在の一般電気事業者に対し、一定期間、料金規制を継続する等の措置を講じる。
- 二、商品先物取引法の一部改正

電力先物取引を可能にするため、先物取引の対象に「電力」を追加する。

三、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正 電気事業法の事業類型の見直しに伴い、再生可能エネルギー電気の買取義務者を一般電気事業 者等から小売電気事業者等に変更する。

四、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政 令で定める日から施行する。

【附帯決議】(26.6.10経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 電力の小売全面自由化に伴い、新規事業者に対する送配電網への公平な接続の保証や需要家情報の共有等を通じて、新規事業者が電力小売市場に参入することが阻害されることなく、現在の一般電気事業者と公平に競争できる環境を整備すること。また、新規事業者の電源調達を容易にするため、引き続き、地方自治体による電源の売り入札の促進に加え、電力会社における余剰電力の供出の促進等を通じ、卸電力市場の活性化に向けて必要な措置を講じるものとすること。さらに、新規参入や技術開発等の促進は、経済成長につながるものであり、政府の諸方針においても明確に位置付けるものとすること。
- 二 電力の小売全面自由化に伴って電力の安定供給が損なわれることのないよう、昨年の電気事業法改正によって法定された広域的運営推進機関の機能の適正な行使等を通じて、必要な供給予備力が常時確保されることなど、電力システム改革の目的である「電力の安定供給の確保」が達成されるための万全の措置を講じるものとすること。また、スマートメーターの普及、発電所の環境アセスメントの緩和等の施策を引き続き検討し、可能なものについては可及的速やかに措置を講じること。特に、電力が市場に十分に供給されることが市場における競争環境上重要であることに鑑み、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要となる電力の需給状況の安定が確保されるための有効な措置を講じるべく努めるものとすること。
- 三 電力市場における適正な競争を通じて、電力システム改革の目的の一つである「電気料金の最大限の抑制」が確実に達成されるために必要な措置を講じるものとし、規制料金の撤廃は需要家保護の観点からその時期を十分に見極めて行うとともに、新規参入事業者が公平な条件で競争できるような価格形成が図られるようにするなど、適正な電気料金の実現のための措置を講じること
- 四 電力システム改革の詳細な制度設計及び実施については、当該改革に当たっての課題検証とその結果に基づく課題克服のために必要な措置を講じて進めるとともに、今年策定された新たなエネルギー基本計画の内容と整合性をもって第3段階の改革まで着実に進めるものとし、関係方面に十分な説明を行うものとすること。また、再生可能エネルギーによる発電を利用する新規事業

者の電力市場参入を促すための送配電網の整備や参入手続における一層の規制緩和等の措置を国 民負担に十分配慮した上で講じるとともに、再生可能エネルギーによる発電が健全かつ着実に行 われるための制度を整備することにより、我が国においてその効率的な導入が最大限促進される よう努めること。

- 五 原子力政策の抜本的見直しが求められる中、競争環境下における原子力発電の在り方及び我が国における核燃料サイクル政策の位置付けについて早急に検討の上、電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講じること。また、原子力事業者において今後国内において増加する原子力発電所の廃炉の円滑な実施や新規制基準への対応、使用済核燃料の処理、地球温暖化対策及び電力安定供給への貢献等の課題への適切な対処が可能となるよう、国と原子力事業者の役割分担を含めた事業環境の整備に向けて、平成28年を目途に電力の小売全面自由化の実施が予定されていることを踏まえ、必要な措置について速やかに検討し、遅滞なく実施するものとすること。
- 六 電力システム改革の遂行に際しては、今日まで電力の安定供給を支えてきた電力関連産業の労働者の雇用の安定や人材の確保・育成、関連技術・技能の継承に努めるとともに、改革の過程において憲法並びに労働基準法に基づく労使自治を尊重するものとすること。また、当該労働者について一定の形態の争議行為の禁止を定める「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」については、自由な競争の促進を第一義とする電力システム改革の趣旨と整合性を図る観点から、電力システム改革に関する法体系の整備に併せ、所管省庁において有識者や関係者等からなる意見聴取の場を設けその意思を確認し、同法の今後の在り方について検討を行うものとすること。
- 七 電気事業の規制に関する事務をつかさどる独立性及び高度の専門性を有する新たな行政組織は、 実効性のある送配電部門の中立性の確保、電気の小売業への参入の全面自由化等の電力システム 改革を推進する上で、必要な電気事業の規制に関するモニタリング、電気事業への参入の促進、 市場における適切な競争環境を阻害する要因の除去、対等な競争条件の確保等を実施するための 必要最小限な組織とし、肥大化は極力避けること。また、この観点から、新たな行政組織への移 行が平成27年を目途に着実に措置されるよう、引き続き詳細設計に向けて検討を進めるものとす ること。

右決議する。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第45号)

(衆議院 26.5.22可決 **参議院** 6.11国土交通委員会付託 6.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地震に対する安全性が確保されていないマンションの建替え等の円滑化を図るため、マンション及びその敷地の売却を多数決により行うことを可能とする制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」に改めることとする。
- 二 耐震性が不足していることについて特定行政庁の認定を受けたマンションの区分所有者は、区 分所有者等の5分の4以上の多数で、マンション及びその敷地を売却する旨の決議をすることが できることとする。
- 三 二の決議に係るマンションを買い受けようとする者は、決議前に、当該マンションに係る買受計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けることができることとし、決議で定める買受人は、 当該認定を受けた者でなければならないこととする。
- 四 二の決議の合意者は、決議合意者等の4分の3以上の同意で、都道府県知事等の認可を受けて マンション及びその敷地の売却を行う組合を設立することができることとする。
- 五 組合は、マンション及びその敷地の売却に参加しない区分所有者に対し、区分所有権及び敷地 利用権を時価で売り渡すことを請求できることとする。
- 六 都道府県知事等の認可を受けた分配金取得計画で定める権利消滅期日に、マンション及びその

敷地利用権は組合に帰属し、当該マンション及びその敷地利用権に係る借家権及び担保権は消滅 することとする。

- 七 組合は、権利消滅期日までに、決議に合意した区分所有者に対して分配金を、また、借家権者に対して補償金を支払わなければならないこととする。
- 八 耐震性が不足していることについて認定を受けたマンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、市街地環境の整備・改善に資するものについては、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和することができることとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(26.6.17国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 老朽化マンションについて、建替え、改修を含めた再生事業が円滑に進むよう、マンション敷 地売却制度の創設による老朽化マンションの建替え等の促進効果を見極めた上で、マンションに 係る権利調整や建築規制の在り方等について、引き続き多角的な観点から総合的な検討を行うこ と。
- 二 更新ニーズの強い団地型のマンションについては、その再生のための施策の在り方について、 まちづくりの観点も含めて幅広く検討を行うこと。
- 三 マンション敷地売却制度及び容積率の緩和特例の前提となる耐震診断が広く行われることが重要であることから、共同住宅向けの耐震化のための支援制度の一層の充実に努めること。また、既存ストックを有効活用する観点から、区分所有者が改修か建替えか売却かを的確に判断できるよう、判断基準の作成、普及に努めること。
- 四 マンション敷地売却決議がされた要除却認定マンションの区分所有者及び借家人に対し、認定 買受人が第113条の代替建築物の提供等を実施するに際しては、できるだけ区分所有者及び借家 人の要請に沿った提供等となるよう努めること。
- 五 マンション敷地売却の際には、除却の必要性に係る認定、マンション敷地売却決議、分配金取得計画の決定等の各段階において紛争の余地を少なくすることが重要と考えられることから、耐震性の判断、買受人の選定、分配金等の算定等について、適切かつ明確な基準やガイドラインを示すこと。
- 六 除却の必要性が認定されたマンションの建替えに係る容積率の特例については、特定行政庁に おいて、周辺地域への影響を十分に考慮し、地域住民の理解を得る努力をした上で、円滑な建替 えが可能となるような運用がなされるよう、必要な助言を行うこと。
- 七 近年の老朽化マンションの増加の実態を踏まえ、本法に基づくマンション敷地売却事業のほか、マンション建替事業や耐震改修などのマンション再生に向けた制度が十分に活用されるよう、地方公共団体や関係団体等と連携し、制度の周知や費用の支援、相談窓口の設置、紛争処理体制の整備なども含め、その対応に万全を期すこと。

右決議する。

司法試験法の一部を改正する法律案(閣法第46号)

(衆議院 26.5.15可決 参議院 5.21法務委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨)

本法律案は、司法試験の試験科目の適正化及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を図るため、短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法とするほか、受験期間内に受けることができる司法試験の回数についての制限を廃止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 短答式試験科目の変更

司法試験の短答式による筆記試験の試験科目を憲法、民法及び刑法の3科目とする。

二 受験回数制限の緩和

受験期間内に受けることができる司法試験の回数について、3回の範囲内とする制限を廃止し、 法科大学院修了又は司法試験予備試験合格後5年間の期間内は毎回受験できるようにする。

三 この法律は、平成26年10月1日から施行する。

【附带決議】(26.5.27法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 我が国における法曹養成制度については、法曹志望者の減少という危機的な状況にあるにもかかわらず抜本的な改革が進んでいないことを踏まえ、有為な人材が数多く法曹を志望するよう、直ちに必要な調査を実施して在るべき適切な法曹人口を把握した上、司法試験合格者数の削減等所要の方策を早急に検討し、速やかに実行すること。
- 二 司法試験の在り方について検討するに当たっては、法科大学院における教育及び司法修習との 連携によるプロセスとしての法曹養成制度の理念を踏まえること。
- 三 予備試験制度創設の趣旨と現在の利用状況とがかい離している点に鑑み、本来の趣旨を踏まえて予備試験制度の在り方を早急に検討し、その結果に基づき所要の方策を講ずること。
- 四 法科大学院の入学者数の減少、法科大学院修了者の司法試験合格率の低迷等、法科大学院の置かれている現状を直視し、法科大学院が所期の目的を十分に達成するため、その教育水準の改善に取り組んでいくこととなるよう、必要な対策を講ずること。 右決議する。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(閣法第47号)

(衆議院 26.4.11可決 参議院 4.16総務委員会付託 4.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、能力及び実績に基づく人事管理の徹底
 - 1 任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、人事評価を定期的に行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用する。
 - 2 職務給原則を徹底するため、地方公共団体は、給与に関する条例において等級別基準職務表 を定め、等級及び職制上の段階ごとに職員数を公表する。
- 二、退職管理の適正の確保
 - 1 離職後に営利企業等の地位に就いた職員が、地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等が関係する契約又は処分であって離職前に関係していた職務に属するもの等に関して働きかけを行うことを規制する。
 - 2 地方公共団体は、国家公務員法における退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体 の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措 置を講ずる。
- 三、特定地方独立行政法人の役職員について、原則として、地方公務員と同様の措置を講ずる。 四、その他
 - 1 罰則等についての所要の規定を設ける。
 - 2 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(閣法第48号)

(衆議院 26.6.5可決 参議院 6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めようとするものである。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律 案(閣法第49号)

(**衆議院** 26.4.25修正議決 **参議院** 5.14農林水産委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置の改善を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る交付基準の変更等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、「生産条件不利補正対象農産物」及び「収入減少影響緩和対象農産物」の定義の明確化
 - 1 「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであって、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいうこととする。
 - 2 「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす 影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいうこととする。
- 二、交付金の対象農業者の要件の変更

対象農業者として、認定農業者及び集落営農組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する 認定就農者を追加するとともに、耕作の業務の規模に関する基準を設けないこととする。

三、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る交付基準の変更

対象農産物の生産拡大を図るため、当該年度における対象農産物の品質及び生産量に応じて交付する交付金を基本としつつ、当該年度における対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金をその内金として支払うこととする。

四、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行し、改正後の規定は、平成27年産の対象農産物から適用することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、附則に、政府は、この法律の施行後3年を目途として、農産物に係る収入の著しい変動が農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための総合的な施策の在り方について、農業災害補償法の規定による共済事業の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする規定を追加することとする修正が行われた。

【附帯決議】(26.6.12農林水産委員会議決)

我が国の農業・農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくとともに、地域の共同活動等を通じて農業の有する多面的機能の維持・発揮を促進することが重要である。

よって政府は、両法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 今後の農業・農村政策については、農業の有する多面的機能の確保を図りつつ、農産物の再生産可能な農業所得の確保による農業生産の継続及び農業経営の安定を図ることを旨として、総合的かつ強力に推進するとともに、現在、進められている食料・農業・農村基本計画の見直しの検討に当たっては、その旨を十分斟酌すること。
- 二 農業・農村の維持・発展における重要性に鑑み、認定農業者及び認定就農者の認定に当たっては、意欲と能力のある多様な農業者が幅広く認定されるよう、弾力的に運用すること。

- 三 地域農業の維持・発展に集落営農が果たす重要な役割に鑑み、その組織化に向けた合意形成を 促進するとともに、法人化等集落営農の経営発展に向けた取組を支援すること。
- 四 飼料用米の取組に当たっては、我が国の貴重な農業資源である水田がフルに活用され、食料自給率の向上及び水田経営と畜産経営の安定的な発展が図られるよう、耕種部門と畜産部門の円滑な連携体制の構築、流通体制の整備、関連施設の整備・導入、多収性専用品種の開発・栽培技術の確立・普及及び種子の確保、飼料用米の給与技術の確立・普及、飼料用米を給与した畜産物のブランド化を総合的・一体的に推進するとともに、その具体的な道筋を明らかにするよう努めること。
- 五 一連の農政改革による環境変化の下、営農類型別・地域別のモデルを示すとともに、米について、需給・価格に関する情報提供を行い、周知すること等により、農業者の主体的かつ積極的な経営判断を促すこと。
- 六 収入保険の検討に当たっては、対象品目に関し、幅広い観点から分析し、検討を行うこと。
- 七 農業の担い手の経営安定及び農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための施策の推進に当たっては、手続の簡素化等を一層進めるとともに、客観的かつ中立的な第三者機関の設置により、施策の取組と効果発現の状況の評価を行い、適時適切な見直しを行うこと。その際、中長期的な展望に立って評価・見直しを行い、現場の混乱を招くことのないよう制度的安定性に十分留意すること。
- 八 農村人口の減少・高齢化が進展する中、農村地域の維持・振興が着実に図られるよう、農林水 産省はもとより関係府省との有機的連携により、地域資源を活用した産業の創造、都市と農村の 交流、生活環境の保全・整備等農村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

特に中山間地域においては、農業分野における人材確保を早急に進めるとともに、関係府省の連携により、農業にとどまらず、医療・介護、教育、交通等の諸分野にわたる地域政策を強力に推進すること。

九 農業を成長産業とするためには、世界の経済成長を好機と捉え、日本食文化を広め、農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでいくことが喫緊の課題であることから、今後とも、農林水産物・食品を輸出戦略物資と位置付け、日本の食文化の普及に取り組みつつ、日本の食産業の海外展開と日本の農林水産物・食品の輸出促進が一体的に図られるよう、十全な支援措置を講ずること。 右決議する。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案(閣法第50号)

(衆議院 26.4.25可決 参議院 5.14農林水産委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらし、食料その他の農産物の供給と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと、また、農用地の保全に資する各種の取組が、良好な地域社会の維持及び形成や農用地の効率的な利用の促進に資するものであることに鑑み、地域の共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならないこととする。

二、多面的機能発揮促進事業の定義

多面的機能発揮促進事業とは、農業者団体等が実施する事業であって、次に掲げるものをいう

こととする。

- 1 農業用用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の管理に関する事業であって、当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動、又は、当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動
- 2 中山間地域等における農業生産活動の継続的な実施を推進する事業
- 3 自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する事業

三、基本指針

農林水産大臣は、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本指針(以下「基本指針」という。)を定めることとする。

四、基本方針

都道府県知事は、基本指針に即して、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針 (以下「基本方針」という。)を定めることができることとする。

五、促進計画

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を作成することができることとする。

六、事業計画の認定

促進計画に基づいて多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該 促進計画を作成した市町村の認定を申請することができることとする。

七、費用の補助

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行うことができることとする。

八、農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置

地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備に関する法律等の特例措置を講ずることとする。

九、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(26.6.12農林水産委員会議決)

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)と同一内容の附帯決議が行われている。

小規模企業振興基本法案(閣法第51号)

(衆議院 26.6.5可決 参議院 6.11経済産業委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業基本法の基本理念にのっとり、小規模企業の振興について、その基本原則、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

- 1 人口構造の変化、国際化及び情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴い、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大していることに鑑み、小企業者(おおむね常時使用する従業員の数が5人以下の事業者)を含む小規模企業について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、多様な主体との連携及び協働を推進することによりその事業の持続的な発展を図ることを小規模企業の振興の基本原則に位置付ける。
- 2 小企業者がその経営資源を有効に活用し、その活力の向上が図られ、その円滑かつ着実な事業の運営を適切に支援することを規定する。

二、各主体の責務

国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業に関する団体その他の関係 者相互の連携及び協力の責務等を規定する。

三、年次報告等

政府は、毎年、国会に、小規模企業の動向及び政府が小規模企業の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出する。

四、小規模企業振興基本計画

政府は、小規模企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、小規模企業施 策の体系を示す5年間の小規模企業振興基本計画を策定し、国会に報告する。

五、基本的施策

小規模企業の振興に関して国が実施すべき基本的施策として、国内外の多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供の促進、国内外の多様な需要に応じた新たな事業の展開の促進、小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化、小規模企業に必要な人材の育成及び確保、地域経済の活性化に資する小規模企業の事業活動の推進、地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する小規模企業の事業活動の推進、適切な支援体制の整備及び手続に係る負担の軽減について規定する。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

七、検討

政府は、この法律の施行後10年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附带決議】(26.6.19経済産業委員会議決)

小規模企業は、経済を牽引し、雇用を確保する力であり、地域社会の主役として地域経済と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす国家の財産ともいうべき存在である。しかしながら、小規模企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。日本経済の再生を果たすためには、成長力の基盤である小規模企業の健全な発展を促し、小規模企業がその個性や可能性を存分に発揮することを通じて、活力ある地域社会ひいては我が国の産業競争力の向上を実現していくことが国家的課題であることに鑑み、政府は、両法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 小規模企業振興基本計画については、関係省庁の一層の連携のもと、小規模事業者の意見を十分反映した上で策定を行い、その実効性を中長期的に担保するために、政府一体となって必要な予算・税制等の措置の拡充に努めるとともに、適時適切に施策の評価及び見直しを行うなど、PDCAサイクルを確立すること。
- 二 全国の小規模企業に支援施策を確実かつ効率的に届けられるよう、国、地方公共団体、中小企業に関する団体等が緊密な政策的連携及び適切な役割分担を図るとともに、事業者にとって分かりにくいものとなっている施策体系を整理・統合し、施策の積極的な周知に努めること。
- 三 小規模企業に蓄積された有益な経営資源の継承及び産業の新陳代謝を促進するため、創業・事業承継・廃業については、これまで行われてきた各種施策の再評価を行った上で、相互の関連性を踏まえた段階ごとのきめ細かな支援策を拡充するとともに、事業者に対する情報提供、相談体制を整備することにより、その円滑化を図ること。その際、廃業については、経営者が廃業を決断するに当たって過度な経済的・精神的負担を負うことなく適切なタイミングで事業を終了することができるよう環境を整備すること。
- 四 商工会及び商工会議所が小規模事業者の支援ニーズに的確かつ十分に応えられるよう、経営指導員等の資質向上及び有為な人材の確保に必要な措置を講ずること。また、政府として、関係省庁や支援機関などとも連携しながら、地方公共団体に対し、小規模事業者の振興と地域活性化は表裏一体であるという本基本法案の趣旨を丁寧に説明し、十分な支援人材の体制が確保され、理

解と協力が得られるよう努めるとともに、都道府県による商工会、商工会議所向け予算に係る地 方交付税を始めとする国の支援の充実に向けて、適切に対応すること。さらに、新たに創設され る経営発達支援計画の積極的かつ効果的な活用を図ることにより、小規模事業者が抱える課題の 解決に資するよう努めること。

五 法人事業所及び常時従業員5人以上の個人事業所に義務付けられる社会保険料が、小規模企業の経営に負担となっている現状があることに鑑み、小規模企業の事業の持続的発展を図るという観点に立ち、従業員の生活の安定も勘案しつつ、小規模企業の負担の軽減のためにより効果的な支援策の実現を図ること。

右決議する。

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案(閣 法第52号)

(**衆議院** 26.6.5可決 **参議院** 6.11経済産業委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の経営支援の取組を一層強化するため、商工会及び商工会議所が行う小規模事業者の経営の発達に特に資する事業について、その認定及びこれに係る支援のための中小企業信用保険法の特例措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本指針

基本指針に定める事項に関し、商工会又は商工会議所がその地区内における商工業の総合的な改善発達のために行う他の事業として地域経済の活性化に係るものを含むものとするとともに、商工会連合会又は日本商工会議所が行う商工会又は商工会議所に対する情報の提供その他必要な支援に関する事項を追加する。

二、経営発達支援計画

- 1 商工会又は商工会議所は、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓その他の小規模事業者の経営の発達に特に資するもの(以下「経営発達支援事業」という。)についての計画(以下「経営発達支援計画」という。)を作成し、これを経済産業大臣に提出して、その経営発達支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 商工会又は商工会議所は、商工会及び商工会議所以外の者と連携して経営発達支援事業を実施することが当該経営発達支援事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であると認められる場合にあっては、商工会及び商工会議所以外の者を連携して経営発達支援事業を実施する者とする経営発達支援計画を作成し、1の認定を申請することができる。

三、中小企業信用保険法の特例

認定経営発達支援事業を実施する一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進 法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人については、中小企業信用保険法第2条第1項の 中小企業者とみなして、同法の規定を適用する。

四、独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う経営発達支援事業に関する協力業務

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定経営発達支援計画に基づき経営発達支援事業を実施する者の依頼に応じて、その行う経営発達支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

六、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず

る。

【附帯決議】(26.6.19経済産業委員会議決)

小規模企業振興基本法案(閣法第51号)と同一内容の附帯決議が行われている。

海岸法の一部を改正する法律案(閣法第53号)

(衆議院 26.5.15可決 参議院 5.28国土交通委員会付託 6.4本会議可決)

【要旨】

本法律案は、津波、高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進、水門等の操作規則等の策定、海岸協力団体制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波、高潮等により海水が堤防等を越えて侵入した場合の被害を軽減するため、堤防等と一体 的に設置された樹林等を海岸保全施設として位置付けることとする。
- 二 海岸保全区域内で乗り揚げた船舶が海岸保全施設を損傷するおそれがある場合等において、海 岸管理者は、当該船舶の所有者に対し、当該船舶の除却等の措置を命ずることができることとす る。
- 三 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設のうち水門、陸閘等の操作施設については、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規則を定めなければならないこととする。また、海岸管理者以外の操作施設の管理者は、その管理する操作施設については、当該操作施設の操作の方法、訓練等について、津波、高潮等の発生時における当該操作施設の操作に従事する者の安全の確保が図られるように配慮された操作規程を定め、海岸管理者の承認を受けなければならないこととする。
- 四 海岸管理者は、その管理する海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって海岸の防護に支障を及ぼさないように努めなければならないこととし、維持又は修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとする。
- 五 海岸管理者、国の関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、海岸保全施設とその近接地 に存する海水の侵入による被害を軽減する効用を有する施設の一体的な整備その他海岸の保全に 関し必要な措置について協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 六 海岸管理者は、海岸保全施設等又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人 又は団体を海岸協力団体として指定することができることとする。
- 七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行することとする。

【附帯決議】(26.6.3国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 海水が堤防等を越えて侵入した場合の被害を軽減するため、減災機能を有する粘り強い構造の 堤防等の整備が促進されるよう財政的及び技術的支援に努めること。また、いわゆる「緑の防潮 堤」の整備に当たっては、地域の実情を踏まえ、住民の意見の反映に努めるとともに、堤防本来 の防護機能に加え減災機能が十分に発揮されるよう、技術的な基準等の整備及び普及等に努める こと。さらに、景観及び生態系に配慮しつつ、防潮堤の海側への植樹なども含む粘り強い海岸保 全施設の研究・開発に引き続き努めること。
- 二 海岸管理者、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は本法第23条の2の協議会の設置の 必要性について十分調整すること。特に、地域の住民や市民団体等が協議会の設置と同協議会へ の参加を求めた場合には、海岸管理者等はこれらについて十分に検討すること。
- 三 東日本大震災において水門等の操作に従事した多くの方が犠牲になったことを踏まえ、水門等 を管理する全ての海岸管理者等において早期に操作規則等が策定されるよう支援及び助言すると

ともに、「水門・陸閘等管理システムガイドライン」の周知徹底、水門等の管理運用の実態把握 及び自動化等の促進などに努め、水門等の現場操作員の安全確保が最優先に図られるよう万全を 期すこと。

- 四 海岸保全施設の適切な維持管理を一層推進するため、海岸保全施設の維持等に関する技術的基準を早期に定めるとともに、「海岸保全施設維持管理マニュアル」の周知徹底を図り、堤防等において当該マニュアルに沿った健全度評価が実施され、予防保全の考え方に基づく長寿命化計画が早期に策定されるよう財政的及び技術的支援に努めること。また、必要となる人材の育成を支援すること。
- 五 「生態系ネットワークの更なる充実強化による生物多様性の保全と回復」が新たな「国土のグランドデザイン」(骨子)における基本戦略に位置付けられていることを踏まえ、海岸保全施設の整備を含む防災・減災対策の強化に当たっては、自然海岸の保全や砂浜の再生に努めるなど自然環境との調和を図ること。

右決議する。

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案(閣法第54号)

(衆議院 26.5.9可決 参議院 5.16消費者問題に関する特別委員会付託 6.6本会議可決) 【要旨】

本法律案は、消費者の安全・安心の確保を図るため、国及び都道府県の不当表示等に対する監視 指導態勢を強化するとともに、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務付けるほか、国、 地方公共団体、地域の関係機関、民間団体等の間で消費生活相談等により得られた情報を共有して 利用できる仕組みを創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりで ある。

- 一、不当景品類及び不当表示防止法の一部改正
 - 1 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の価額の最高額、総額等の 景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格等に係る表示に関する事項を適正に 管理するために必要な体制の整備等の措置を講じなければならない。
 - 2 内閣総理大臣は、事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるとともに、必要があるときは、当該事業者に対し、指導及び助言をすることができるほか、正当な理由がなく講ずべき措置を講じていないときは、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。
 - 3 二の5の消費生活協力団体及び消費生活協力員は、適格消費者団体が差止請求をする権利を 適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、情報を提供すること ができる。
 - 4 消費者庁長官は、緊急かつ重点的に不当な景品類及び表示に対処する必要があること等の事情があるため、事業者に対し、2の勧告等を効果的に行う上で必要があるときは、政令で定めるところにより、委任された権限(報告の徴収及び立入検査等の権限に限る。)を当該事業者の事業所管大臣又は金融庁長官に委任することができる。また、消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。
- 二、消費者安全法の一部改正
 - 1 都道府県は、市町村の消費生活相談等の事務の共同処理等に関する必要な調整を行うことができ、都道府県及び市町村は、消費生活相談等の事務を適切に実施できる者に委託することができる。
 - 2 消費生活センターにおいては、消費生活相談員を消費生活相談及びあっせんの事務に従事させるものとし、消費生活センターを設置する市町村以外の市町村は消費生活相談及びあっせんの事務に従事させるため、消費生活相談員を置くように努めなければならない。消費生活相談

員は、消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事若しくは市町村長が認める者でなければならない。

- 3 都道府県知事は、消費生活相談員資格試験に合格し、かつ、消費生活相談員としての実務の 経験を有する都道府県の消費生活相談員の中から、市町村が行う消費生活相談及びあっせんの 事務の実施に関し、助言等の援助を行う者を指定消費生活相談員として指定するよう努めなけ ればならない。
- 4 国及び地方公共団体の機関は、消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、 関係機関により構成される消費者安全確保地域協議会を組織することができ、同協議会は、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ること等の取組を行う。
- 5 地方公共団体の長は、民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体又は消費生活協力 員を委嘱することができ、消費生活協力団体又は消費生活協力員は、消費者安全の確保に関し 住民の理解を深めること等の活動を行う。
- 6 内閣総理大臣による消費生活相談員資格試験を実施する登録試験機関制度を設けることとし、 内閣総理大臣は、登録申請者が適切な試験委員の配置等の登録要件の全てに適合しているとき は、登録試験機関として登録しなければならない。

三、政府の措置

政府は、不当景品類及び不当表示防止法につき、この法律の施行後1年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 消費生活相談及びあっせんの事務又はこれに準ずる事務等に従事した経験を有する者は、消費生活相談員資格試験に合格した者とみなす。
- 3 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(26.6.4消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に関する指針を策定するに当たっては、事業者の規模及び業種に十分配慮するなど、実効性のあるものとなるよう消費者及び事業者からも意見を聴取し、これを反映させること。特に中小・零細企業が過重な負担を払わず実施可能なものとなるよう配慮すること。
- 二、不当景品類及び不当表示防止法における消費者庁長官の権限の委任については、緊急かつ重点 的に対処すべき事案等に即応できるようにするため、施行後速やかに、消費者庁は事業所管省庁 に対して必要な措置を行うこととし、また、事業所管省庁は、連絡調整体制の確立、担当職員へ の研修の実施など必要かつ十分な体制整備を行うこと。
- 三、改正後の不当景品類及び不当表示防止法の執行体制について、国と都道府県間、中央省庁間で 重複的に権限行使が行われて混乱が生じることを防ぐため、必要な場合に消費者庁を中心とした 適切な者が権限行使するよう十分に調整すること。併せて、権限を行使する主体ごとに執行にば らつきがでることのないよう適切な対応をとること。
- 四、不当景品類及び不当表示防止法の実効性を確保するため、所要の体制を整備するとともに、都 道府県の法執行体制の強化のため、担当職員の配置及び研修の拡充など必要な支援を行うこと。
- 五、全国各地において消費者安全確保地域協議会の設立を促進し、また、地域の実情に合わせて同協議会が円滑に運営されるよう地方公共団体に対する財政支援、適切な情報提供、職員の研修機会の提供など必要な支援を行うこと。また、警察庁、厚生労働省等の関係機関は、同協議会における情報交換等が円滑に行われるよう積極的に協力すること。
- 六、消費者の安全を確保するためには、消費者安全確保地域協議会の取組等に加えて、消費者自ら

が被害を回避し合理的に行動することができるようその自立を支援することが不可欠であることに鑑み、消費者教育の推進に関する法律で定める基本理念に基づき、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置を促進するなど、地域における消費者教育に関する施策を強力に推進するよう支援すること。

- 七、消費者安全確保地域協議会の場に提供される個人情報については、効果的な利活用と適切な保護を図ることができるようガイドラインの整備等を行うとともに、関係者が秘密保持義務を遵守しつつ、適切かつ円滑に消費者の利益の擁護・増進のための活動を行えるよう必要な啓発機会の提供等を行うこと。
- 八、消費生活相談等に適切かつ迅速に対応する観点から、国民生活センターの業務の透明性・公平性を確保するとともに、地方公共団体において、消費生活センターの設置や相談員の適正な配置等の機能強化が推進され、雇止めの抑止をはじめとする消費生活相談員の待遇改善が促進されるような対策を講ずるなど、内閣府令で定める基準策定や財政的支援などを通じて積極的に支援すること。
- 九、消費生活相談を通じて得られた情報は、消費者に対する注意喚起等、消費者の安全を確保する ための措置を講じるに当たっての基礎となるものであることから、関係機関が相談情報を適正に 利活用できる環境を整備するとともに、当該措置を適切かつ迅速に講じることができるよう P I O―NETに係るシステムの向上を図り、相談情報の登録から活用までに要する時間を短縮する よう不断の努力を行うこと。
- 十、新たな消費生活相談員資格試験の実施に当たっては、消費生活相談の全国的な水準確保のため、各地域における試験の機会を確保し、資格保有者の地域偏在の解消を図ること。
- 十一、消費生活相談、あっせん等の質を確保するためには、消費生活相談員の実務経験に基づく知識及び技術が重要であることに鑑み、新たな消費生活相談員資格試験制度が創設された後も、現行の3資格保有者が引き続き業務を担えるよう、関係者の意見を十分に踏まえた上で円滑な移行措置を講じること。
- 十二、課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

右決議する。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 26.5.29可決 参議院 6.4法務委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済の発展に寄与する外国人の受入れを促進するため、高度の専門的な能力を有する外国人に係る在留資格を設ける等の在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 高度の専門的な能力を有する外国人材の受入れの促進のための措置
 - 現在「特定活動」の在留資格を付与している高度の専門的な能力を有する外国人材を対象とした新たな在留資格「高度専門職 (第1号)」を設けるとともに、当該在留資格をもって一定期間在留した者を対象とした、活動制限を大幅に緩和し在留期間が無期限の在留資格「高度専門職 (第2号)」を設ける。
- 二 クルーズ船の外国人乗客に係る入国審査手続の円滑化のための措置 法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな 特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)及び短期滞在に係るみなし再入国許可制度を設ける。
- 三 一定範囲の短期滞在者に係る出入国手続の円滑化のための措置 自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を、頻繁に来日し、我が国に短期間滞在する外国人の

うち、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが 少ないと認められて登録されたものに拡大し、当該外国人の上陸許可の証印を省略できるように するとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段(特定登録者カード)を設ける。

四 その他

- 1 在留資格「投資・経営」、「技術」・「人文知識・国際業務」及び「留学」に係る改正を行う。
- 2 入国審査官による乗客予約記録 (PNR) の取得を可能とするための規定を設ける。
- 3 入国管理局職員の調査権限に係る規定として、再入国の許可等に関する調査規定及び退去強制令書の執行に関する照会規定を設ける。

五 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、四3の規定は公布の日から、二並びに四1の「留学」及び2の規定は平成27年1月1日から、三の規定は公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 審議未了)

【要旨】

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするものである。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 26.4.22可決 参議院 5.7環境委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

近年、ニホンジカ、イノシシなどの鳥獣については、急速に生息数が増加するとともに生息域が拡大していることにより、希少な高山植物の食害等の自然生態系への影響、農林水産業や生活環境への被害が大変深刻な状況にある。また、これまで鳥獣の捕獲等において中心的な役割を果たしてきた狩猟者の減少及び高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題である。我が国の美しい自然環境を守り、農林水産業や生活環境への被害を防止するためには、積極的に鳥獣を管理し、その管理体制を構築することが求められている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化の一層の推進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法の題名を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改めるとともに、法律 の目的に、「鳥獣の管理を図ること」を加える。
- 二、都道府県知事が、地域における種の状況に応じて策定する計画について、目的を明確化し、「保護に関する計画」と「管理に関する計画」に分けるなど、法における施策体系を整理する。
- 三、管理を図る鳥獣のうち、特に集中的かつ広域的な管理の必要があるものとして環境大臣が定める鳥獣について、都道府県又は国が捕獲等をする事業を実施することができることとする。この事業として行われる捕獲等については、捕獲等の許可を不要とすることや、一定の条件の下で、 夜間の銃による捕獲等を可能とする等の制限の緩和を行う。
- 四、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、その事業が安全管理体制等について一定の基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる制度を導入する。
- 五、鳥獣による生活環境に係る被害の防止の目的で、麻酔銃による捕獲等をしようとする者が、都 道府県知事による許可を受けた際には、住居集合地域等における銃猟の禁止に係る規定は適用し ないものとする。
- 六、網猟免許及びわな猟免許の年齢制限を、20歳未満から18歳未満に引き下げる。

七、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

【附帯決議】(26.5.22環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、認定鳥獣捕獲等事業者には、高度な捕獲技術に基づく効果的な捕獲や、地域の実情に即した地域密着型の捕獲が求められることに鑑み、当該事業者の認定要件については、鳥獣の種類や状況に応じた鳥獣管理に関する知見、安全管理体制、捕獲に携わる者に対する安全や捕獲技術に関する研修の実施体制等が総合的に勘案された適切な基準を定めること。

また、同事業者が将来的に広域的な事業を展開することができるよう、必要な措置を講ずるこ と。

二、科学的・計画的な鳥獣管理を効果的に推進するためには、鳥獣管理に関する専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に配置されることが重要であることに鑑み、専門的知見を有する者が都道府県の鳥獣行政担当職員に適切に配置されるよう財政支援の検討及び技術的助言を行うこと。

また、都道府県における当該職員の配置状況について把握し、毎年公表を行うこと。

- 三、捕獲体制の新たな担い手である認定鳥獣捕獲等事業者が業務を実施するに当たっては、科学的・ 計画的な捕獲をより適正かつ効率的に推進するという制度の目的に鑑み、積極的にこれが行われ るようにするため、従来その地域で活動してきた狩猟者団体との軋轢が生じることのないよう、 両者間の調整が適切になされ、両者が連携して取り組むことのできる体制を構築するよう都道府 県に助言すること。
- 四、夜間の銃による捕獲は、適切な方法で実施しなければ危険性が非常に高いことから、効果的な 捕獲方法の確立を図るとともに、その実施に当たっては都道府県警察と十分な調整が図られるよ う都道府県に助言を行うなど、安全対策について万全の措置を講じること。
- 五、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施において認められる捕獲等鳥獣の放置については、他の野生生物への影響を始めとする生態系への影響や、同事業が鳥獣の尊い命を奪う行為であるということ、及び科学的・計画的な鳥獣管理に捕獲個体から得られる生物学的情報が重要であることにも十分配意して、環境省令を定めること。
- 六、都道府県の区域を越えて生息する第一種特定鳥獣の保護及び第二種特定鳥獣の管理について は、関係都道府県間の協議を一層促しつつ、国が主導してより効果的な広域対応を行うための仕 組みを検討すること。
- 七、科学的・計画的な鳥獣管理を適切かつ効果的に推進するため、鳥獣の生息数の調査手法に関する研究開発を進め、当該手法の全国的な統一を図るなどにより、都道府県等による正確な生息数の推定等を促進させること。
- 八、生物多様性国家戦略に掲げられている自然共生社会の実現のためには、鳥獣の生息地である森 林や里山等の整備・保全を進めることが重要であるとの認識のもと、関係行政機関や土地所有者 等と調整を図りつつ、生息環境管理に取り組むこと。
- 九、防護柵の設置や放置された農作物等の除去等による被害防除は、被害の未然防止のみならず、 鳥獣の生息数の抑制にも資することから、当該対策が適切に行われるよう、都道府県や市町村に 対し助言を行うこと。
- 十、鳥獣の捕獲から捕獲個体の処理までの一連の作業について捕獲者が多大な労力と費用を負担している現状に鑑み、その負担を軽減するため、各都道府県における鳥獣の管理に資する鳥獣の捕獲等に対し、財政支援を行うことについて検討すること。
- 十一、新設される指定管理鳥獣捕獲等事業が科学的・計画的に広く実施されるよう、指定管理鳥獣 捕獲等事業に関する実施計画を作成した都道府県に対し、財政支援を行うことについて検討する こと。

また、都道府県又は国の機関が指定管理鳥獣捕獲等事業の実施を委託するに際し、認定鳥獣捕獲等事業者等による科学的・計画的捕獲が効率的かつ適正に行われるよう委託条件を定めるとと

もに、実施された事業の監査・評価を十分に行うよう指導すること。

- 十二、希少鳥獣については、希少鳥獣保護計画制度を積極的に運用するとともに、その生息数の著しい増加や生息地の範囲の拡大に伴い、当該鳥獣の捕獲等を実施する必要が生じた場合であっても、その個体群の長期的存続に影響が及ばないよう十分に留意すること。
- 十三、特定希少鳥獣管理計画を定める場合は、当該特定希少鳥獣の生息地の範囲において農林水産業を営む者が、同鳥獣の保護に関する理解と関心を深められるよう、必要な措置を講ずること。
- 十四、捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、国において最新の知見に基づくガイドラインを作成するとともに、各都道府県におけるマニュアル等の作成を支援するなど衛生管理の徹底等による安全性の確保に努めること。また、販売経路の確立、適正な消費拡大への支援等、関係機関と連携しながら適切な措置を講じることなどにより、地域の新たな産業として普及の拡大を図ること。
- 十五、囲いわなを始めとするわなのうち、安全性の向上及び効率的なシステムの開発が進んでいる ものについては、これを活用した科学的知見に基づく効率的な捕獲手法の研究開発及びその普及 に努めること。

また、錯誤捕獲の発生や人への危険防止の観点から、平成19年1月の規則改正により、狩猟におけるとらばさみの使用禁止及びくくりわなの規制強化がなされたことを踏まえ、とらばさみ及びくくりわなの一層の制限について検討を行うこと。

- 十六、本法第80条によって適用除外とされている海棲哺乳類については、生息状況に関する最新の情報に基づく保護及び管理が図られていないと認められるときは、関係行政機関の連携により、速やかに生息情報の収集を図りつつ、本法除外対象種の見直しを行うこと。
- 十七、本法により、鳥獣の捕殺を伴う積極的な管理が実施されることとなることに鑑み、鳥獣管理 の必要性や科学的根拠を国民に丁寧に説明し理解を得るよう努めること。 右決議する。

独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 26.4.10可決 参議院 4.21厚生労働委員会付託 5.14本会議可決)

【亜片】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人国立健康・栄養研究所を解散し、その業務を独立行政法人医薬基盤研究所に承継させるとともに、独立行政法人医薬基盤研究所の名称を独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法」に改める。
- 二 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所法及び独立行政法人通則法の定めるところにより設立される独立行政法人の名称を「独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所」とする。
- 三 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための 基盤の整備を図るとともに、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
- 四 独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための 基盤の整備に資する研究等に併せて、国民の健康の保持及び増進並びに国民の栄養その他国民の 食生活に関する研究等を行う。
- 五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。
- 六 独立行政法人国立健康・栄養研究所は、この法律の施行の時において解散するものとし、国が 承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人医薬基盤・健康・ 栄養研究所が承継する。
- 七 独立行政法人国立健康・栄養研究所法は、廃止する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 26.5.15可決 参議院 6.4国十交通委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(以下「船舶バラスト水規制管理条約」という。)の締結に伴い、船舶からの有害水バラストの排出の規制を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一生態系に悪影響を与える有害なバラスト水(船舶の安定のために取り入れる海水等)について、 一定の船舶からの排出を禁止することとする。
- 二 一定の船舶の船舶所有者等に対し、技術基準に適合する有害なバラスト水の処理設備(以下「有害水バラスト処理設備」という。)の設置、船舶からの有害なバラスト水の不適正な排出の防止に関する業務の管理を行う管理者の選任、有害なバラスト水の取扱いに関する事項を定めた手引書(以下「有害水バラスト汚染防止措置手引書」という。)の作成及び備置き、バラスト水に関する作業を記録した記録簿の備付け等を義務付けることとする。
- 三 日本船舶の船舶検査の対象に、有害水バラスト処理設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引 書を追加することとし、国土交通大臣は、これらに係る定期検査に合格した船舶の船舶所有者に 対し、海洋汚染等防止証書を交付しなければならないこととする。
- 四 国土交通大臣は、我が国の港にある外国船舶に対し、有害なバラスト水に係る事項に関し、船舶バラスト水規制管理条約の要件への適合性について必要な監督を行うことができることとする。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、船舶バラスト水規制管理条約が日本国について効力を生ずる 日から施行することとする。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第60号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 24農林水産委員会付託 3. 28本会議可決 **衆議院** 6. 5可決)

【要旨】

本法律案は、農産加工品の輸入量の増加や国内消費に占める輸入品の割合の拡大等、特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営改善を引き続き促進するため、特定 農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものであ り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長し、平成31年6月30日までとする。
- 二、報告徴収に係る罰金額の上限を引き上げることとする。
- 三、この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、二については、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】(26.3.27農林水産委員会議決)

農産加工業は、国民に対して食料を安定的に供給する上で、農業と並ぶ両輪として重要な役割を 果たしている。農産加工品の輸入自由化に対応するため、農産加工業の経営改善に向けた措置が講 じられてきたが、農産加工品の輸入量の増加や国内市場の縮小など、農産加工業は厳しい経営環境 に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に 努めること。

また、地域農業の発展に資するため、特定農産加工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、経営改善計画の承認等において必要な指導を行うこと。

- 二 本制度の運用に当たっては、EPA・FTA等の進捗に即応して対象業種を追加指定するなど、 適切かつ弾力的に対処すること。
- 三 農業生産者と農産加工業者による六次産業化や農商工連携の取組を促進するためにも、新商品・

新技術の研究開発の促進、専門家による支援体制の充実、低利融資等、必要な措置を講ずること。 四 東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の 維持・拡大に努めること。

右決議する。

建設業法等の一部を改正する法律案(閣法第61号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 31国土交通委員会付託 4. 4本会議可決 **衆議院** 5. 29可決)

【要旨】

本法律案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設工事の適正な施工を確保するため、許可に係る建設工事の種類に解体工事を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建設業法の一部改正
 - 1 建設業の許可に係る業種区分に、解体工事業を追加することとする。
 - 2 建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加するとともに、欠 格要件等の対象となる役員の範囲を拡大することとする。
 - 3 許可申請書等の閲覧対象から個人情報が含まれる書類を除外することとする。
 - 4 建設業者、建設業者団体及び国土交通大臣の責務として建設工事の担い手の育成及び確保に 関する責務を追加することとする。
- 二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正
 - 1 公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項に、「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」を追加することとする。
 - 2 各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が暴力団員等であると疑うに足りる事 実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事等にそ の事実を通知しなければならないこととする。
 - 3 建設業者は、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならないこととする。
 - 4 公共工事の受注者である建設業者は、下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、 施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならないこととする。
- 三 浄化槽法及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の一部改正 浄化槽工事業及び解体工事業の登録の拒否事由及び取消事由に暴力団員であること等を追加す るとともに、拒否事由等の対象となる役員の範囲を拡大することとする。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行することとする。

【附带決議】(26.4.3国土交通委員会議決)

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 公共工事設計労務単価の引上げが一次下請以下のすべての建設労働者の賃金の支払いに確実に 反映されるよう、賃金の支払い状況の把握に努めるとともに、所要の対策を講ずること。
- 二 公共工事における施工体制台帳の作成・提出の義務付けに当たっては、一次下請以下の施工体制の的確な把握により、手抜き工事や不当な中間搾取などの防止、安全な労働環境の確保などの適切な施工体制の確立を図ること。
- 三 建設労働者の社会保険の加入が早急かつ確実に実現されるよう指導監督を強化するとともに、 所要の対策を講ずること。

四 建築物における木材利用の促進を図るため、大規模木造建築等を可能にする新たな木質材料であるCLT(直交集成板)について、構法等に係る技術研究を推進し、CLTによる建築物の基準を策定するなど、その早期活用・普及に向けた取組を進めること。 右決議する。

建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第62号) (先議)

(参議院 26.3.31国土交通委員会付託 4.4本会議可決 衆議院 5.29可決)

【要旨】

本法律案は、より合理的かつ実効的な建築規制制度を構築するため、構造計算適合性判定の対象となる建築物の範囲の見直し、木造建築物に係る制限の合理化、建築物等についての国の調査権限の創設、容積率制限の合理化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合は、主要構造部を準耐火構造とすることができることとする。
- 二 構造計算適合判定資格者検定制度を創設することとする。
- 三 建築主は、構造計算適合性判定を都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請で きることとするとともに、比較的簡易な構造計算について、一定の要件を満たす者が審査を行う 場合は、構造計算適合性判定を不要とすることとする。
- 四 特定行政庁等のみが承認することができる工事中の建築物の仮使用について、一定の安全上の 要件を満たす場合には、指定確認検査機関が認めたときは仮使用できることとする。
- 五 特殊な構造方法又は建築材料について、国土交通大臣の認定制度を創設することとする。
- 六 容積率の算定に当たって、昇降機の昇降路の部分及び老人ホーム等の用途に供する地階の部分 の床面積を延べ面積に算入しないこととする。
- 七 安全上、防火上又は衛生上特に重要な建築物及び建築設備等についての定期調査・検査を義務付けるとともに、防火設備についての検査の徹底などを講ずることとする。
- 八 事故・災害対策を徹底するため、国が自ら、関係者からの報告徴収、建築物等への立入検査等 をすることができることとする。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行することとする。

【附带決議】(26.4.3国土交通委員会議決)

建設業法等の一部を改正する法律案(閣法第61号)と同一内容の附帯決議が行われている。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第63号)(先議)

(参議院 26.3.24内閣委員会付託 3.28本会議可決 衆議院 5.9可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業等の事業再生及び地域経済の活性化に資する事業活動の支援を一層強化するため、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「機構」という。)の業務に投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地域経済活性化支援委員会

地域経済活性化支援委員会の決定事項として、金融機関等が有する債権の買取り等の業務の実施による地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な債務の整理の支援 (以下「特定支援」という。)をするかどうかの決定等のうち、取締役会の決議により委任を受けたものを追加する。

二、業務の範囲

機構が営む業務として、次に掲げる業務を追加するとともに、機構が営む信託の引受けに係る 貸付債権について、貸付債権に準ずる債権を含める。

- (ツ) 特定支援決定の対象となった事業者(以下「特定支援対象事業者」という。)に対して金融機関等が有する債権の買取り(以下「特定債権買取り」という。)
- (二) 特定組合出資決定の対象となった投資事業有限責任組合の有限責任組合員となるための出資(以下「特定組合出資」という。)

三、支援基準

主務大臣は、機構が、特定支援並びに特定債権買取り及び特定組合出資を行うかどうかを決定するに当たって従うべき支援基準を定める。

四、業務の実施

1 特定支援

(→) 特定支援決定

過大な債務を負っている事業者の代表者等(当該事業者の債務の保証をしている者に限る。)であって、当該保証に係る債権を有する金融機関等と協力して新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動の実施に寄与するために必要な当該事業者及びその代表者等の債務の整理を行おうとするものは、機構に対し、当該事業者及び当該金融機関等と連名で、弁済計画を添付して特定支援の申込みをすることができる。

(二) 買取申込み等の求め

機構は、特定支援決定を行ったときは、直ちに、特定支援対象事業者の債権者である関係 金融機関等に対し、特定支援決定の日から3月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み 等期間」という。)内に、債権の買取りの申込み又は弁済計画に従って債権の管理若しくは 処分をすることの同意(以下「買取申込み等」という。)をするように求めなければならな い。

(三) 買取決定

機構は、買取申込み等期間が満了し、又は全ての関係金融機関等から買取申込み等があったときは、速やかに、特定債権買取りをするかどうかを決定しなければならない。

2 特定信託引受け

過大な債務を負っている事業者が、債権者である全ての金融機関等と連名ですることとされていた特定信託引受けの申込みについて、貸付債権等を信託しようとする金融機関等との連名で申込みをすることができる。

3 特定専門家派遣

特定専門家派遣について、金融機関等の事業者の事業の再生又は地域経済活性化事業活動を 支援する業務を行う者の支援の対象となる事業者を派遣先として追加する。

4 特定組合出資

投資事業有限責任組合であって、地域経済の活性化に資する資金供給を行うものの無限責任 組合員は、機構に対し、特定組合出資の申込みをすることができる。

5 債権等の譲渡その他の処分の決定等

機構は、特定支援については、特定支援決定の日から5年以内で、かつ、できる限り短い期間内に、特定組合出資については、特定組合出資決定の日から平成35年3月31日までの期間内に、それぞれ当該決定に係る全ての業務を完了するように努めなければならない。

五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

【附帯決議】(26.3.27内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「機構」という。)は、相談件数に比べ支援決定件数が依然として少ないことに鑑み、更に業務の効率化、迅速化を図り、より多くの支援を可能とす

る体制を構築すること。

- 二、機構においては、デューディリジェンスの簡易化を図るなど一層の工夫を行い、多額の債務に 苦しむ中小企業においても機構を利用しやすいように費用の低減化を図るとともに、要する費用 の予見可能性を高めるように努めること。
- 三、機構においては、特定債権買取業務に積極的に取り組み、「経営者保証に関するガイドライン」 (以下、「ガイドライン」という。)に基づく保証債務の整理のベストプラクティス(模範となる 事例)を示すよう努めること。
- 四、金融機関等関係者がガイドラインを尊重、遵守するように、その周知を図るとともに、金融機 関等に対する検査、監督を通じ、金融実務において定着するよう努めること。
- 五、ガイドラインにおける不明瞭、不明確な点がないか、更に検討を加え、必要に応じガイドラインのQ&Aの充実を図るなど金融機関等の不安が生じないように努めること。
- 六、個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法(債権法)その他の関連する各種の法改正等の場面においてもガイドラインの趣旨を十分踏まえるよう努めること。 右決議する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(閣法第64号) (先議)

(**参議院** 26. 3. 31厚生労働委員会付託 4. 9本会議可決 **衆議院** 6. 19可決)

【要旨】

本法律案は、最近における経済社会情勢の変化及び労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の一層の確保を図るため、化学物質による労働者の危険又は健康障害の防止、労働者の精神的健康の保持増進等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一事業者は、化学物質による労働災害を防止するため、労働者に危険又は健康障害をもたらすお それのある物で政令で定めるもの等による危険性又は有害性等の調査をしなければならない。そ の結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めな ければならない。
- 二 事業者は、労働者に対し、医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。医師等から検査の結果の通知を受けた労働者が医師による面接指導を受けることを希望する旨を申し出たときは、医師による面接指導を行わなければならない。面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講じなければならない。

医師等は、労働者の同意を得ないで、検査の結果を事業者に提供してはならない。

事業者は、労働者が申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

三 事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、受動喫煙の防止のための設備の設置の促進その他の必要な援助に努めるものとする。

四 厚生労働大臣は、重大な労働災害の再発を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、その事業場の特別安全衛生改善計画を作成し、厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる。

事業者及びその労働者は、特別安全衛生改善計画を守らなければならない。

厚生労働大臣は、適切でないと認めるときは、事業者に対し、その特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる。事業者がその指示に従わなかった場合又は改善計画を守っていない場合において、重大な労働災害が再発するおそれがあると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は1年6月、一は2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(26.4.8厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、リスクアセスメントの義務化については、化学物質のリスクに対する事業者の認識を高めるよう制度の周知を図るとともに、事業者の取組状況を把握し、適宜、化学物質管理対策にいかすこと。
- 二、ストレスチェック制度については、労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し、職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルへルス対策について、産業保健活動総合支援事業による体制整備など必要な支援を行うこと。
- 三、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても明示されており、また「2020年までに受動喫煙のない職場を実現すること」が政府の目標となっていることも踏まえ、受動喫煙の防止のための設備の設置を促進するための援助に必要な予算措置を講じ、中小企業に対する支援に努めるとともに、本法律の施行状況を見つつ、受動喫煙防止対策の在り方について検討すること。
- 四、重大な労働災害を繰り返す企業への対応については、今回の改善計画制度を着実に実施する一方、当該企業の個別事業場の法令違反に対しては、引き続き、厳格に対応すること。
- 五、外国に立地する検査・検定機関の登録制度については、国内の検査・検定機関と同等の機能性・ 安全性を担保するよう、厳格に運用すること。
- 六、一定の規模以上の工場の新設等に係る事前届出規制の廃止については、廃止による影響を把握 し、労働者の安全衛生を担保できないと判断できる場合には、廃止の見直しを含め、適切に対応 すること。
- 七、一般の労働者の口腔の健康を保持することの重要性に鑑み、第177回国会において本委員会提出により成立した歯科口腔保健の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、業務と歯科疾患の関連についての知見の収集に努め、収集した知見をもとに、労使関係者の理解を得つつ、職域における歯科保健対策について具体的に検討を行うこと。 右決議する。

特許法等の一部を改正する法律案(閣法第65号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 24経済産業委員会付託 4. 2本会議可決 **衆議院** 4. 25可決)

【要旨】

本法律案は、我が国産業の競争力の強化に資するため、特許法における手続期間に関する救済措置の拡充、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の実施のための規定の整備、 色彩、音等の新しい商標の保護対象への追加及び弁理士の業務追加等の措置を講じようとするもの であり、その主な内容は次のとおりである。

一、救済措置の拡充等

特許法等に基づく手続をする者の責めに帰することができない事由が生じたときは、その手続期間を一定の期間に限り延長することができるものとするほか、優先権主張を伴う特許出願について、その優先期間内に当該特許出願をすることができなかったことに正当な理由があるときは、一定の期間内に限り当該優先権の主張をすることができるものとする等の規定の整備を行う。

- 二、特許異議の申立て制度の創設
 - 特許権の早期安定化を可能とするため、特許異議の申立て制度を創設する。
- 三、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を適切に実施するための規定の整備 特許庁長官を通じた意匠に係る国際登録出願に関する手続を整備する等、意匠の国際登録に関 するハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づき、複数国に対して意匠を一括出願するための規定 を整備する。
- 四、商標法の保護対象の拡充

商標の定義を見直し、色彩のみや音からなる商標を保護の対象に追加する等の保護対象の拡充

を行う。

五、地域団体商標の登録主体の拡充

地域団体商標の商標登録を受けることができる者に、商工会、商工会議所及び特定非営利活動 法人並びにこれらに相当する外国の法人を追加する。

六、特許協力条約に基づく国際出願に係る特許庁への手数料の納付手続の見直し 特許協力条約に基づく国際出願に係る手数料のうち他国の特許庁等に対する手数料について、 特許庁に対する手数料と一括で納付するための規定の整備を行う。

七、弁理士の使命の明確化及び業務の拡充等

- 1 知的財産に関する専門家として、知的財産権の適正な保護及び利用の促進その他の知的財産 に係る制度の適正な運用に寄与し、もって経済及び産業の発展に資することについて、弁理士 の使命として明確化するほか、弁理士の業務について、意匠に係る国際登録出願に関する手続 代理の追加や、発明等の保護に関する相談に応ずること等について明確化を行う。
- 2 特許業務法人が協議を受けて取り扱った事件について、その社員又は使用人として自ら関与していない弁理士は、当該特許業務法人から離れた後、別の相手方から依頼を受けて当該事件を取り扱うことができるものとする。

八、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

九、検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の弁理士法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新弁理士法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【附带決議】(26.4.1経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 我が国企業等による知的財産権の国内外における取得・保護・活用の要請の高まりに的確に対応する観点から、審査の更なる迅速化、効率化及び質の更なる向上を図り、その実現のために任期付審査官の確保を始めとする審査体制の強化に努めるとともに、知的財産関連条約に関わる国際的な業務の重要性を考慮し、高度な専門性を有する職員の育成、中小企業を含む我が国企業の知的財産関連の活動を支える人材を育成する取組等に特段の努力を払うこと。
- 二 我が国の知的財産に関する紛争処理システムの品質の確保及び国際的なプレゼンスの向上を図る観点から、諸外国の紛争処理システムや知的財産に係る訴訟数、勝訴率等の現状について調査・分析を行い、知的財産の紛争処理に関わる人員の拡充、人材育成及び能力向上等の施策を通じ、世界最高の知的財産立国実現の基盤整備を図ること。
- 三 特許の異議申立制度の創設に当たっては、現行の無効審判制度と併存することに伴い、特許の 有効性に対する第三者からの申立又は請求手続に混同が生じたり、異議申立と無効審判請求の同 時係属による解決の長期化が生じたりすることのないよう、両制度の役割分担を明確にするとと もに、制度運用面において柔軟な措置を講じること。
- 四 意匠の国際出願制度を導入するに当たっては、簡便な手続により複数国への国際意匠登録出願を可能にする「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」のメリットを最大限享受できるようにするため、複数意匠一括出願制度等と我が国における意匠制度との調和を早期かつ適切に図るとともに、利用者側において円滑な手続が採られるよう、国際意匠登録制度・手続の内容について分かりやすい周知に努めること。
- 五 色彩や音を始めとする新しい商標の保護の導入に当たって、自他商品役務の識別力の判断等に際し、商標権の権利範囲の明確化が欠かせないものであることに鑑み、権利範囲の特定方法、商標の類否に係る判断基準を早急に策定すること。

また、地域団体商標については、今後、地域の優れた産品等の魅力向上により海外展開、観光振興、地域経済活性化に一層資するものとなるよう、弁理士を始めとする専門家も関与した取得

支援策を充実させること。

- 六 特許等出願以前の段階における相談等を弁理士の業務として拡充することに伴い、弁理士が知的財産に関する幅広い相談を受けるに際して、利用者の利便性増進の観点から、相談の内容に応じて弁護士、中小企業診断士等他の専門家との適切な連携が可能となるような体制の整備を図ること。
- 七 知的財産政策の効果が中小企業に対しても十分にもたらされるよう、知財総合支援窓口等の相談体制の充実や事業を海外に展開する中小企業の国際出願・模倣品被害対策のための支援内容・体制の拡充等に努めるとともに、これらの支援策の利用を更に促進するため周知徹底を図ること。右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する 法律案(閣法第66号)

(衆議院 26.4.25可決 参議院 5.21総務委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する事項 地方分権改革推進委員会の勧告のうち、残された課題である国から地方公共団体への事務・権 限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 二、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する事項 第30次地方制度調査会答申で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等を行うこととし、関係法律の改正を行う。
- 三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】(26.5.27総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方分権改革は、個性を活かし自立した地方をつくることを目指すものであり、今後とも住民が享受できる豊かさを実現するため、地方に対する義務付け・枠付けの更なる見直しを引き続き 着実に推進するとともに、権限移譲、地方税財政、住民自治、地方議会等に関する制度改革についても、積極的に取り組むこと。
- 二、事務・権限の移譲等に当たっては、地域における住民サービスが確実に提供されるよう、移譲された事務・権限が円滑に執行できるよう確実な財源措置を講ずるとともに、マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣など、必要な支援を行うこと。また、事務・権限の移譲により影響を受けることとなる関係団体に対しても、効果的な情報提供を行うこと。
- 三、移譲される事務の処理に関し、国又は都道府県が一定の関与を行う必要がある場合には、地方 公共団体の自主性及び自立性に配慮し、当該関与を必要最小限のものとすること。また、関与の 内容は、地方の意見を十分反映したものとすること。
- 四、今回の検討対象とされながら移譲するに至らなかった事務・権限については、地方からの要望の多い分野を中心に、地方分権改革有識者会議等において、引き続き移譲に向けた検討を進めること。また、住民に分かりやすい情報発信に努めるなど広報・周知を徹底することにより、4次にわたる制度改革の効果が住民に広く環元されるよう最大限努力すること。
- 五、今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体の間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

右決議する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第67号)

(衆議院 26.5.13可決 参議院 5.14財政金融委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の金融・資本市場について総合的な魅力を高めるため、インターネットを通じて多数の者から少額ずつ資金を集める仕組み(クラウドファンディング)を取り扱う金融商品取引業者に係る規制の整備、上場企業に係る開示規制の見直し、ファンドの販売を行う金融商品取引業者に係る規制の強化等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、新規・成長企業へのリスクマネー供給促進等
 - 1 少額の投資型クラウドファンディングのみを扱う金融商品取引業者について、兼業規制を課さないなど参入要件を緩和するとともに、詐欺的行為等が行われることを排除するための行為 規制を導入する。
 - 2 日本証券業協会が設ける新たな非上場株式の取引制度(限定された投資家間の流通にとどめる。)について、インサイダー取引規制の適用対象外とするなど、通常の非上場株式と同様の 規制を適用する。
- 二、新規上場の促進や資金調達の円滑化等
 - 1 新規上場企業(特に企業規模が大きく、社会・経済的影響力の大きな企業を除く。)が、上 場後3年間に限り、内部統制報告書に対する公認会計士監査の免除を選択することを可能とす る。
 - 2 虚偽の開示を行った上場企業が流通市場の投資家に負う損害賠償責任を、無過失責任から過失責任に変更する。
- 三、市場の信頼性確保
 - 1 第二種金融商品取引業者について、国内拠点の設置等を義務付けるとともに、ファンドに出 資された金銭が目的外に流用されていることを知りながら、その募集の取扱いを行うこと等を 禁止する。
 - 2 金融取引の基礎として広範に利用されている特定の金融指標について、その算出者を指定し、 業務規程の作成・遵守等を義務付けるほか、算出者に対する検査・監督の枠組み等を整備する。
 - 3 不公正取引等により取得した財産の没収手続について、対象が無体財産の場合の規定を整備 する。

四、施行期日

この法律は、一、二、三1及び三2については公布の日から起算して1年を、三3については 公布の日から起算して6月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行するな ど、所要の施行期日を定める。

【附帯決議】(26.5.20財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 実体経済を支えつつ、成長産業として経済をリードするという我が国金融業が果たすべき役割を踏まえ、金融機能の安定、市場の公正、利用者の保護等に万全を期すとともに、我が国金融資本市場の国際的な魅力を高め、アジアのメインマーケットたる市場を実現するための取組を推進すること。
- 一 新規・成長企業に対するリスクマネーの供給が円滑に行われるためには、金融資本市場に対する投資者の信頼感の確保が必要であることに鑑み、投資型クラウドファンディングに係る制度の運用に当たっては、詐欺的な行為に悪用されることを防ぐため、仲介者となる業者による、発行者に対するデューデリジェンス及びインターネットを通じた情報提供が適切に行われるよう適確な監督を行うとともに、必要な定員・機構の確保を図ること。また、資金受入れ後の企業の事業状況等についても、適時適切に情報提供されるよう配慮するとともに勧誘ルールを明確化するなど、投資者に対する注意喚起及び理解啓発に努めるほか、自主規制機関などの関係者との連携強

化を図りつつ、投資者保護の確保に万全を期すこと。

一 ファンドを販売する金融商品取引業者等における問題事案の再発を防止するため、自主規制機関と連携しつつ、本法による行為規制の強化等を厳正に運用するとともに、実効性ある投資者保護に資する対策を引き続き検討すること。その際、自主規制機関における加入促進に向けた取組についても配慮すること。

また、無登録業者による未公開株やファンドの勧誘をめぐる被害が後を絶たないことに鑑み、 国内・海外を問わず、無登録業者に対する監視等を強化すること。

- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する改正金融商品取引法が本年3月に施行されたことも踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。
- 一金融資本市場を取り巻く環境が大きく変化する中、近時における第二種金融商品取引業者による法令違反行為などの実態も踏まえ、実効性のある投資者・利用者保護を図る観点から、金融商品取引業者等に対する検査及び監督を強化すること。その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

保険業法等の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 26.5.13可決 参議院 5.14財政金融委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険募集の形態の多様化が進展している状況等を踏まえ、保険募集に係る規制をその実態に即したものとするため、保険募集人の体制整備義務を創設する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、保険募集の基本的ルールの創設

保険会社又は保険募集人等に対して、保険募集の際の意向把握義務(顧客の意向の把握及びその意向に合った保険契約の提案等)及び情報提供義務(顧客が保険加入の適否を判断するために必要な情報の提供)を導入する。

二、保険募集人に対する規制の整備

複数保険会社の商品の取扱いの有無等、業務の特性や規模に応じた体制整備義務を導入するなど、保険募集人に対する規制を整備する。

三、海外展開に係る規制緩和

保険会社が買収した海外の金融機関等の子会社のうち、法令上、保険会社グループに認められていない業務を行う会社についても、原則として5年間に限り保有を認める。

四、保険仲立人に係る規制緩和

保険仲立人が保険期間5年以上の長期保険契約の媒介業務を行う場合に、別途求められる当局の認可を不要とする。

- 五、実態に合った顧客対応を可能とするための規制緩和
 - 1 保険契約の移転を行う際に、共同保険において引受割合が小さいなど、契約者保護上の問題がないと認められる場合において、移転対象契約者に対する個別の通知を公告で代替できる特例を設ける。
 - 2 運用報告書の電磁的交付方法を多様化し、顧客専用ウェブページの閲覧等の新たな方法を認める。

六、施行期日

一及び二については公布の日から起算して2年を、三及び五については公布の日から起算して6月を、四については公布の日から起算して3月を、それぞれ超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

放送法及び電波法の一部を改正する法律案(閣法第69号)

(衆議院 26.5.29可決 参議院 6.9総務委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、日本放送協会がインターネットを通じて提供する放送番組等の対象を拡大するとともに、民間の基幹放送事業者の経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設、認定放送持株会社に係る認定の要件の緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、日本放送協会がインターネットを通じて放送番組等を提供する業務をより柔軟に行えるようにするため、現行の「放送した番組」のみならず、現在試行的・限定的に実施しているラジオ等の「放送と同時」の提供も恒常的な業務とするとともに、その実施について、日本放送協会が実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととする。
- 二、外国人向けテレビ国際放送について、国内における視聴環境の拡大を通じ、その認知度の向上 を図るため、その放送番組を国内の放送事業者に提供する業務を日本放送協会の恒常的な業務と して位置付けることとする。
- 三、地域経済の低迷等に起因して民間の基幹放送事業者の経営状況が悪化している中、経営基盤の 強化に取り組む放送事業者の放送が、災害時を含め、地域住民の生活に必要な基幹メディアとし てできる限り長く存続することができるよう、放送事業者の作成した「経営基盤強化計画」が総 務大臣の認定を受けた場合に、放送法及び電波法の特例措置を講ずる制度を創設することとする。
- 四、地域経済の低迷等により、既存の株主が放送事業者の株式を保有し続けることができない事態 が発生していることを踏まえ、認定放送持株会社の下で放送事業者の議決権保有が可能な範囲を 拡大することとする。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

【附帯決議】(26.6.19総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、民間放送事業者の経営状況が厳しい環境にある中で、我が国の放送が、今後とも持続可能な経営環境の下、放送の地域性、多元性等が適切に確保され、災害情報の提供等、国民・視聴者に対し、重要な公共的役割を果たしていくことが可能となるよう、特段の配慮を行うこと。
- 二、特定放送番組同一化を行うに当たっての地域性確保措置については、事業者の自主自律により、適切な措置が講じられるよう、政府は、放送番組に対する住民のニーズを十分見極めつつ、透明性・予見可能性を高めるための取組を行うこと。
- 三、認定放送持株会社の認定要件の緩和については、マスメディア集中排除原則が放送の多元性、多様性、地域性の確保等に大きな役割を果たしてきたことに鑑み、同原則の趣旨が損なわれることがないよう十分に配慮すること。特に、要件緩和によるグループ経営基盤の強化後においても、引き続き放送の地域性が確保されるよう、系列ローカル局における自社制作番組比率の維持等に留意すること。また、同原則については、特定事業者による情報メディアの複数支配により、表現の多様性が損なわれることがないよう、今後の通信と放送をめぐる環境変化に応じて、総合的な検討を行うこと。
- 四、協会のインターネット活用業務については、その実施基準の認可及び認可基準の策定に当たって、利害関係者はもとより、広く国民・視聴者の意見を聴取し、寄せられた意見等に適切に対応すること。また、協会は、同業務について、事業計画及び業務報告書への明記や同業務の勘定に係る財務諸表の公表などにより、その透明性を確保するとともに、少なくとも3年ごとに行う実

施状況評価を着実に実施し、評価結果に基づき業務改善に取り組むこと。

- 五、海外における協会のテレビ国際放送については、協会は、その認知度向上に向け、番組の質の 向上や受信環境の整備等に一層努めるとともに、政府は、我が国の情報発信強化のため、協会の 行う受信環境整備の取組に対して一体となって必要な支援を行うこと。
- 六、放送コンテンツについては、日本文化等の海外への発信が、海外需要の開拓や我が国の国際的地位向上に資することから、放送局や番組制作会社と周辺産業の連携の推進、コンテンツ二次利用に係る権利処理の円滑化、海外における「放送枠」の確保等、放送コンテンツの海外展開の促進のための措置を講じること。
- 七、災害放送を始めとする地域情報の更なる充実を図るため、周波数逼迫地域等における新たな周 波数確保など、コミュニティ放送の一層の普及を図るとともに、ラジオ放送事業者と地方公共団 体の連携の推進に努めること。

右決議する。

行政不服審査法案(閣法第70号)

(**衆議院** 26.5.22修正議決 **参議院** 5.30総務委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、審理の公正性の向上

- 1 原処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うこととするとともに、裁決に当たっては、原処分又は裁決のいずれかの段階で他の第三者機関が関与する場合や審査請求人が希望しない場合等を除き、法律又は行政に関して優れた識見を有する者で構成される行政不服審査会等に諮問することとする。
- 2 審査請求人等が証拠書類等の写しの交付を求めることができることとするなど、審理手続に おける審査請求人等の手続保障を拡充することとする。

二、国民の利便性の向上

- 1 不服申立てをすることができる期間を現行の60日から3か月に延長することとする。
- 2 審査請求及び異議申立てを審査請求に一元化するとともに、個別法における特別の定めにより、「再調査の請求」及び「再審査請求」の手続を設けることができることとする。
- 3 審査庁は、標準審理期間を定めるよう努めなければならないこととするとともに、審理を計画的に進める必要がある場合に事前に争点等を整理するための手続を設けるなど、審理の迅速化のための措置を講ずることとする。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする規定を、附則に追加する修正が行われた。

【附帯決議】(26.6.5総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、行政不服審査制度については、公正で利用しやすい簡易迅速な手続により、国民の権利利益の 救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保し、国民の行政への信頼を維持するための制度で あることに鑑み、客観的かつ公正な審理手続を一層充実することなどにより、制度本来の目的が 最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うこと。

- 二、今般の制度改革に伴い、国及び地方公共団体が行った処分については、審査請求すべき行政庁等、新たな行政不服審査制度を利用するに当たって必要となる情報を、懇切・丁寧な広報活動により国民・住民に周知徹底すること。なお、再調査の請求については、処分庁が簡易な手続で事実関係の再調査をすることにより、処分手続の見直しを行う事後救済手続であることを、十分説明すること。
- 三、有識者から成る第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては、権利利益の救済について実効性を担保できるよう、適切な人材を選任すること。特に、地方公共団体において、各団体の実情を踏まえつつ、申立ての分野に応じた高い専門性を有する人材が確保できるよう格段の配慮を行うこと。
- 四、証拠書類の閲覧・謄写については、審理手続における審査請求人の権利の拡充や透明性の向上 を踏まえ、適切な主張・立証ができるよう、審理関係人又は参考人の陳述内容が記載された文書 の閲覧、謄写等について、今後とも検討すること。 右決議する。

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第71号)

(衆議院 26.5.22可決 参議院 5.30総務委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、行政不服審査法の施行に伴い、361の関係法律について、審査請求及び異議申立てを審査請求 に一元化すること等に伴う規定の整備を行うとともに、国税、関税等について、審査請求の前段 階で処分庁が簡易に処分を見直す手続である「再調査の請求」を、社会保険、労働保険等につい て、審査請求の後に更に第三者機関等が審理を行う手続である「再審査請求」を設けることとす る。
- 二、不服申立てに対する裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないこととする、いわゆる「不服申立前置」について、不服申立件数が大量にあるもの等を除いて廃止するとともに、 二段階の不服申立てを経なければ訴訟を提起することができない仕組みは全て廃止する。
- 三、この法律は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

行政手続法の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(**衆議院** 26.5.22可決 **参議院** 5.30総務委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、行政指導の方式

行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、当該権限を行使し得る根拠を示さなければならないものとする。

二、行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができるものとし、申出を受けた行政機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必

要な措置をとらなければならないものとする。

三、処分等の求め

何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政 指導(その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。)がされていないと思料するとき は、当該処分又は行政指導をする権限を有する行政庁又は行政機関に対し、その旨を申し出て、 当該処分又は行政指導をすることを求めることができるものとし、申出を受けた行政庁又は行政 機関は、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指 導をしなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 26.4.8可決 参議院 4.16文教科学委員会付託 4.25本会議可決)

【要旨】

本法律案は、インターネットその他の新たな情報伝達手段の発達に鑑み、紙媒体による出版のみを対象としている現行出版権制度を見直し、電子書籍に対応した出版権の整備を行うとともに、視聴覚的実演に関する北京条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演として同条約の締約国の国民が行う実演を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、出版権に係る規定の改正
 - 1 紙媒体による出版のみを対象としている現行出版権制度を見直し、電子書籍をインターネット送信すること等を引き受ける出版者に対して、出版権を設定することができることとすること。
 - 2 電子書籍に対応した出版権を設定した場合の出版権の内容、出版の義務、出版権の消滅の請求等について規定の整備を行うこと。
- 二、保護を受ける実演に係る規定の改正

著作権法による保護を受ける実演に、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民が行う実演を加えること。

三、施行期日

この法律は、平成27年1月1日から施行すること。ただし、二に関する規定は、視聴覚的実演に関する北京条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

【附带決議】(26.4.24文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、我が国の「知の再生産」や「日本文化の創造と伝搬」に貢献してきた日本の多様で豊かな出版・活字文化を、グローバル化やデジタル化が進展する新しい時代においても一層発展させ、著作者の権利を保護しつつ、多様な著作物を多様な出版形態でより多くの国内外の利用者に届けていくことが重要であることに鑑み、真に実効性ある海賊版対策の実施など、本法により拡充された出版権制度の更なる利用促進に向けて必要な対策を講ずること。
- 二、我が国が世界に誇る出版・活字文化は、著作者と出版を引き受ける者との間の信頼関係に基づく企画から編集、制作、宣伝、販売という一連のプロセスからなる出版事業がその基盤にあることを踏まえ、本法によって設定可能となる電子出版に係る出版権の下でも従前の出版事業が尊重されるよう、その具体的な契約及び運用の在り方を示して関係者に周知するとともに、その実務上の効果について一定期間後に具体的な検証を行い、必要に応じた見直しを検討すること。
- 三、電子出版の流通の促進を図るためには、契約当事者間で適切な出版権設定を行いつつ、関係者 の協力によって有効な海賊版対策を行うことが必要不可欠であることから、これまで出版権設定 が進んでこなかった雑誌等、複数の著作物によって構成される著作物などについても出版権設定

が可能であることについて周知に努めるとともに、具体的な契約モデルの構築について関係者に 対する支援を行うこと。また、物権的に細分化された出版権が設定された場合に、当該出版権が 及ばない形態の海賊版が流通した場合には効果的な海賊版対策を行うことができないため、効果 的な海賊版対策を講ずる観点から適切な出版権が設定されるよう推奨すること。

- 四、効果的な海賊版対策を講ずる観点から、著作者が契約締結時において電子書籍を出版する意思や計画がない場合であっても、紙媒体の出版と電子出版等を合わせて一体的な出版権の設定がなされることが想定されるが、その後、電子書籍の出版を希望するに至った場合において、著作者の意図に反して出版が行われず放置されるといったいわゆる塩漬け問題が生ずることのないよう、適切な対策を講ずること。
- 五、電子的な海賊版については、一たびインターネット等で公衆送信が行われればもはや完全に差し止めることは困難であり、甚大な被害が生じてしまうことから、電子出版に係る出版権しか持たない出版者においても、違法配信目的で複製がなされた場合には、第112条第1項の「出版権を侵害するおそれがある場合」としてその段階で差止請求を行うことができることを出版者に対し周知すること。
- 六、出版権者及び著作権者による海賊版対策の取組の状況を踏まえ、紙媒体の出版についてのみ出版権の設定を受けている出版権者であっても、インターネット上の海賊版又はDVD等の記録媒体等による海賊版に対し差止請求を行うことができる契約慣行の改善や「みなし侵害規定」等の制度的対応など効果的な海賊版対策について検討すること。
- 七、海賊版については、日本国外での被害が圧倒的多数であることから、その対策強化を図るための国際的な連携・協力の強化など、海外での不正流通取締対策に積極的に取り組むとともに、出版物の正規版の海外流通の促進に向けて官民挙げた取組を推進すること。
- 八、本法によって、多様な形態の出版権設定が行われる可能性があることから、著作物における出版権設定の詳細を明らかにするため、将来的な利活用の促進も視野に入れつつ、出版権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること。また、当事者間の契約上の紛争予防及び紛争が発生した際の円満な解決の促進を目指し、出版契約における裁判外紛争解決手段(ADR)を創設すべく、必要な措置を講ずること。
- 九、ナショナルアーカイブが、図書を始めとする我が国の貴重な文化関係資料を次世代に継承し、 その活用を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、その構築に向けて、国立国会図 書館を始めとする関係機関と連携・協力しつつ、著作権制度上の課題等について調査・研究を行 うなど取組を推進すること。
- 十、教科用拡大図書や副教材の拡大写本を始め、弱視者のための録音図書等の作成においてボランティアが果たしてきた役割の重要性に鑑み、障害者のための著作物利用の促進と円滑化に向け、著作権法の適切な見直しを検討すること。特に、障害者の情報アクセス権を保障し、情報格差を是正していく観点から、障害者権利条約を始めとする国際条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、障害の種類にかかわらず全ての障害者がそれぞれの障害に応じた形態の出版物を容易に入手できるよう、第37条第3項の改正に向け、速やかに結論を得ること。
- 十一、視聴覚的実演に関する北京条約や関係団体等の意見を十分に考慮しつつ、俳優、舞踊家など の視聴覚的実演家の権利に関し、契約及び運用の在り方や法制上の在り方も含め検討を行うこと。 右決議する。

電気通信事業法の一部を改正する法律案(閣法第74号)(先議)

(参議院 26.4.2総務委員会付託 4.9本会議可決 衆議院 6.3可決)

【要旨】

本法律案は、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するため、電気通信設備の管理体制の拡充を図るとともに、技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等を行うほか、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次の

とおりである。

- 一、電気通信設備の管理体制の拡充及び技術基準等の適用対象となる電気通信事業者の範囲の拡大等
 - 1 内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する 電気通信事業者として、総務大臣により指定された者は、当該電気通信役務を提供する電気通 信事業の用に供する電気通信設備を、技術基準に適合するように維持しなければならないこと とする。
 - 2 事業用電気通信設備の管理規程について、その記載事項を設備の管理の方針、体制、方法等 に関する事項と定めるとともに、総務大臣は、その変更及び遵守を命ずることができることと する。
 - 3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項を統括管理させるため、電気通信設備統括管理者を選任しなければならないこととする。
 - 4 電気通信事業者は、電気通信主任技術者に、総務大臣の登録を受けた者が行う事業用電気通信設備の工事、維持及び運用の監督に関する講習を受けさせなければならないこととする。
- 二、技術基準適合認定等の表示方法に係る規定の整備等
 - 1 技術基準適合認定等を受けた端末機器を組み込んだ製品の製造業者等が、その端末機器に付 されている技術基準適合認定等の表示を製品に適切に転記することを可能とする。
 - 2 携帯電話端末等の技術基準適合認定等を受けた端末機器の修理業者が、技術基準適合性に影響を与えない範囲での修理の確認を行う場合に、総務大臣の登録を受けることを可能とする。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める 日から施行する。

【附带決議】(26.4.8総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、情報通信基盤は、国民生活、経済活動等において重要不可欠なものとなっていることに鑑み、 情報通信の安全性・信頼性の確保に万全を期すため、事故防止策について、本法に基づく対策の 確実な実施に努めるとともに、技術革新や市場等の変化に対応できるよう不断の検証・見直しを 行うこと。

また、安心・安全なIT国家の構築に向け、官民一体となったセキュリティ対策の強化に努めることとし、特に地方公共団体等における情報システムの安全性確保のため、必要な支援を行うこと。

- 二、事故発生時においては、サービス停止等と情報不足の二重の支障による利用者利便の損失拡大 を防止するため、利用者に向けての迅速かつ正確な情報提供が徹底されるよう、必要な整備の充 実を図ること。
- 三、登録講習機関については、組織・人事・予算面等において疑念を持たれることがないよう、情報公開等を十分図るなど、透明性・公平性の確保に配意すること。

また、講習や修理が情報通信技術の進展等に十分対応できるよう、登録基準の見直し等を行う

四、フリーメール等回線非設置事業者による無料通信サービスや国外設備設置事業者が提供する情報通信サービスの利用者が既に相当数存在し、今後もその増大が予想されることから、これらの情報通信サービスの確実かつ安定的な提供を確保するための方策について検討を行うこと。 右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案(閣法第75号)

(衆議院 26.4.25可決 参議院 5.12総務委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、指定都市制度の見直し

- 1 指定都市の都市内分権を進めるため、指定都市の区の事務所が分掌する事務については、条例で定める。また、指定都市は、条例で、区に代えて総合区を設け、市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するものを市長が議会の同意を得て選任する総合区長に執行させることができる。
- 2 指定都市及び都道府県の間の二重行政を解消するため、指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県がその事務の処理について必要な協議を行う指定都市都道府県調整会議を設ける。また、指定都市の市長又は都道府県の知事は、指定都市都道府県調整会議における協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、指定都市都道府県勧告調整委員に意見を求め、必要な勧告を行うことを求めることができる。

二、中核市制度と特例市制度の統合

中核市制度については、現在人口30万以上とされている指定の要件について、人口20万以上とするとともに、特例市制度に関する規定を削除する。これに伴い、経過措置として、現に特例市である市については、これまで特例市が処理してきた事務を引き続き処理するほか、その人口が20万未満であっても、施行から5年間は、中核市の指定を受けることができる。

三、新たな広域連携の制度の創設

- 1 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結することができる。また、連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、総務大臣等に対し、自治紛争処理委員による紛争を処理するための方策の提示を求める旨の申請をすることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、他の 普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体の長等の名において管理し及び 執行することができる。

四、その他

- 1 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設その他所要の規定の整備を図る。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(26.5.20総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、急激な人口減少・少子高齢社会の進行等に対応して、住民の暮らしを支える対人サービスの重要性はますます高まっていくことを踏まえ、大都市を含めた基礎自治体によるサービス提供を持続可能なものとするなど、基礎自治体が適切な役割を果たしていくことができるよう、今後とも不断の見直しを行うこと。
- 二、指定都市制度については、新しい区の位置付けを踏まえ、住民自治を強化するため、総合区長の公選など住民意思の行政運営への的確な反映や住民の行政参画を促進するための具体的方策を、引き続き検討すること。
- 三、指定都市都道府県調整会議については、指定都市の市長及び指定都市を包括する都道府県知事が協議し、構成員を加えるに当たっては、二重行政の解消が立法化の趣旨であり、指定都市と都道府県のそれぞれの執行機関と議会が共に参画することが協議の実効性を高める上で重要であることを踏まえ、適宜・適正な運用が図られるよう、十分配意すること。
- 四、中核市と特例市の統合については、現在の特例市が新たな中核市へ円滑に移行し、適切な事務 処理体制を構築できるよう、事務移譲に伴う人的支援や財政措置について、特段の配慮を行うこ と。
- 五、連携協約を締結する地方中枢拠点都市圏については、地方中枢拠点都市と近隣市町村の双方が

適切な役割分担を行うとともに、連携協約を締結した普通地方公共団体が、その便益を十分享受できるよう、協約締結団体に対応して必要となる財政措置等について、最大限の配慮を行うこと。

- 六、事務の代替執行については、都道府県が小規模市町村と連携して補完する仕組みとして活用するに当たっては、市町村優先の原則など事務の共同処理に関する立法趣旨を踏まえつつ、各市町村の地理的条件や社会的条件が多様であることに鑑み、行政の効率化等にとらわれることなく、地域の実情を十分踏まえた運用が図られるよう、格段の配慮を行うこと。
- 七、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例については、証明等の事務を行う市町村長に 過度な負担とならないようにするとともに、適切かつ円滑に活用できるよう、助言その他の支援 を行うなど必要な措置を講ずること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第76号)

(衆議院 26.5.20可決 参議院 5.23文教科学委員会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、教育の再生を図るため、地方公共団体の長が当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとするとともに、当該大綱の策定に関する協議等を行うために総合教育会議を設けることとし、あわせて、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとする等の必要な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を、地方公共団体の長が議会の同意を得て、直接任命すること。
- 二、新たな教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表するとともに、その任期は3年とすること。
- 三、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項の規定に基づき政府の定める基本的な方針を参 酌して、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する こと。
- 四、地方公共団体の長は、三の大綱の策定に関する協議及び教育条件の整備等重点的に講ずべき施 策や児童生徒等の生命又は身体に係る緊急の場合に講ずべき措置についての協議並びに地方公共 団体の長及び教育委員会の事務の調整を行うため、両者をもって構成する総合教育会議を設ける こと。
- 五、教育委員会の法令違反や怠りがある場合であって、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示できることを明確化すること。
- 六、この法律は、一部を除いて平成27年4月1日から施行すること。
- 七、この法律の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、な お従前の例により在職する等、必要な経過措置について定めること。

【附帯決議】(26.6.12文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任は もちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを 踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと。
- 三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が強化される新教育長による事務

執行を地域住民の視点に立って、厳格にチェックすること。

- 四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学等における研修を充実させるなど、資質・能力の向上を図ること。
- 五、教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、教育委員に多様な人材を登用したり、 人数を増やす等、教育委員会の活性化を促進する取組を推進すること。また、教育委員会事務局 の職員についても、研修制度の充実や行政部局との人事交流等により、その能力向上を図ること。 また、今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、小規模な 地方公共団体については、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。
- 六、学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう、学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。
- 七、首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。特に、教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めること。
- 八、総合教育会議において、首長及び教育委員会は、相互の役割・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること。また、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案については、適切かつ迅速に対処し、地域住民に対して教育行政における責任を果たすこと。
- 九、地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員 会や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。
- 十、新法第50条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

右決議する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第77号)

(衆議院 26.5.27修正議決 **参議院** 5.28内閣委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人制度を改革するため、法人の事務及び事業の特性に応じた法人の分類として、中期目標管理法人、国立研究開発法人及び行政執行法人を設け、各分類に即した目標設定及び業績評価に関する事項を定めるとともに、監事の機能強化と主務大臣による事後的な是正措置を導入することなどにより業務運営の改善を図る仕組みを設ける等の所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「中期目標管理法人」とは、国民の需要に的確に対応した多様で良質なサービスの提供を通じた公共の利益の増進を推進することを目的とする独立行政法人をいう。
- 2 「国立研究開発法人」とは、我が国における科学技術の水準の向上を通じた国民経済の健全 な発展その他の公益に資するため研究開発の最大限の成果を確保することを目的とする独立行 政法人をいう。
- 3 「行政執行法人」とは、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当 な関与の下に事務及び事業を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人をいう。
- 二、独立行政法人評価制度委員会

総務省に、目標設定及び業績評価等について主務大臣に意見を述べること等の事務をつかさどり、内閣総理大臣が任命する委員10人以内で組織される独立行政法人評価制度委員会を置く。

三、役員及び職員

- 1 監事について、役員(監事を除く。)及び職員に対する事務及び事業の報告の求め、独立行政法人の業務及び財産の状況の調査等に関する規定を設ける。
- 2 役員又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、独立行政法人に対し、損害賠償責任を負 う。

四、評価等の指針の策定

- 1 総務大臣は、中期目標、中長期目標及び年度目標の策定並びに業績評価に関する指針を定め、これを主務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。
- 2 総務大臣は、総合科学技術・イノベーション会議が作成する研究開発の事務及び事業に係る 指針案を適切に反映するとともに、あらかじめ、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴かな ければならない。
- 3 主務大臣は、1の指針に基づき、中期目標等を定めるとともに、業績評価を行わなければならない。

五、中期目標管理法人の業務運営

- 1 主務大臣は、3年以上5年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき中期目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- 2 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 3 主務大臣は、評価結果に基づき必要があると認めるときは、当該中期目標管理法人に対し、 業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

六、国立研究開発法人の業務運営

- 1 主務大臣は、5年以上7年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき中長期目標を 定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- 2 国立研究開発法人は、毎事業年度の終了後、主務大臣の評価を受けなければならない。
- 3 主務大臣は、評価結果に基づき必要があると認めるときは、当該国立研究開発法人に対し、 業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

七、行政執行法人の業務運営

- 1 主務大臣は、行政執行法人が達成すべき業務運営に関する年度目標を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。
- 2 行政執行法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績について、主務大 臣の評価を受けなければならない。
- 3 主務大臣は、年度目標を達成するためその他この法律又は個別法を施行するため特に必要があると認めるときは、行政執行法人に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

八、施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、主務大臣が独立行政法人の長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすることを内容とする修正が行われた。

【附带決議】(26.6.5内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。このため、 主務大臣は、所管する独立行政法人において、次の諸点について適切な措置を講ぜられるよう求め るものとすること。

- 一 各独立行政法人は、第28条第2項に基づき業務方法書に以下を記載すること等により、監事による内部ガバナンスの徹底に努めること。
 - ① 独立行政法人の役職員は、他の役職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律、個別法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、直ちに監事に報告すること。

- ② 監事がその職務を行うために文書提出又は説明を求めた場合、独立行政法人の職員もこれに 応じること。
- 二 独立行政法人の役員の任命に際しては、公務員OBの再就職に対して国民の厳しい見方があることを踏まえ、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」(平成21年9月29日 閣議決定)に基づく公募は引き続き行うものとすること。
- 三 独立行政法人の役員の報酬については、特に必要があり、事務次官の給与より高い水準の報酬 を設定しようとする場合には、より一層の効果的な運営の実現、業務の効率化など、その必要性 について、十分な説明責任を果たすこと。
- 四 独立行政法人の主体的な経営努力を促進するインセンティブが機能するよう、運営費交付金の 算定において適切な運用を行うとともに、実際の自己収入の額が見込みの額より減った場合には、 法人の業務に対する国民のニーズが減少している可能性を踏まえ、その原因を分析し、事務・事業の見直しなど必要な経営改善を行うこと。
- 五 独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表を主務大臣に提出し、承認を受けるに当たっては、「独立行政、法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点」(平成22年11月26日 行政管理局)に沿って、不要財産とみなされたものであって国の出資等に係るものについては、国庫納付するものとすること。
- 六 独立行政法人が保有する財産をその業務の効率的な実施に必要な最小限度のものとするため、 五の不要財産を除く独立行政法人の業務上の余裕金等について、その保有・運用実態を点検する とともに、適切な管理、処分等の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を 講ずるものとすること。
- 七 独立行政法人の統廃合等の組織の見直しに当たっては、当該法人職員の雇用の安定に配慮すること。また、独立行政法人の職員の給与等は、自主性及び自律性の発揮という制度本来の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度に基づき、法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 八 独立行政法人の情報公開については、過度な事務負担とならないことを前提に、各法人は、業務内容別の職員数、関連法人との取引状況、会費等契約によらない支出の状況、交付金の使途や資産保有状況に係る情報等を含め、ホームページ等で自発的かつ定期的に行うとともに、総務省はこれらの情報を総括的にホームページで閲覧可能とすること。
- 九 組織マネジメントの改善を推進するためには、現場を知悉する内部人材が改革を主体的・自律 的に担うことが重要であることに鑑み、組織マネジメントの改善を担う内部人材についても登 用・育成が行われるよう、必要な支援に努めること。
- 十 非公務員化後の独立行政法人国立病院機構の業務運営においても、政策医療や災害時医療などが必要かつ十分に、常に停滞なく確実に実施、提供されるよう万全を期すとともに、その実施状況について適切に把握した上で業績評価を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。 右決議する。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第78号)

(衆議院 26.5.27修正議決 **参議院** 5.28内閣委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、個別法に各独立行政法人を中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人のいずれかとする規定を追加する等、関係法律の規定の整備を行う。
- 二、この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。 なお、本法律案は、衆議院において、法務大臣が日本司法支援センターの理事長又は監事を任命

しようとするとき及び文部科学大臣が日本私立学校振興・共済事業団の理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募の活用に努めなければならないものとし、公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすることを内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(26.6.5内閣委員会議決)

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第77号)と同一内容の附帯決議が行われている。

原子力委員会設置法の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 26.6.3可決 参議院 6.9内閣委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力をめぐる環境の変化に鑑み、原子力委員会の所掌事務を見直すほか、原子力 委員会の委員の定数の削減等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりであ る。

一、所掌事務

- 1 原子力委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務から、次に掲げる規定を削除する。
 - イ 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積り及び配分計画に関すること。
 - ロ 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。
 - ハ 原子力利用に関する試験及び研究の助成に関すること。
 - ニ 原子力利用に関する研究者及び技術者の養成及び訓練(大学における教授及び研究に係るものを除く。)に関すること。
 - ホ 原子力利用に関する統計の作成に関すること。
- 2 委員会の所掌事務として、法律(法律に基づく命令を含む。)に基づき委員会に属させられ た事務を追加する。

二、組織

- 1 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織する。
- 2 委員のうち1人は、非常勤とすることができる。

三、会議

- 1 委員会は、委員長及び委員1人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員長及び委員のうち、2人以上の賛成をもってこれを決する。 四、その他
 - 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 - 2 この法律の施行日の前日に委員会の委員長及び委員である者の任期は、その日に満了する。
 - 3 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、内閣総理大臣の指定するところ により、2人のうち、1人は1年6月、1人は3年とする。

【附帯決議】(26.6.19内閣委員会議決)

本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 原子力委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、再発防止策等について継続的 に審議を行うとともに、原子力委員会設置法第24条及び第25条の規定を積極的に活用すること。
- 二 原子力委員会は、委員会及び事務局の運営の公正性・透明性の確保に努めること。
- 三 東京電力福島第一原子力発電所事故の収束に向け、放射性物質による影響の軽減・解消及び廃 炉措置が重点的に取り組むべき課題であることに鑑み、政府は、これらの技術等に関し、研究者 及び技術者の育成並びに研究開発支援の強化を行うこと。
- 四 本年4月に閣議決定されたエネルギー基本計画を踏まえ、政府は、原子力損害賠償制度の見直

しや、高レベル放射性廃棄物の最終処分を含む核燃料サイクルの在り方など、原子力政策全体について早急に検討の上、適切な措置を講ずること。

- 五 政府は、我が国の原子力政策が東京電力福島第一原子力発電所事故等により国民からの信頼を 著しく低下させるに至った現状を十分認識し、国民の信頼を回復するため、公正な政策決定過程 の設計等に努めること。
- 六 原子力委員会の委員長及び委員の選定に当たっては、政府は、利害関係者の関与等について国 民の疑念を招かない措置を講ずるなど公正性・透明性の確保に十分に留意すること。
- 七 原子力委員会と原子力規制委員会は、連携を強化し、互いの動向や問題意識を理解するよう努めること。
- 八 政府は、国際原子力機関及び諸外国との連携強化を図り、唯一の被爆国として、世界の原子力 平和利用と核不拡散への貢献を通じた国際協力に取り組むこと。 右決議する。

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律案(閣法第80号)

(衆議院 26.6.10修正議決 参議院 6.11文教科学委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大学の組織及び運営体制を整備するため、副学長の職務内容を改めるとともに、教授会の役割を明確化するほか、国立大学法人の学長の選考に係る規定の整備を行う等の必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、学校教育法の一部改正
 - 1 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとすること。
 - 2 教授会は、学生の入学や学位の授与等のほか、教育研究に関する重要な事項で学長が必要と 認めるものについて学長が決定を行うに当たり意見を述べることとすること。
 - 3 教授会は、教育研究に関する事項について審議するとともに、学長等の求めに応じ、意見を 述べることができることとすること。
- 二、国立大学法人法の一部改正
 - 1 国立大学法人の学長選考について、学長選考会議が定める基準により行わなければならないこととするとともに、国立大学法人は、その基準及び選考結果等を公表しなければならないこととすること。
 - 2 国立大学法人等の経営協議会の学外委員を過半数とすること。
 - 3 国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議 員とすること。

三、施行期日等

- 1 この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、二による改正後の国立大学法人法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとすること。

なお、衆議院において、一の2の学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べる事項について、 学生の入学や学位の授与等のほか、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが 必要なものとして学長が定めるもの」とする修正が行われた。

【附帯決議】(26.6.19文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校教育法第93条第2項第3号の規定により、学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項を 定める際には、教授会の意見を聴いて参酌するよう努めること。
- 二、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学法人については、学

長のリーダーシップにより全学的な取組ができるよう、学長選考会議、経営協議会、教育研究評議会等をそれぞれ適切に機能させることによって、大学の自主的・自律的な運営の確保に努めること。

- 三、学長選考会議は、学長選考基準について、学内外の多様な意見に配慮しながら、主体性を持って策定すること。
- 四、監事の監査、学長選考組織による選考後の業務評価等学長の業務執行状況のチェック機能を確保すること。
- 五、国立大学法人の経営協議会の委員の選任や会議の運営に当たっては、学内外の委員の多様な意見を適切に反映し、学長による大学運営の適正性を確保する役割を十分に果たすことができるよう、万全を期すこと。
- 六、本法施行を受け、各大学等の学内規則の見直しと必要な改正が円滑に行われるよう、説明会の 開催等関係者に改正の趣旨について周知に努めること。
- 七、私立大学の自主性・自律性・多様性、学問分野や経営規模など各大学の実態に即した改革がな されるよう配慮すること。
- 八、大学力を強化するため若手研究者や女性の登用が積極的に行われ、若手研究者等の意欲を高める雇用形態が整備されるよう、その環境の整備に努めること。
- 九、国のGDPに比した高等教育への公的財政支出は、OECD諸国中、最低水準であることに留意し、高等教育に係る予算の拡充に努めること。 右決議する。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案(閣法第81号)

(**衆議院** 26. 5. 22可決 **参議院** 6. 11農林水産委員会付託 6. 18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における農林水産物・食品の名称の保護をめぐる国内外の動向に鑑み、当該名称の保護に関する制度を確立することにより、特定農林水産物等の生産業者の利益の保護を図り、もって農林水産業及びその関連産業の発展に寄与し、併せて需要者の利益を保護しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「特定農林水産物等」及び「地理的表示」の定義

この法律において、「特定農林水産物等」とは、農林水産物・食品のうち、特定の地域で生産され、品質、社会的評価その他の確立した特性が生産地に主として帰せられるものをいうこととし、「地理的表示」とは、特定農林水産物等の名称の表示をいうこととする。

二、登録

1 登録の申請

特定農林水産物等の生産者団体であって、生産行程や品質の管理を行う十分な能力を有するものは、特定農林水産物等の生産地、生産方法、特性等を定めた明細書及び生産行程等の管理に関する規程を添付した上で、農林水産大臣にその名称である地理的表示等の登録を申請することができることとする。

2 意見書の提出及び学識経験者の意見聴取

農林水産大臣は、登録の申請の概要を公示し、第三者からの意見書の提出を受け付けるとともに、学識経験者の意見を聴取した上で、登録の可否を判断することとする。

- 三、特定農林水産物等の名称の保護
 - 1 地理的表示及び登録標章

登録を受けた生産者団体の構成員は、明細書に沿って生産した特定農林水産物等又はその包装等について、地理的表示を付することができることとする。また、生産者団体の構成員が地理的表示を付するときは、登録された地理的表示であることを示す標章を併せて付することとする。

これらの場合を除いては、何人も、農林水産物・食品又はその包装等に地理的表示又は標章を付することはできないこととする。

2 措置命令等

農林水産大臣は、1の規制に違反した者に対し、地理的表示若しくは標章又はこれらと類似する表示若しくは標章の除去を命じることができることとし、その命令に違反した者に対しては、刑事罰を科することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(26.6.17農林水産委員会議決)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況を克服し、本来の活力を取り戻すためには、農林水産物・食品に関する地理的表示保護制度を確立し、生産業者及び需要者の利益の保護を図ることが喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 地理的表示保護制度の導入に当たっては、それぞれの地域においてその効果的な活用が助長されるよう、生産業者、生産者団体等による地域ブランドの確立に向けたこれまでの取組を十分尊重しつつ、関係者に対し、新たな制度の趣旨及び内容はもとより、既存の地域団体商標制度等との相違点及び制度の役割分担等について周知徹底を図ること。
- 二 地理的表示の登録に係る明細書の作成に向けた地域における合意形成の重要性に鑑み、円滑な 合意形成に向けた支援を行うこと。
- 三 国による登録業務が迅速かつ公平に行われるよう、地域の様々な特性に由来した品質等を備えた農林水産物・食品をめぐる事情とともに、知的財産に係る高度な知見を有する人材を育成・確保する等、審査体制の整備を図ること。
- 四 登録を受けた特定農林水産物等の品質に係る信頼性の確保を図るため、登録生産者団体による 実効ある品質管理が実施されるよう、適切に指導・監督を行うこと。
- 五 地理的表示及び標章の不正使用に対し、実効ある取締りが機動的に行われるよう、通報窓口の 設置を含めた効率的な監視体制の整備を図ること。
- 六 地理的表示保護制度の活用を我が国の農林水産物・食品の輸出促進対策の重要な柱として明確 に位置付け、輸出促進のための総合的なサポート体制を強化するとともに、海外における農林水 産物・食品の模倣品への対策を充実・強化すること。
- 七 本法の施行状況に係る検討については、特定農林水産物等の登録の状況、生産業者及び需要者の利益保護の状況はもとより、諸外国における地理的表示保護制度の導入状況とこれが我が国に与える影響等も踏まえ、適時適切に実施し、その結果に基づき、十全の措置を講ずること。右決議する。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案(第185回国会閣法第19号)

(衆議院 26.3.14修正議決 参議院 4.2内閣委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革基本法(平成20年法律第68号)に基づき、内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定の創設、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備、内閣総理大臣補佐官に関する規定の整備及び大臣補佐官に関する規定の創設等、所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、幹部職員人事の一元管理等

- 1 内閣総理大臣は、幹部職(長官、事務次官、局長、部長等)に属する官職に係る標準職務遂 行能力を有することを確認するための審査(適格性審査)を行い、確認を受けた者について、 氏名等を記載した名簿(以下「幹部候補者名簿」という。)を作成する。
- 2 幹部職への任命については、任命権者が、幹部候補者名簿に記載されている者であって、当該任命しようとする幹部職についての適性を有すると認められる者の中から行う。
- 3 任命権者は、幹部職への任命等を行う場合には、あらかじめ内閣総理大臣及び内閣官房長官に協議した上で、当該協議に基づいて行うものとする。また、内閣総理大臣又は内閣官房長官は、幹部職員について適切な人事管理を確保するために必要であると認めるときは、任命権者に対し、任免について協議を求めることができる。
- 4 任命権者は、幹部職員について、他に適任者がいる、転任させるべき適当な官職がない等の 一定の要件に該当する場合は、人事院規則の定めるところにより、その意に反して直近下位の 職制上の段階に属する幹部職への降任を行うことができる。
- 5 採用昇任等基本方針に、管理職 (課長、室長等) への任用に関する基準その他の指針、任命権者を異にする官職への任用に関する指針、職員の公募に関する指針等を追加する。
- 6 各大臣等は、管理職員にふさわしい能力等を有する職員を育成する仕組みとして幹部候補育 成課程を設け、内閣総理大臣が定める基準に従い、運用する。
- 7 人事院、検察庁、会計検査院、警察庁、外局として置かれる委員会その他の行政機関の幹部 職等について、その職務の特殊性に配慮し、人事の一元管理に関する規定の適用除外その他所 要の規定を整備する。
- 8 国と民間企業との間の人事交流に関する法律について、人事交流の対象となる法人の拡大、 手続の簡素化及び透明性の向上のため、所要の規定の整備を行う。

二、内閣人事局

- 1 内閣官房に内閣人事局を置く。同局の事務を掌理する内閣人事局長には、内閣総理大臣が内 閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる。
- 2 内閣人事局は、幹部職員人事の一元管理等に関する事務のほか、国家公務員制度の企画及び 立案、中央人事行政機関たる内閣総理大臣の所掌する事務、行政機関の機構及び定員に関する 審査等に関する事務等をつかさどる。
- 3 採用試験、研修等に関する政令等は、人事院の意見を聴いて定め、各府省等の職員の職務の 級の定数の設定等に当たっては、人事院の意見を十分に尊重する。

三、内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官

- 1 内閣総理大臣補佐官の所掌事務について、内閣総理大臣の命を受け、内閣の重要政策のうち 特定のものに係る内閣総理大臣の行う企画及び立案について、内閣総理大臣を補佐することに 改める。
- 2 各府省及び復興庁に、特に必要がある場合においては、大臣補佐官を置くことができる。大 臣補佐官は、大臣(内閣府においては内閣官房長官又は特命担当大臣、復興庁においては復興 大臣)の命を受け、特定の政策に係る大臣の行う企画及び立案並びに政務に関し、大臣を補佐 する。
- 3 国会議員は、大臣補佐官を兼ねることができる。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める

目から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、国家公務員の定年の段階的な引上げ、国家公務員の再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについての検討条項を設けることを主な内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(26.4.10内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一職員の公募について、実施状況を検証し、その結果を踏まえて、内閣総理大臣が幹部職員の公募を実施すること等必要な推進方策を検討すること。
- 二 自律的労使関係制度について、国家公務員制度改革基本法第12条の規定に基づき、国民の理解 を得た上で、職員団体と所要の意見交換を行いつつ、合意形成に努めること。
- 三 内閣総理大臣補佐官及び大臣補佐官について、その運用状況を踏まえ、増員の要否及び内閣総理大臣や大臣を支えるスタッフの拡充について検討すること。
- 四 国家公務員法に定める再就職規制について、再就職等監視委員会の監視を含む運用状況を見つつ、あっせん規制に対する刑事罰の対象の拡大の可否について検討すること。
- 五 幹部候補育成課程について、専門性を高めるなど、その運用において、内閣総理大臣が主体的かつ中心的な役割を積極的に果たすことができるよう、基準において必要な事項を定めること。
- 六 公務外からの幹部職員への任用に当たっては、第三者の意見の聴取など公正な適格性審査の仕 組みを検討すること。

右決議する。

会社法の一部を改正する法律案(第185回国会閣法第22号)

(衆議院 26.4.25修正議決 参議院 5.7法務委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、株式会社をめぐる最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化並びに株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化等を図るため、監査等委員会設置会社制度を創設するとともに、社外取締役等の要件等を改めるほか、株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度の創設、株主による組織再編等の差止請求制度の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等の強化
 - 1 社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、取締役の職務の執行の監査を行うとともに、 株主総会において取締役の選解任及び報酬について意見を述べることができる監査等委員会設 置会社制度を新設する。
 - 2 社外取締役等の要件に、株式会社の親会社の取締役等でないこと及び株式会社の取締役等の近親者でないこと等を追加し、その要件を現行法の規律よりも厳格化する。
 - 3 会計監査人の選解任等に関する議案の内容の決定権を取締役又は取締役会が有するものとしている現行法の規律を改め、その決定権を監査役又は監査役会に付与する。
- 二 株式会社及びその属する企業集団の運営の一層の適正化
 - 1 株式会社の完全親会社の株主が、代表訴訟により、完全親会社の取締役等の責任だけでなく、 その完全子会社の取締役等の責任も追及することができる制度を新設する。
 - 2 株式会社が法令又は定款に違反する組織再編等を行うことにより株主の利益が害されること を防止するため、株主による組織再編等の差止請求制度を現行法の規律より拡充する。

三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法の一部を改正する法律の法律番号中「平成25年」を「平成26年」に改める修正が行われた。

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(第185回国 会閣法第23号)

(衆議院 26.4.25修正議決 **参議院** 5.7法務委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 会社法の一部を改正する法律の施行に伴い、次に掲げる法律その他の関係法律の規定の整備等を行う。
 - 1 商法
 - 2 商業登記法
 - 3 民事再生法
 - 4 会社更生法
 - 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

二 施行期日

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中「平成25年」を「平成26年」に改め るとともに、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第12条第1項の特定事 業者のうち特定会社については、改正後の会社法第467条第1項第2号の2(子会社の株式等の譲 渡に係る親会社の株主総会の特別決議による承認)の規定は適用しない等の修正が行われた。

本院議員提出法律案

労働基準法等の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 26.6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

水循環基本法案(参第3号)

(参議院 26.3.17国土交通委員長提出 3.20本会議可決 衆議院 3.27可決)

【要旨】

本法律案は、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「水循環」とは、水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水又は地下水として河川の流域を中心に循環することをいうこととする。
- 二 基本理念として、水循環の重要性及び健全な水循環の維持又は回復のための取組の推進、水の公共性及び水の適正な利用、健全な水循環への配慮、流域の総合的かつ一体的な管理並びに水循環に関する国際的協調を定めることとする。
- 三 国は、基本理念にのっとり、水循環に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること等、水循環に関する施策について、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めることとする。
- 四 水の日を設け、これを8月1日とし、国及び地方公共団体は、水の日の趣旨にふさわしい事業 を実施するように努めなければならないこととする。
- 五 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととする。
- 六 政府は、毎年、国会に、政府が水循環に関して講じた施策に関する報告を提出しなければなら ないこととする。
- 七 政府は、水循環に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、水循環基本計画を定めなければならないこととするとともに、おおむね5年ごとに、その見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。
- 八 基本的施策として、国及び地方公共団体は、貯留・涵養機能の維持及び向上、水の適正かつ有 効な利用の促進等の施策を講ずるとともに、流域の総合的かつ一体的な管理を行うため、連携及 び協力の推進に努めるものとする。また、国は、健全な水循環に関する教育の推進、民間団体等 の自発的な活動の促進、水循環施策の策定に必要な調査の実施、健全な水循環の維持又は回復に 関する科学技術の振興、国際的な連携の確保等に必要な措置を講ずるものとする。

- 九 水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、水循環政策本部を置くこと とし、当該本部の長には、内閣総理大臣を充てることとする。
- 十 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

雨水の利用の推進に関する法律案(参第4号)

(**参議院** 26.3.17国土交通委員長提出 3.20本会議可決 **衆議院** 3.27可決)

【要旨】

本法律案は、近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用を推進し、もって水資源の有効な利用を図り、あわせて下水道、河川等への雨水の集中的な流出の抑制に寄与するため、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 責務

- 1 国は、雨水の利用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水の利用の推進に関する施策を 策定し、及び実施するよう努めなければならないこととする。
- 3 事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する雨水の利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

二 基本方針等

- 1 国土交通大臣は、雨水の利用の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこととする。
- 2 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における雨水の利用の推進に関する 方針(以下「都道府県方針」という。)を定めることができることとする。
- 3 市町村は、基本方針(都道府県方針が策定されているときは、基本方針及び都道府県方針) に即して、当該市町村の区域内における雨水の利用の推進に関する計画を定めることができる こととする。

三 雨水の利用の推進に関する施策

- 1 国は、国及び独立行政法人等が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標を定めるものとするとともに、これを公表しなければならないこととする。
- 2 地方公共団体及び地方独立行政法人は、1の目標に準じて、当該地方公共団体及び地方独立 行政法人が建築物を整備する場合における自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標 を定め、及び公表するよう努めるものとする。
- 3 政府は、特に雨水の利用を推進すべき建築物における雨水の利用のための施設の設置を推進するため、税制上又は金融上の措置その他の必要な措置を講じなければならないこととする。
- 4 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、雨水を一時的に貯留するための施設の新設、不要となった浄化槽の当該施設への転用その他の雨水の利用のための施設の整備について、助成を行うよう努めるものとするとともに、国は、助成を行う地方公共団体に対し、財政上の援助をするよう努めなければならないこととする。

四 附則

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、米穀の需給の均衡を図るための生産調整を廃止するとともに、当該廃止に伴い講ずる米穀の生産者に対する直接支払その他必要な措置について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農業生産法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農業生産法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴い目的規定を改正する等の措置を講じようとするものである。

労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 26.3.31厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、労働者の健康の一層の確保を図るため、職場における歯科保健対策の充実及び受動喫煙の防止のための措置を講じようとするものである。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(**参議院** 26.4.3国土交通委員長提出 4.4本会議可決 **衆議院** 5.29可決)

【要旨】

本法律案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結の防止等を定めるとともに、多様な入札及び契約の方法等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進を明記するととも に、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図ることを規定することとする。
- 二 基本理念に、施工技術の維持向上及びそれを有する者の中長期的な育成及び確保、工事完成後の適切な維持管理、地域の担い手の育成及び確保への配慮、ダンピング受注の防止、適正な額での契約の締結と公共工事に従事する者の労働環境の改善への配慮、点検・診断を含む調査設計の品質確保等を明記することとする。
- 三 発注者の責務として、担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、予定価格の適正な設定、 不調不落による再度入札等の場合の速やかな契約の締結、ダンピング受注の防止措置、計画的な 発注及び適切な工期の設定を行うこと等について定めることとする。
- 四 受注者の責務として、現在及び将来の公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、 技能労働者等の育成及び確保並びに労働環境の改善、適正な額での下請契約の締結に努めること を定めることとする。
- 五 発注者は、競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等に努めるとともに、段階 的選抜方式、技術提案の審査及び価格等の交渉による方式、地域における社会資本の維持管理に 資する方式など多様な入札契約方法の中から適切な方法を選択することができることとする。
- 六 国は、発注者を支援するため、地方公共団体、民間事業者等の意見を聴いて、発注関係事務の 運用に関する指針を定めるものとするとともに、地方公共団体が講ずる施策に関し、必要な援助 を行うよう努めなければならないこととする。
- 七 調査及び設計の品質確保のため、これらの発注者は、公共工事に準じ、その品質の確保に努めなければならないこととするとともに、国は、調査及び設計に関し、これらに係る資格等の評価

の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとする。 八 この法律は、公布の日から施行することとする。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

会社法の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 26.4.25法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の我が国における株式会社の不祥事の実態に鑑み、企業統治の一層の強化を図るため、大会社で株式を上場しているもの等に対して社外取締役の選任を義務付けようとするものである。

戸籍法の一部を改正する法律案(参第11号)

(参議院 26.6.18法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、子の出生に伴う戸籍に関する事務の処理において、出生の届出に係る届書に嫡出である子と嫡出でない子の別を記載させることは不可欠でないことに鑑み、嫡出でない子の権利の保護を図る観点から、当該届書の記載事項から嫡出である子又は嫡出でない子の別を削ろうとするものである。

民法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業者の貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、保証人が金銭の貸付け等を業として行う者との間で締結する保証契約のうち、主たる債務者が事業のために負担する貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人又は主たる債務者である法人の代表者である場合を除き、その効力を生じないこととするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 26.6.19環境委員会付託 継続審査)

【要旨】

原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉 安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めようとす るものである。

特定原子力事業者の経営形態の見直しに関する施策の推進に関する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力事業者について特定重大事故が発生した場合において、当該原子力事業者の経営形態の見直しが必要となることに鑑み、特定原子力事業者の経営形態の見直しに関する施策を総合的に推進するため、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めようとするものである。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審杳未了)

【要旨】

本法律案は、一の市町村、都道府県等の区域内において自然災害により一定程度以上の被害が発生した場合において、その区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯のほか、その他の市町村、都道府県等の区域内において当該自然災害により住宅の全壊等の被害を受けた世帯も全て被災者生活再建支援金の支給対象としようとするものである。

子ども・若者育成支援推進法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審杳未了)

【要旨】

本法律案は、次代を担う青少年を健全に育成していくことが我が国社会の将来の発展にとって不可欠の礎であることに鑑み、青少年の健全な育成という観点から、子ども・若者育成支援推進法について、題名の改正、基本理念の見直し、保護者、国民及び事業者の責務の追加、施策の拡充等の措置を講じようとするものである。

国家賠償法の一部を改正する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審杳未了)

【要旨】

本法律案は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は重大な過失によって違法に他人に損害を加えたとき、その公務員にこれを賠償する責任を負わせようとするものである。

国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案(参 第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処する必要性に鑑み、当分の間の措置として国家公務員の給与の減額措置を定めるとともに、国家公務員の人件費の総額を100分の20以上削減するため、 退職手当制度、給与制度等に関し政府が講ずべき措置について定めようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の候補者の自己資金に由来する政治資金の透明性の確保に資するため、他者からの寄附に係る金銭等以外の金銭等で政治資金に充てられるものを資金管理団体に取り扱わせることに関する規定を新設するとともに、公職の候補者がその資金管理団体に対してする寄附について個人が政党及び政治資金団体以外の者に対してする寄附の総枠制限の規定を適用しないこととするものである。

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部を改正する法律案

(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員の同一の者に係る高額の貸付金及び借入金の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、特定貸付金等報告書及び特定贈与報告書を提出させるとともに、これらを所定の期間保存及び閲覧の対象としようとするものである。

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための 措置に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により、デジタルコンテンツの提供等の取引が日常的に行われるようになってきていること等に鑑み、インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に関し、経済活動に対する中立性及び我が国の課税権を確保する等の観点から、消費税制度における役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に係る基準について必要な見直しを行うとともに、これにより新たに課税対象となる役務の提供に係る課税方式について必要な措置を講ずるものである。

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、日本国外において人の生命又は身体を害する罪に当たる行為による被害を受けた日本国籍を有する者又はその遺族に対し犯罪被害者等給付金を支給しようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率 化等の推進に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

特定秘密の保護に関する法律を廃止する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特定秘密の保護に関する法律を廃止しようとするものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 26.6.20環境委員会付託 継続審査)

【要旨】

瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去、有害動植物の駆除、水産動物の種苗の放流、環境の調査等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討及び特定施設の規制の在り方を含めた新法の規定に関する検討について定める等の措置を講じようとするものである。

女性の健康の包括的支援に関する法律案(参第27号)

(参議院 26.6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

脳卒中対策基本法案(参第28号)

(参議院 26.6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因となっているとともに、国民が介護を要する状態等となる主要な原因となっていること等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供等、脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの緊密な連携等が強く求められていることに鑑み、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進するため、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案(参第29号)

(参議院 26.6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、検査技術の高度化等に対応するため、臨床検査技師が業として行う検体検査の分野を厚生労働省令で定めることとするとともに、衛生検査所の登録に関する基準及び病院等が検体検査の業務を委託する場合における受託者に関する基準として、厚生労働省令で、検体検査の精度管理の方法に関する事項が定められるようにしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第2号)

(衆議院 26.3.14可決 参議院 3.14総務委員会付託 3.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎対策事業債の対象経費を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、過疎地域の要件の追加

現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加する。

二、過疎対策事業債の対象経費の拡充

過疎対策事業債の対象施設に関し、次に掲げる施設を追加する。

- 1 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の 団体に使用させるための工場及び事務所
- 2 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設 及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの
- 3 一般廃棄物処理のための施設
- 4 火葬場
- 5 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設
- 6 公立の小学校又は中学校の屋外運動場及び水泳プール
- 7 市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに市町村 立の高等学校の教員又は職員のための住宅及び生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船 施設
- 三、施行期日

この法律は、平成26年4月1日から施行する。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 26.4.25可決 参議院 5.21内閣委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国民の祝日に、新たに8月11日を「山の日」として加え、山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する日とするものである。

この法律は、平成28年1月1日から施行する。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(衆第14号)

(衆議院 26.5.9可決 参議院 5.14憲法審査会付託 6.13本会議可決)

【要旨】

本法律案は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条、第11条及び第12条に規定された検討課題(いわゆる3つの宿題)に関し、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、選挙権年齢等の満18年以上への引下げ
 - 1 本法施行後4年を経過するまでの間、憲法改正国民投票の投票権年齢を満20年以上とする。
 - 2 国は、本法施行後速やかに、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、投票権年齢と選挙権年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法、民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 二、公務員の政治的行為に係る法整備

- 1 公務員(裁判官、検察官、国家公安委員会等の委員、警察官等を除く。)は、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動及び憲法改正に関する意見の表明をすることができるものとする。ただし、政治的行為を禁止する他の法令の規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。
- 2 国は、本法施行後速やかに、公務員の政治的中立性を確保する等の観点から、国民投票運動 に関し、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び 指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措 置を講ずるものとする。
- 3 裁判官、検察官、国家公安委員会等の委員及び警察官は、在職中、国民投票運動をすること ができないものとする。
- 三、憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討

国は、本法施行後速やかに、憲法改正問題についての国民投票制度に関し、その意義及び必要性について、間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

四、施行期日

本法は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(26.6.11憲法審査会議決)

- 一、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、主権者たる国民がその意思に基づき憲法において国家権力の行使の在り方について定め、これにより国民の基本的人権を保障するという日本国憲法を始めとする近代憲法の基本となる考え方である立憲主義に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。
- 二、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める国民主権、基本的人権の 尊重及び恒久平和主義の基本原理に基づいて、徹底的に審議を尽くすこと。
- 三、本法律の施行に当たり、憲法審査会においては、日本国憲法の定める憲法の最高法規性並びに 国民主権及び間接民主制の趣旨にのっとり、立法措置によって可能とすることができるかどうか について、徹底的に審議を尽くすこと。
- 四、本法律の施行に当たり、政府にあっては、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に当該解釈を変更することができるという性質のものではなく、仮に政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねず、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであると政府自身も憲法の解釈の変更に関する審議で明らかにしているところであり、それを十分に踏まえること。
- 五、本法律の施行に当たり、政府においては、前項に基づき、解釈に当たっては、立憲主義及び国 民主権の原理に基づき、憲法規範そのものに対する国民の信頼を保持し、かつ、日本国憲法を国 の最高法規とする法秩序の維持のために、取り組むこと。
- 六、本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあっては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第4項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること。
- 七、選挙権年齢については、民法で定める成年年齢に先行して本法律の施行後2年以内を目途に、年齢満18年以上の者が国政選挙等に参加することができることとなるよう、必要な法制上の措置

を講ずること。

- 八、選挙権年齢に係る法制上の措置の検討に際しては、憲法前文において国民主権と間接民主制の 原理をともに人類普遍の原理として位置付けていること等を十全に踏まえて取り組むこと。
- 九、政府は、憲法改正国民投票の投票権を有する者の年齢、選挙権を有する者の年齢、成年年齢等が「満18年以上」に引き下げられる場合、国民に対する憲法改正手続や国民投票制度について、より一層の周知啓発その他必要な措置を講ずるものとすること。
- 十、政府は、遅くとも本法律の施行の4年後には年齢満18年以上の者が憲法改正国民投票の投票権 を有することとなることに鑑み、学校教育における憲法教育等の充実及び深化を図ること。
- 十一、政府は、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の規制について、表現の自由、 意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を不当に侵害することとならないよう、ガイドラインを作成する等、禁止される行為と許容される行為を明確化するための必要な措置を講ずること。
- 十二、公務員等及び教育者の地位利用による国民投票運動の禁止規定の違反に対し罰則を設けることの是非については、今後の検討課題とすること。
- 十三、地方公務員の政治的行為について国家公務員と同様の規制とすることについては、各党の担 当部局に引き継ぐこととすること。
- 十四、政府は、本法律の施行に当たり、国民投票運動を行う公務員に萎縮的効果を与えることとならないよう、配慮を行うこと。
- 十五、本法律の附則第4項に定める組織により行われる勧誘運動等の公務員による企画等に対する 規制の在り方について検討を行う際には、その規制の必要性及び合理性等について十全な検討を 行うこと。
- 十六、国民投票運動が禁止される特定公務員の範囲については、適宜検証を行うこと。
- 十七、一般的国民投票制度については、本法律の附則第5項の規定を踏まえ、国会の発議手続、国 民投票の手続、効力等に関し、憲法審査会において検討し、結論を得るよう努めること。
- 十八、最低投票率制度の意義・是非の検討については、憲法改正国民投票において国民主権を直接 行使する主権者の意思を十分かつ正確に反映させる必要があること及び憲法改正の正当性に疑義 が生じないようにすることを念頭に置き、速やかに結論を得るよう努めること。
- 十九、テレビ・ラジオの有料広告については、公平性を確保するためのメディア関係者の自主的な 努力を尊重しつつ、憲法改正案に対する賛成・反対の意見が公平に扱われるよう、その方策の検 討を速やかに行うこと。
- 二十、本附帯決議で新たに付された項目を含め、日本国憲法の改正手続に関する法律制定時の附帯 決議については、改めてその趣旨及び内容を十分に踏まえ、各項目を精査し、その実現のために 必要な措置を講ずること。

右決議する。

東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案(衆第17号)

(衆議院 26.4.17可決 参議院 4.17東日本大震災復興特別委員会付託 4.23本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、復興整備事業に係る土地収用法の特例の創設
 - 1 復興整備事業に係る土地収用法の規定による裁決申請書の添付書類の一部を省略することができる。
 - 2 復興整備事業に係る土地収用法の規定による緊急使用の期間を1年とする。
- 二、小規模団地住宅施設整備事業の特例の創設

復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業(1団地における5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。)を追加し、小規模団地住宅施設整備事業に係る施設については、都市計画法に規定する1団地の住宅施設とみなす。

三、この法律は、公布の日から施行する。

四、大規模災害からの復興に関する法律について、一及び二と同様の改正を行う。

介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律案 (衆第21号)

(**衆議院** 26.5.20可決 **参議院** 6.18厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者等並びに障害者及び障害児が安心して暮らすことができる社会を実現するためにこれらの者に対する介護又は障害福祉に関するサービスに従事する者(以下「介護・障害福祉従事者」という。)が重要な役割を担っていることに鑑み、これらのサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金水準その他の事情を勘案し、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方についてその財源の確保も含め検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものである。

この法律は、公布の日から施行する。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律は、廃止する。

【附带決議】(26.6.19厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、介護・障害福祉従事者の処遇の改善に資するための施策については、賃金の改善はもとより、 キャリアパスの確立、労働環境の改善、人材の参入及び定着の促進等、人材確保のために有効な 措置を含め、幅広く検討すること。
- 二、介護・障害福祉従事者の賃金水準を検討するに当たっては、その処遇及び労働環境等について、 正確な実態把握に努めること。
- 三、今後増大する介護の需要に対応するに当たっては、介護従事者の安定的な人数の確保と併せて、 人材の質の確保に努めること。

右決議する。

アレルギー疾患対策基本法案(衆第23号)

(衆議院 26.5.27可決 **参議院** 6.18厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、アレルギー疾患が国民生活に多大な影響を及ぼしている現状及びアレルギー疾患が生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、かつ、重症化することに鑑み、アレルギー疾患対策を総合的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「アレルギー疾患」とは、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性 鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応によ る人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であって政令で定めるものをいう。
- 二 アレルギー疾患対策は、アレルギー疾患対策に関する施策の総合的な実施により生活環境の改善を図ること、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患に係る医療を受けることができるようにすること等を基本理念として行わなければならない。
- 三 国は、二の基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定し、及び実施する責務を 有する。
- 四 地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、アレルギー疾患対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなけれ

ばならない。

- 五 政府は、アレルギー疾患対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならない。
- 六 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策基本指 針を策定しなければならない。
- 七 都道府県は、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画を策定することができる。
- 八 国は、アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減、アレルギー疾患医療の均てん化の促進等、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上、研究の推進等のために必要な施策等を講ずるものとする。
- 九 厚生労働省に、アレルギー疾患対策推進協議会を置く。
- 十 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(26.6.19厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、アレルギー疾患対策基本指針の策定に当たっては、関係行政機関が多岐にわたることから、政府を挙げてこれに取り組むとともに、アレルギー疾患対策が総合的かつ一体的に推進されるよう 十分配慮すること。
- 二、都道府県のアレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定など、地方公共団体が地域の特性に 応じた施策を着実に実施できるよう必要な支援を行うこと。
- 三、アレルギー疾患の予防法と根治的治療法の確立を目指し、患者の実態把握に努めるとともに、 効果的かつ効率的な研究推進体制を構築すること。 右決議する。

国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律案 (衆第24号)

(衆議院 26.5.27可決 参議院 6.18厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、有効で安全な医療機器の迅速な実用化等により国民が受ける医療の質の向上を図るため、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、医療機器について、医療の水準が我が国と同等である外国において実用化される時期に遅れることなく、我が国において実用化されるようにすること、その特性に応じて品質、有効性及び安全性の確保を図ること並びに関連事業者、研究機関、医師等の連携の強化等により、先進的な医療機器が創出されるようにすることを定める。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する施策を総合的に 策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 医療機器の製造、販売等を行う事業者及び医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者は、 一の基本理念にのっとり事業活動等を行うとともに、国が講ずる医療機器の研究開発及び普及の 促進に関する施策に協力するよう努め、医師等は、国が講ずる施策に協力するよう努めなければ ならない。
- 四 政府は、二の施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置等を講じなければならない。
- 五 政府は、医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画を策定し、基本計画に定められ た施策の目標の達成状況を調査し、その結果を公表しなければならない。
- 六 国は、医療機器に関する規制の見直しを行うものとするとともに、医療機器の製造販売の承認

等の迅速化のための体制の充実等、医療機器の種類の多様化に応じた品質等の確保、医療機器の 適正な使用に関する情報提供体制の充実等、先進的な医療機器の研究開発の促進、医療機器の輸 出等の促進に関し、必要な施策等を講ずるものとする。

七 国は、基本計画に定められた目標の達成等を図るため、関係行政機関の職員、医療機器の製造、 販売等を行う事業者、医療機器に関する試験又は研究の業務を行う者、医師その他の医療関係者 等による協議の場を設ける等、関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

八 この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(26.6.19厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、基本計画の策定等本法律案で定める事項の実施に当たっては、第185回国会において成立した 薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)との整合性を図ること。
- 二、医療機器の審査ラグの解消に向けて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構における審査体制の強化、審査の迅速化を進めるため、平成26年度からの第3期中期計画の着実な実行等、中長期的な観点からの取組を引き続き進めること。
- 三、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。 右決議する。

過労死等防止対策推進法案(衆第25号)

(衆議院 26.5.27可決 **参議院** 6.18厚生労働委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- この法律は、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 二 この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。
- 三 過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等の防止の重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならない。
- 四 国は、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有する。地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならない。事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする。
- 五 国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間を設ける。過労死等防止啓発月間は、11月とする。
- 六 政府は、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定め、公表しなければならない。厚生労働大臣は、過労死等防止対策推進協議会の意見を聴いて、大綱の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 七 国は、過労死等に関する調査研究等を行うものとする。政府は、その結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 八 国及び地方公共団体は、啓発、相談体制の整備、民間団体の支援等に必要な施策を講ずるもの とする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(26.6.19厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、過労死等の防止に当たっては、その対策が国の責務であることを踏まえ、地方公共団体、事業 主その他の関係者の協力、連携の下にその推進を着実に図ること。
- 二、過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定に当たっては、過労死等防止対策推進協議会 の意見を尊重し、当事者等の意見を十分反映したものとなるよう努めること。
- 三、過労死等に関する調査研究等に当たっては、国民に対する啓発と正しい理解の普及を促すため、 調査研究結果等について積極的な公表に努めること。 右決議する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 26.6.3可決 **参議院** 6.16国土交通委員会付託 6.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宅地建物取引業の業務の適正な実施を確保するため、宅地建物取引主任者という名称を宅地建物取引士という名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由として暴力団員等であることの追加等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「宅地建物取引主任者」を「宅地建物取引士」の名称に改めることとする。
- 二 宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならないこととする。
- 三 宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならないこととするとともに、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならないこととする。
- 四 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならないこととする。
- 五 宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由に暴力団員等であることを追加することとする。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

国会法等の一部を改正する法律案(衆第27号)

(衆議院 26.6.13可決 **参議院** 6.19議院運営委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定秘密の保護に関する法律(以下「特定秘密保護法」という。) 附則第10条に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国会法の一部改正(情報監視審査会の設置、特定秘密の提出又は提示の手続、保護措置等)
 - 1 行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びそ

の解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに各議院又は各議院の委員会若しく は参議院の調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する ため、各議院に情報監視審査会を設ける。情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第 19条の規定による報告を受ける。

- 2 国会法等の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決により 定める。
- 3 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含む。以下同じ。)を求めたときは、求めに応じなければならない。行政機関の長が求めに応じないときは、理由を疎明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。理由を受諾できない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣声明を要求できる。声明があった場合、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。要求後10日以内に、内閣が声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密を提出しなければならない。
- 4 情報監視審査会は、調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政に おける特定秘密の保護に関する制度の運用について改善すべき旨の勧告ができるほか、勧告の 結果とられた措置について報告を求めることができる。
- 5 情報監視審査会は、8の審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとし、審査の結果必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告ができる。
- 6 各議院の情報監視審査会の事務は、その議院の議長が実施する適性評価においてその事務を 行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行ってはならない。
- 7 特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その調査又は審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 8 委員会等が国会法第104条の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は 記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が理由を疎明してその求めに応じなかったと きは、その委員会等は、内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対 し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することが できる。
- 9 国会法第104条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が委員会等に提出されたときは、その報告又は記録は、その委員会等の委員等及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。
- 二、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(以下「議院証言法」という。)の一部改正 議院証言法に基づく証言又は書類の提出についても、一の5、7から9までと同様の規定を整 備する。

三、国会職員法の一部改正

各議院の議長は、両議院の議長が協議して定めるところにより、国会職員等の適性評価を実施する。

四、検討事項

- 1 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な 海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行 政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられる ものとする。
- 2 情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上その他情報監視審査会の調査機能の充実 強化のための方策は、国会において、常に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策は、国会において、検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、特定秘密保護法の施行の日から施行する。
- 2 情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する 法律案(衆第28号)

(衆議院 26.6.5可決 **参議院** 6.11法務委員会付託 6.18本会議可決)

【要旨】

本法律案は、児童ポルノに係る行為の実情、児童の権利の擁護に関する国際的動向等に鑑み、児童ポルノの定義を明確化し、児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせて、心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の推進及びインターネットの利用に係る事業者による児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 児童ポルノの定義及びその所持等に係る罰則に関する改正等
 - 1 いわゆる3号ポルノの定義を「衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって、殊更に 児童の性的な部位(性器等若しくはその周辺部、臀(でん)部又は胸部をいう。)が露出され又 は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの」に改める。
 - 2 児童買春、児童ポルノの所持、児童ポルノに係る電磁的記録の保管その他児童に対する性的搾取又は性的虐待に係る行為の一般的な禁止規定を設ける。
 - 3 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者(自己の意思に基づいて所持するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者(自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。)も、同様とする。
 - 4 児童ポルノの製造の罪について盗撮の場合にも処罰範囲を拡大するほか、この法律の適用上の注意規定の明確化及び具体化を図る。
- 二 心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する制度の充実及び強化
 - 1 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務 省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化 する。
 - 2 社会保障審議会及び犯罪被害者等施策推進会議は、相互に連携して、児童買春や児童ポルノ に係る行為により心身に有害な影響を受けた児童の保護に関する施策の実施状況等について、 当該児童の保護に関する専門的な知識経験を有する者の知見を活用しつつ、定期的に検証及び 評価を行うものとする。
- 三 インターネットの利用に係る事業者の努力規定の創設

インターネットの利用に係る事業者は、捜査機関への協力、管理権限に基づく情報送信防止措置その他インターネットを利用した児童ポルノの所持、提供等の行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

- 2 一の3は、この法律の施行の目から1年間は、適用しない。
- 3 政府は、インターネットを利用した児童ポルノに係る情報の閲覧等を制限するための措置に関する技術の開発の促進について、十分な配慮をするものとする。また、当該措置については、この法律の施行後3年を目途として、その技術の開発の状況等を勘案しつつ検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【附帯決議】(26.6.17法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一児童を性的搾取及び性的虐待から守るという法律の趣旨を踏まえた運用を行うこと。
- 二 第7条第1項の罪の適用に当たっては、同項には捜査権の濫用を防止する趣旨も含まれている ことを十分に踏まえて対応すること。
- 三 第16条の3に定める電気通信役務を提供する事業者に対する捜査機関からの協力依頼について は、当該事業者が萎縮することのないよう、配慮すること。 右決議する。

養豚農業振興法案(衆第29号)

(衆議院 26.6.5可決 参議院 6.18農林水産委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、養豚農業が、国民の食生活の安定に寄与し、及び地域経済に貢献する重要な産業であること並びに食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成に寄与する産業であることに鑑み、養豚農業の振興を図るため、養豚農業の振興に関する基本方針を定めるとともに、養豚農家の経営の安定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、養豚農業の振興に関する基本方針

農林水産大臣は、養豚農業の振興の意義及び基本的な方向に関する事項等を内容とする養豚農業の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることとする。

- 二、国及び地方公共団体の施策
 - 1 養豚農家の経営の安定

国及び地方公共団体は、養豚農家の経営の安定を図るため、養豚農業に係る生産基盤の整備、 災害の予防の推進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

2 国内由来飼料の利用の増進

国及び地方公共団体は、養豚農家による国内由来飼料の利用を増進し、飼料自給率の向上を図るとともに、循環型社会の形成に資するため、養豚農家が国内由来飼料又はその原材料を提供する者に関する情報を容易に得ることができるようにするための施策、飼料の製造を業とする者による国内由来飼料の生産の促進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

3 豚の飼養衛生管理の高度化

国及び地方公共団体は、豚の飼養衛生管理の高度化を促進するため、高度な飼養衛生管理の手法の導入に対する支援、豚の排せつ物の処理の高度化の取組に対する支援、豚の疾病に対する検査体制の整備その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

4 安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大

国及び地方公共団体は、安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大を図るため、豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及、特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報の提供の促進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

5 豚肉の流通の合理化

国及び地方公共団体は、豚肉の流通の合理化に資するため、豚肉の産地処理の推進、豚肉の取引規格及び品質表示の普及その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

三、援助

国及び地方公共団体は、養豚農家が基本方針に即した経営を行うことができるよう、必要な情

報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めることとする。 四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行することとする。
- 2 政府は、この法律の施行後速やかに、安全性を確保しつつ、食品残さを原材料とする養豚に 係る飼料の製造及びその利用の促進を図る観点から、これらに係る規制について検討を加え、 その結果に基づき必要な措置を講ずることとする。

【附帯決議】(26.6.19農林水産委員会議決)

我が国の養豚農業は、国民の食生活の安定に寄与するとともに、地域経済に貢献している重要な産業であり、また、食品残さを原材料とする飼料の利用等を通じて循環型社会の形成にも寄与している。

しかしながら、養豚農業を取り巻く環境は、配合飼料価格の高騰、豚流行性下痢(PED)の発生など厳しいものがあり、特に、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については、交渉の結果によっては、我が国の養豚農業に大きな影響を与えかねないことから、養豚農家の間に不安が広がっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 養豚経営安定対策事業について、養豚経営のセーフティネット機能が十全に発揮されるよう、 養豚経営安定対策事業における国と生産者の積立金の在り方を含めた国の支援の在り方を検討 し、必要な措置を講ずること。
- 二 国内における豚流行性下痢(PED)の感染拡大に対処し、早期のまん延防止を図るため、養豚農家による飼養衛生管理基準の遵守を徹底するとともに、防疫措置の強化を行い、これに伴う関係者の負担の軽減について配慮すること。また、本病に係る防疫対応の状況を検証し、家畜伝染病予防法の見直しも含め、必要な対策を講ずること。
- 三 TPP協定交渉について、我が国の養豚農業が今後とも安定的に発展できるよう、平成25年4 月の本委員会の「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に関する決議」を遵守し、 確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

花きの振興に関する法律案(衆第30号)

(衆議院 26.6.5可決 参議院 6.18農林水産委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、花き産業が、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、その国際競争力の強化が緊要な課題となっていること及び花きに関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、花き産業及び花きの文化の振興を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針等

農林水産大臣は、花き産業及び花きの文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項等を内容とする花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることとする。

また、都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における花き産業及び花きの文化の振興に関する計画(以下「振興計画」という。)を定めるよう努めなければならないこととする。

二、連携の強化

国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、花き産業及び花きの文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずることとする。

三、国及び地方公共団体の施策

1 生産者の経営の安定

国及び地方公共団体は、花きの生産者の経営の安定を図るため、エネルギーの使用の合理化 その他の花きの生産基盤の整備、知的財産の適切な保護及び活用、災害による損失、使用する エネルギーの価格の急激な高騰等が発生した場合における合理的な補填その他必要な施策を講 ずるよう努めることとする。

2 生産性及び品質の向上の促進

国及び地方公共団体は、花きの栽培の生産性及び品質の向上を促進するため、花き産業を行う者による生産性及び品質の向上のための取組への支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

3 加工及び流通の高度化

国及び地方公共団体は、花きの加工及び流通の高度化を図るため、花きの加工に関する技術開発、卸売市場等流通関係施設の整備及び流通経路の合理化への支援その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

4 輸出の促進

国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産された花きの需要の増進に資することに鑑み、花きの輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めることとする。

5 花きの文化の振興

国及び地方公共団体は、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用に努めるとともに、児童、生徒等に対する花きを活用した教育及び地域における花きを活用した取組の推進を図るため必要な施策を講ずるよう努めるほか、花き文化の振興を図るため、日常生活における花きの活用の促進その他必要な施策を講ずるよう努めることとする。

四、研究開発事業計画の認定等

花きの新品種の育成等に関する研究開発事業を行おうとする者は、研究開発事業計画を作成し、 農林水産大臣の認定を受けることができることとする。

また、農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種に関する品種登録出願について、出願料の減免等の措置を講ずることができることとする。 五、国の援助

国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(26.6.19農林水産委員会議決)

我が国の花き産業は、農地や農業の担い手の確保を図る上で重要な地位を占めているとともに、 その国際競争力の強化が緊要な課題となっている。また、花きに関する伝統と文化が国民の生活に 深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 花き産業及び花きの文化の振興に向けた取組については、国、地方公共団体、関係者等が緊密 に連携し、一体となって進めることができるよう、法第4条に基づく振興計画が全ての都道府県 において定められるよう促すとともに、市町村においても、法の趣旨を踏まえ、都道府県の振興 計画に即して花き振興に積極的に取り組むことができるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 「花き」とは、観賞の用に供される植物全体を指すものであり、具体的には、切り花、球根、 花木類、盆栽等の鉢物、芝類、地被植物類をいうことを明確に示した上で、それぞれの特性に応 じたきめ細かい振興策を講ずること。
- 三 花きの輸出の促進に当たっては、諸外国の植物検疫制度を調査し、事業者等に対し、輸出の円 滑化に資する情報提供を行うとともに、花きに係る検疫条件について、我が国と諸外国との間で

科学的根拠に基づき検疫協議が進められるよう、関係省庁とも連携して、必要な措置を講ずること。

右決議する。

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律案(衆第31号)

(衆議院 26.6.10可決 **参議院** 6.16環境委員会付託 6.18本会議可決) 【要旨】

本法律案は、我が国の国立公園又は国定公園等において利用者数の増加等による自然環境への悪影響が懸念されていることに鑑み、国立公園又は国定公園等の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するため、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄付金を募って行う土地の取得・管理など民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県又は市町村が、国立公園、国定公園等の自然の風景地、記念物に係る名勝地その他の 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で重要な地域において、当該地域の自然環境 を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であっ て、当該事業を実施する区域内への立入りについて、当該区域内に立ち入る者から収受する料金 をその経費に充てるものを地域自然環境保全等事業とすることとする。
- 二、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が行う、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とする一の地域内の土地の取得等を自然環境トラスト活動とすることとする。

また、自然環境を地域住民の資産として保全し、及びその持続可能な利用を推進するため、都道府県又は市町村が自然環境トラスト活動を促進する事業を自然環境トラスト活動促進事業とすることとする。

- 三、地域自然環境保全等事業が実施される区域及び自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境 トラスト活動が行われる区域を地域自然資産区域とすることとする。
- 四、環境大臣及び文部科学大臣は、地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用 の推進に関する基本方針を定めなければならないこととする。
- 五、都道府県又は市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、当該都道府県又は市町村の 区域に係る地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する地域計 画を作成することができることとし、この計画に基づく事業又は活動の実施について、環境大臣 等の協議・同意を経たものについては、自然公園法の許可等を不要とする特例措置を設けるもの とする。
- 六、都道府県又は市町村は、地域計画の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとする。
- 七、都道府県及び市町村は、自然環境トラスト活動促進事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁 するため、地方自治法第241条の基金として、自然環境トラスト活動基金を設けることができる こととする。
- 八、国は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、税制上の措置その他の措置を講ずるよう 努めるものとする。
- 九、国及び都道府県は、地域自然資産区域内の土地が、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進 を図る上で特に重要であると認めるときは、当該土地を取得するよう努めるものとする。
- 十、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で 定める日から施行する。

学校図書館法の一部を改正する法律案(衆第33号)

(衆議院 26.6.13可決 **参議院** 6.18文教科学委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努めること等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付けることとし、学校には、司書 教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないこと。
- 二、国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を 講ずるよう努めなければならないこと。
- 三、この法律は、平成27年4月1日から施行すること。
- 四、国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この 法律の施行後速やかに、施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在 り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

【附帯決議】(26.6.19文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、学校図書館が子供の育ちを支える重要な拠点であることに鑑み、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府及び地方公共団体は、専門的知識や技能を必要とする学校司書の職務の重要性に鑑み、学校司書の配置を進めること。その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意するとともに、 その配置の在り方について、将来的な学校司書の定数化や全校配置を含め、検討を行うこと。
- 二、政府は、地方財政措置など学校司書の配置の促進のために現在講じられている取組の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を丁寧に周知すること。
- 三、政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる任用・勤務条件の整備に努めること。
- 四、政府は、司書資格の保有状況など学校司書に係る実態調査を速やかに実施すること。また、その結果を踏まえ、学校司書の教育的役割を十分に考慮した位置付け、職務の在り方、配置の促進、 資質の向上のために必要な措置等について、検討を行うこと。
- 五、政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、11学級以下の学校における司書 教諭の配置の促進を図ること。
- 六、政府及び地方公共団体は、多くの司書教諭が学級担任等を兼務しており、学校図書館に係る業務に時間を費やすことが困難である現状に鑑み、担当授業時間数の軽減等の校務分掌上の工夫など司書教諭がその役割を十分果たすことができるよう、検討を行うこと。
- 七、政府は、司書教諭及び学校司書について、平成9年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院に おける附帯決議のほか、今後の実態調査等を踏まえ、職務の在り方について検討を行い、その結 果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

サイバーセキュリティ基本法案(衆第35号)

(衆議院 26.6.13可決 参議院 6.20内閣委員会付託 継続審査)

【要旨)

本法律案は、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバーセキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置しようとするものである。

建築士法の一部を改正する法律案(衆第36号)

(衆議院 26.6.13可決 **参議院** 6.18国土交通委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、建築物の設計及び工事監理の業務の適正化並びに委託者への情報開示の充実を図るため、設計受託契約等の原則、延べ面積が300平方メートルを超える建築物に係る設計受託契約等の締結に際しての書面の相互交付義務、延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理についての一括再委託の禁止、管理建築士の業務の明確化、建築士免許証等の提示義務等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 設計受託契約(設計の委託を受けることを内容とする契約)又は工事監理受託契約(工事監理の委託を受けることを内容とする契約)の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないこととする。
- 二 延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約 の当事者は、契約の締結に際して一定の事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付 しなければならないこととする。
- 三 延べ面積が300平方メートルを超える建築物の新築に係る設計又は工事監理の委託を受けた建築士事務所の開設者は、当該業務をそれぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託してはならないこととする。
- 四 管理建築士は、その建築士事務所の受託可能な業務量の設定等の技術的事項を総括するものとする。
- 五 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計等の委託者から請求があったときは、それぞれの建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならないこととする。
- 六 「建築設備士」の名称を法律上規定し、建築士は、延べ面積が2,000平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合に、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならないこととする。
- 七 建築士に対する国土交通大臣及び都道府県知事による調査権を新設することとする。
- 八 都道府県知事が建築士事務所の登録を拒否しなければならない事由として、登録申請者が暴力 団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する場合を追加することとする。
- 九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

内水面漁業の振興に関する法律案(衆第37号)

(衆議院 26.6.13可決 参議院 6.18農林水産委員会付託 6.20本会議可決)

【亜片】

本法律案は、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならないこととする。

二、国及び地方公共団体の責務

国は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に策定し、これを実施する責務を有することとする。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件

に応じた施策を策定し、これを実施する責務を有することとする。

三、基本方針等

農林水産大臣は、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴いた上で、内水面漁業の振興に関する基本的方向等を内容とする内水面漁業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めることとする。また、都道府県は、内水面水産資源の回復及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めることとする。

四、国及び地方公共団体の施策

国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生息状況及び生息環境等に関する調査を行うよう努めることとするとともに、内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生、内水面漁業の健全な発展に関する施策を講ずるよう努めることとする。

五、指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出

漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であって、当該養殖業に係る内水 面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者 等について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一 して講ずることが適当であると認められる政令で定める指定養殖業についての許可制度ととも に、その実態を把握する必要があると認められる指定養殖業以外の政令で定める届出養殖業についての届出制度を創設し、指定養殖業者及び届出養殖業者は、その養殖業に係る実績報告書を農 林水産大臣に提出しなければならないこととする。

六、協議会

都道府県は、内水面の共同漁業権者の申出に基づき、内水面水産資源の回復、内水面における 漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議を行う必要があると認め るときは、都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者等で構成する協議会を設置するこ とができることとする。

七、施行期日

この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、指定養殖業の許可及び届出養殖業の 届出並びに罰則に関する規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定 める日から施行することとする。

八、検討

政府は、この法律の施行後速やかに、内水面に排出又は放流される水に係る規制の在り方について、内水面における漁場環境の再生等の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずることとする。

【附帯決議】(26.6.19農林水産委員会議決)

内水面漁業は、水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然 環境の保全に重要な役割を果たしている。

しかしながら、内水面漁業を取り巻く状況は、漁場環境の悪化等による漁業資源の減少、外来魚やカワウによる被害、原発事故に係る風評被害など非常に厳しいものがある。特に、ニホンウナギについては、その稚魚であるシラスウナギの漁獲が低迷しており、資源状態の悪化による国際的な規制の強化が懸念される状況となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 ニホンウナギについては、ウナギ属に係る商業的な輸出入に対する国際的な規制強化の動向等を踏まえ、内水面漁業の振興はもとより、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」の保護・継承が図られるよう、資源の持続的利用を確保するべく、本法により導入される指定養殖業の許可・届出養殖業の届出をはじめとする各般の施策の活用を含め、実効ある対策を講ずるため、国内の体制を整備すること。

また、国際的な資源管理に向けた取組やシラスウナギの大量生産技術の確立に向けた取組を一

層推進すること。

- 二 内水面漁業協同組合の組合員資格に係る河川における水産動植物の採捕又は養殖を行う日数の 算定に当たっては、内水面漁業が有している水産物の供給の機能及び多面的機能が十分に発揮で きるよう配慮するとともに、必要がある場合には、水産業協同組合法の見直しについて検討を行 うこと。
- 三 農業水利施設の整備、河川改修等が内水面の生態系に与える影響に鑑み、自然との共生及び環境との調和に配慮した農業水利施設、河川の整備等を推進するとともに、本法により導入される協議会の活用が図られるよう措置すること。

右決議する。

行政書十法の一部を改正する法律案(衆第39号)

(衆議院 26.6.13可決 参議院 6.18総務委員会付託 6.20本会議可決)

【要旨】

本法律案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国民の利便向上の要請への適確な対応を図るため、特定行政書士制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、特定行政書士制度の創設
 - 1 行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、 異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立ての手続について代理し、及びその手続に ついて官公署に提出する書類を作成することを業とすることができる。
 - 2 1 の業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施 する研修の課程を修了した行政書士(特定行政書士)に限り、行うことができる。
- 二、施行期日等
 - 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
 - 2 特定行政書士の付記に関する規定その他所要の規定を整備する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(衆第41号)

(衆議院 26.6.19可決 参議院 6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できるようにするものである。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第45号)

(衆議院 26.6.19可決 参議院 6.19厚生労働委員会付託 継続審査)

【要旨】

本法律案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができるようにするものである。

平成二十五年度一般会計補正予算(第1号)

平成二十五年度特別会計補正予算(特第1号)

平成二十五年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 26.2.4可決 参議院 2.4予算委員会付託 2.6本会議可決)

【概要】

平成25年10月1日、政府は26年4月1日からの消費税率(国・地方)8%への引上げについて閣議決定をもって確認するとともに、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものとするための経済政策のパッケージを決定した。平成25年12月5日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」は、この経済政策パッケージの一部をなすものであり、平成二十五年度補正予算は、同経済対策を実施するために必要な経費の追加等を行うため、二十六年度当初予算と一体的に編成することとされ、12月12日に閣議決定された。

一般会計の歳出においては、競争力強化策関連経費 1 兆3,980億円、女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費3,005億円、防災・安全対策の加速関連経費 1 兆1,958億円、低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和関連経費6,493億円、地方交付税交付金 1 兆1,608億円及び東日本大震災復興特別会計へ繰入 1 兆9,308億円等が計上される一方、国債費の不用など 1 兆5,334億円の既定経費が減額された。

歳入においては、租税及印紙収入の増収2兆2,580億円及び前年度剰余金受入2兆8,381億円を計上するほか、公債金について、建設公債を1兆2,390億円増発する一方、特例公債を同額減額することとしている。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額5兆4,654億円を加えた補正後の一般会計の規模は、98兆770 億円となった。

平成二十五年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳 出		歳 入	
1. 競争力強化策関連経費	13, 980	1. 租税及印紙収入	22, 580
2. 女性・若者・高齢者・障害者向け施策関連経費	3, 005	2. 税外収入	3,659
3. 防災・安全対策の加速関連経費	11, 958	3. 公債金	_
4. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み		建設公債	12, 390
需要及び反動減の緩和関連経費	6, 493	特例公債	▲ 12,390
5. 地方交付税交付金	11,608	4. 前年度剰余金受入	9, 108
6. その他の経費	3, 636		
7. 既定経費の減額	▲ 15, 334		
8. 東日本大震災復興特別会計へ繰入	19, 308	5. 前年度剰余金受入(復興財源)	19, 273
		6. 税外収入(復興財源)	35
合 計	54, 654	合 計	54, 654

平成二十六年度一般会計予算

平成二十六年度特別会計予算

平成二十六年度政府関係機関予算

(衆議院 26.2.28可決 参議院 2.28予算委員会付託 3.20本会議可決)

【概要】

日本経済は、東日本大震災による落ち込みを経つつも、リーマン・ショックによる不況から持ち

直しの動きを続けてきた。その後、平成24年中頃からは、欧州債務危機や新興国の成長鈍化に加え、国内でも景気対策及び復興対策の政策効果が一巡したこと等から景気は弱含みの状況となっていたが、同年冬以降は、大規模な金融緩和や財政政策の実施が表明される中、金融市場において円安及び株高の基調に転じたことなどを背景として、景気回復の動きが鮮明になっていった。後に暫定的に判定された内閣府の景気基準日付によれば、平成24年4月が景気の山、同年11月が景気の谷とされており、景気後退は7か月と短期間にとどまったとみられている。

一方、我が国財政は、平成21年度以降、公債依存度が40%を超える状況が続くとともに、国及び地方の長期債務残高は対GDP比で約200%に達しており、国際公約でもある基礎的財政収支の改善目標の達成に向け、財政規律を維持し続けなければ、市場の信認を失いかねない状況に置かれている。

こうした中、平成25年においては、消費税率の引上げの最終判断が注目を集めたが、政府は法律で定められたとおり税率を引き上げることを確認するとともに、これに伴う下振れリスク等については「好循環実現のための経済対策」で対応することを前提に、平成二十六年度予算は、二十五年度補正予算と一体的に編成することとされた。

平成二十六年度予算は、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立を目指し、社会保障を始めとする義務的経費等を含む見直しを行った上で、経済成長に資する施策に重点化を図るとして編成され、平成25年12月24日に閣議決定された。

平成二十六年度一般会計予算の歳出は、当初予算としては過去最大規模の95兆8,823億円となり、対前年度当初予算比(以下「前年度比」という。)で3.5%の増加となった。このうち、国債費は23兆2,702億円(前年度比4.6%増)、歳出総額から国債費を除いた基礎的財政収支対象経費は72兆6,121億円(同3.2%増)となった。基礎的財政収支対象経費の内訳を見ると、社会保障関係費は30兆5,175億円(同4.8%増)となり、高齢化の進展による自然増等を背景として初めて30兆円を超えた。

公共事業関係費は、インフラ老朽化対策や事前防災対策等を強化するとして、5兆9,685億円(同12.9%増)と当初ベースで2年連続の増加となった。なお、社会資本整備事業特別会計の廃止等による影響を除くと前年度比1.9%増となる。

文教及び科学振興費は、「教育再生」や総合科学技術会議の司令塔機能強化を図るとして、5兆4,421億円(同1.4%増)と当初ベースで4年ぶりに増額された。このうち、科学技術振興費は1兆3,372億円(同2.8%増)となった。

防衛関係費は、「国家安全保障戦略」の下で策定された新防衛大綱及び新中期防に基づき、4兆8,848億円(同2.8%増)が計上された。ただし、国家公務員給与の特例減額措置の終了に伴う人件費の増を除くと、前年度比は0.8%増となる。

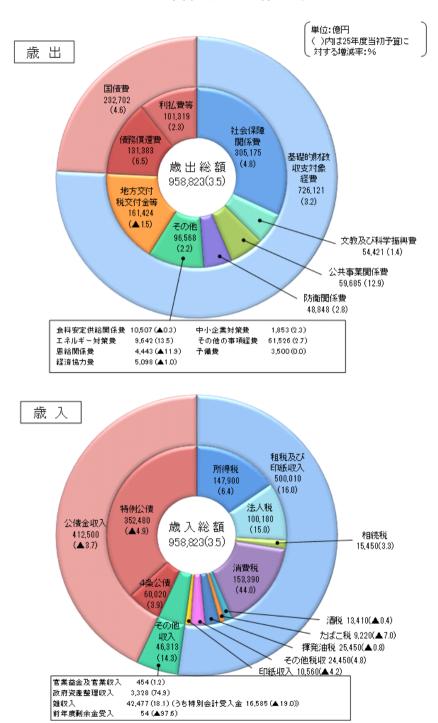
このほか、地方交付税交付金等は16兆1,424億円(同1.5%減)と当初ベースで4年連続の減額となった。このうち、地方交付税交付金が16兆232億円、地方特例交付金が1,192億円である。消費税率の引上げに伴い、地方交付税の法定率分等が増加する一方、別枠加算等が減額された。また、出口ベースの地方交付税交付金は16兆8,855億円となった。

なお、東日本大震災復興特別会計については歳入歳出ともに3兆6,464億円が計上され、復興経費及び復興債の償還に充てられる。

一般会計歳入予算では、租税及印紙収入が50兆10億円(同16.0%増)となった。景気が持ち直し傾向にあることに加え、消費税率の引上げによる増収等を背景として、7年ぶりに50兆円台への回復が見込まれることとなった。その他収入は4兆6,313億円(同14.3%増)となった。公債金は41兆2,500億円(同3.7%減)となり、その内訳は、建設公債が6兆20億円(同3.9%増)、特例公債が35兆2,480億円(同4.9%減)である。これにより公債依存度は43.0%となり、前年度当初の46.3%(年金特例公債を含まないベース)よりも3.3ポイント低下した。なお、上記の一般会計発行の国債のほか、復興債、財投債及び借換債を含めた国債発行計画は、過去最高となる181兆5,388億円となった。

上記の予算を執行する結果、国及び地方の長期債務残高は平成26年度末で1,010兆円、対GDP

平成二十六年度一般会計予算の内訳



第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 26.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

【要旨】

この議定書は、2006年(平成18年)5月1日付けの日米安全保障協議委員会文書「再編の実施のための日米ロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)に示された在日米軍再編計画が、2012年(平成24年)4月27日付けの日米安全保障協議委員会共同発表(以下「共同発表」という。)により調整されたこと等を踏まえ、2009年(平成21年)に効力を生じた第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正するものであり、2013年(平成25年)10月3日に東京において署名されたものである。この議定書は、前文、本文9箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、沖縄からグアムへ移転する「第3海兵機動展開部隊の要員約8千人及びその家族約9千人」の 文言を改める(共同発表において、要員約9千人がその家族と共に日本国外に移転することが確 認された)。
- 二、アメリカ合衆国政府は、移転のための資金(アメリカ合衆国の資金及び日本国が提供した資金を含むことができる。)が利用可能であることを条件に、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。
- 三、移転は、ロードマップに記載された普天間飛行場の代替施設の完成に向けての日本国政府による具体的な進展にかかっている等の規定を削除する。
- 四、アメリカ合衆国政府は、日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子を、グアムに加えて北マリアナ諸島連邦における施設(いずれも訓練場を含めることができる。)及び基盤を整備する移転のための事業にのみ使用する。
- 五、アメリカ合衆国政府は、グアム及び北マリアナ諸島連邦における訓練場(その整備に対して日本国が提供した資金及び当該資金から生じた利子が拠出されたものを含む。)を使用するための日本国政府による要請を、合理的なアクセスを認める意図をもって好意的に考慮する。
- 六、この議定書は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じる。

武器貿易条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 26.4.10承認 参議院 4.16外交防衛委員会付託 4.23本会議承認)

【要旨】

この条約は、通常兵器の不正な取引等を防止するため、通常兵器の輸出入等を規制するための措置等について定めるものであり、2013年(平成25年)4月にニューヨークで開催された国際連合の総会において採択されたものである。

この条約は、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、国際的及び地域的な平和及び安全への寄与等のため、通常兵器の国際貿易の規制 等のための可能な最高水準の共通の国際的基準の確立、その不正な取引の防止等を目的とする。
- 二、この条約は、戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃へリコプター、 軍艦、ミサイル及びその発射装置並びに小型武器及び軽兵器について適用する。
- 三、この条約の適用上、国際貿易の活動は、輸出、輸入、通過、積替え及び仲介(以下「移転」という。)から成る。
- 四、締約国が使用する通常兵器の国際的な移動であって、当該締約国によって又は当該締約国のた

- めに行われるものについては適用しない。ただし、当該通常兵器が引き続き当該締約国の所有の 下にある場合に限る。
- 五、締約国は、前記二の対象となる通常兵器により発射され、打ち上げられ、又は投射される弾薬 類の輸出及び前記二の対象となる通常兵器を組み立てる能力を提供する方法で行われる部品及び 構成品の輸出を許可する前に、後記七及び八の規定を適用する。
- 六、締約国は、この条約の規定を実施するため、国内的な管理制度(管理リストを含む。)を確立 し、及び維持する。
- 七、締約国は、前記二の対象となる通常兵器等の移転が、国際連合安全保障理事会によって採択された措置に基づく自国の義務(特に武器の輸出入禁止)及び自国が当事国である国際協定に基づく自国の関連する国際的な義務(特に通常兵器の移転又は不正な取引に関連するもの)等に違反する場合には、当該移転を許可してはならない。
- 八、輸出が前記七により禁止されない場合には、輸出を行う締約国は、前記二の対象となる通常兵器等の輸出であって、自国の管轄の下で、かつ、その国内的な管理制度に従って行われるものについて許可を与えようとする前に、当該通常兵器等が、平和及び安全に寄与し、又はこれらを損なう可能性並びに国際人道法又は国際人権法の重大な違反を犯すこと等の目的のために使用される可能性について評価を行う。当該評価を行い、及び危険性の緩和のために実施され得る措置を検討した後、いずれかの否定的な結果を生ずる著しい危険性が存在すると認める場合には、当該輸出を許可してはならない。
- 九、輸入を行う締約国は、前記二の対象となる通常兵器の輸入であって自国の管轄の下で行われる ものを必要なときに規制することを可能とする措置をとる。
- 十、締約国は、関連国際法に従い、必要かつ実行可能な場合には、前記二の対象となる通常兵器の 通過又は積替えであって、自国の管轄の下で行われるものを規制するための適切な措置をとる。
- 十一、締約国は、自国の国内法に従い、前記二の対象となる通常兵器の仲介であって自国の管轄の下で行われるものを規制するための措置をとる。
- 十二、前記二の対象となる通常兵器の移転に関与する締約国は、当該通常兵器の流用を防止するための措置をとる。
- 十三、締約国は、自国の国内法令に従い、前記二の対象となる通常兵器の輸出許可の発給又は実際 の輸出に関する国の記録を保持する。記録は、少なくとも10年間、保存するものとする。
- 十四、締約国は、この条約が自国について効力を生じた後1年以内に、この条約の実施のためにとられた措置について事務局に最初の報告を提出し、適当な場合には、新たな措置について事務局に報告する。
- 十五、締約国は、毎年5月31日までに、前記二の対象となる通常兵器の前暦年における許可された 又は実際の輸出及び輸入に関する報告を事務局に提出する。報告には商業上機微な情報又は国家 の安全保障に関する情報を含めないことができる。
- 十六、締約国会議は、この条約の効力発生の後1年以内に招集され、その後は締約国会議によって 決定される時に招集される。締約国会議は、この条約の実施状況の検討、この条約の実施及び運 用に関する勧告の検討及び採択等の任務を遂行する。
- 十七、この条約の効果的な実施において締約国を援助するため、事務局を設置する。
- 十八、締約国は、この条約の効力発生の後6年を経過した後、この条約の改正を提案することができる。
- 十九、この条約は、50番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日の後90日で効力を生ずる。

核物質の防護に関する条約の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 26.5.15承認 **参議院** 5.26外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

【要旨】

核物質の防護に関する条約(以下「現行条約」という。)は、締約国に対し、国際輸送中の核物質について防護の措置がとられるようにすること、また、核物質の窃取等の行為を犯罪として自国

の裁判権を設定し、容疑者を引き渡さない場合には自国の当局に事件を付託すること等を義務付けるものであり、1987年(昭和62年)2月8日に効力を生じた。近年、核物質の不法取引及び核によるテロリズムの脅威に対する国際社会の認識が高まる中、現行条約の強化が求められるようになり、これを受け、現行条約の改正案の作成のための専門家会合が開催され、その後も調整が続けられた結果、我が国を含む25箇国が共同で作成した改正案が国際原子力機関の事務局長に提出された。2005年(平成17年)7月4日から8日まで、改正案の審議のための会議が開催され、この改正が採択された。改正の主な内容は次のとおりである。

- 一、現行条約の題名を核物質及び原子力施設の防護に関する条約(以下「条約」という。)に改める。
- 二、条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的 規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等 にあることを規定する。
- 三、条約は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設について適用する旨の規定等を 追加する。
- 四、締約国に対し、核物質を不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害行為から 防護すること等を目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立すること等を義務付ける。この義務を履行するに当たり、締約国が合理的 かつ実行可能である限りにおいて適用すべき核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を定める。
- 五、核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を締約国が自国の国内法により処罰すべき犯罪として追加する。その犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪等とみなしてはならないこと等を規定する。
- 六、この改正は、現行条約の規定により、締約国の3分の2が批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後30日目の日に効力を生ずる。

刑を言い渡された者の移送に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 26.5.15承認 **参議院** 5.26外交防衛委員会付託 6.4本会議承認)

【要旨】

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の要件の下で外国人受刑者の母国への移送を実施することが可能となっているが、ブラジル側は同条約に加入しない方針をとっており、両国間で受刑者の移送を実施するため、二国間の受刑者移送条約の作成・締結に向けた交渉を開始した結果、2014年(平成26年)1月24日に東京においてこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文17箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、刑を言い渡された者は、自己に言い渡された刑に服するため、この条約に従い裁判国の領域から執行国の領域に移送されることができる。
- 二、刑を言い渡された者については、判決が確定していること、当該刑を言い渡された者が移送に 同意していること、刑が科せられる理由となった作為又は不作為が双罰性を構成すること等の条件が満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができる。
- 三、この条約の適用を受けることのできる全ての刑を言い渡された者は、条約の内容につき裁判国 から通知を受けるものとし、また、執行国からも通知を受けることができる。
- 四、裁判国又は執行国は、刑を言い渡された者に対し、この条約の規定に従ってとった全ての措置 及びいずれかの国が移送の要請について行った全ての決定を書面により通知する。
- 五、移送後の刑の執行の継続は、執行国の法令により規律される。執行国は、裁判国において決定

された刑の法的な性質及び期間を受け入れなければならないが、刑の性質又は期間が自国の法令に適合しないこと等の場合には、自国の法令に規定する制裁に合わせることができる。

- 六、裁判国のみが自国の憲法及び法令に従い、特赦、大赦又は減刑を認めることができる。
- 七、この条約の適用に当たり要する費用は、専ら裁判国の領域において要する費用を除くほか、執 行国が負担する。
- 八、この条約は、両締約国が、この条約の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた 旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国 政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 26.5.15承認 **参議院** 5.26外交防衛委員会付託 6.4本会議承認) 【要旨】

この協定は、我が国とアメリカ合衆国との間において、査証を免除するそれぞれの制度の下で安全な国際的な渡航を一層容易にしつつ、両国の国民の安全を強化するため、重大な犯罪の防止、探知及び捜査を目的として、必要な指紋情報等を交換する枠組み等について定めるものであり、2014年(平成26年)2月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書から成り、 主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の実施上、重大な犯罪とは、少なくとも一方の締約国政府の国内法令により、死刑又は無期若しくは長期1年を超える拘禁刑に処することとされている犯罪を構成する行為であって附属書Iに規定されるテロリズム等の区分に該当するもの及び死刑又は無期若しくは長期3年以上の拘禁刑に処することとされている犯罪を構成するその他の行為をいう。
- 二、各締約国政府は、この協定に規定する任務を行う1又は2以上の国内連絡部局を指定する。
- 三、各締約国政府の国内連絡部局は、重大な犯罪の防止、探知及び捜査のため、特定の状況から判断して、ある個人が重大な犯罪を実行するか又は実行したかについて調査する理由がある場合にのみ、指紋情報に関する自動照会を開始することができる。
- 四、日本国政府は、自動の照会において、当該照会が特定された個人に関するものであることが明示される場合には、附属書IIの区分に該当する個人の指紋情報であって、当該個人から採取されたものであり、かつ、重大な犯罪を防止し、探知し、及び捜査する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているものをアメリカ合衆国政府に利用可能とする。
- 五、日本国政府は、自動の照会において、当該照会が特定されていない個人に関するものであることが明示される場合には、個人から採取された指紋情報であって、前記四に規定する目的のために利用される自動指紋識別のための国のシステムに保管されているものをアメリカ合衆国政府に利用可能とする。
- 六、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合において、追加的な情報の要請がないときは、 照会を受けた締約国政府の国内連絡部局は、当該照会の目的について説明を要請することができ、 照会する締約国政府の国内連絡部局はその要請に対し適時に回答する。
- 七、照会する締約国政府の国内連絡部局は、自動の照会の結果、適合する指紋情報がある場合には、 要請の目的等について書面による通報を行うことを条件として、照会を受けた締約国政府の国内 連絡部局(以下「被照会連絡部局」という。)に対し、追加的な情報の提供を要請することがで きる。被照会連絡部局は、この協定及び自国の法令に従い、要請された情報であって、その要請 を受理した時に利用可能であり、かつ、要請の目的に関連すると認めるものを提供する。
- 八、各締約国政府は、前記七に基づいて追加的な情報を要請するか否かを決定するためにのみ自動 照会の結果を利用することができる。
- 九、各締約国政府は、前記七に基づいて提供された情報を、重大な犯罪の捜査、自国の公共の安全 に対する重大な脅威の防止及び出入国管理に関連する目的のために利用することができる。

十、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を 相互に通知する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第6号)

(衆議院 26.4.22承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 ※)

※26.5.22、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書 受領。5.22、衆議院へ返付。

【要旨】

本協定は、複数の国に対する意匠の保護のための出願を出願人が一括して行うことを可能とするため、意匠の国際出願及び国際登録に関する手続等について定めるものである。

千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された 意匠の国際分類を定めるロカルノ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 26.4.22承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 ※)

※26.5.22、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書 受領。5.22、衆議院へ返付。

【要旨】

本協定は、締約国が採用する意匠の国際分類、その修正及び追加の手続等について定めるものである。

南インド洋漁業協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(**衆議院** 26. 4. 22承認 **参議院** 5. 12外交防衛委員会付託 5. 16本会議承認)

【要旨】

南インド洋におけるまぐろ類以外の漁業資源を管理する枠組みを構築するため、2001年(平成13年)以来政府間協議が行われた結果、2006年(平成18年)7月7日にローマにおいて、この協定が採択され、2012年(平成24年)6月に効力が発生した。この協定は、南インド洋の公海における漁業資源の長期的な保存及び持続可能な利用の確保を目的として、締約国会議で定める保存管理措置をとること等について定めるものであり、前文、本文28箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、南インド洋の公海の水域について適用する。
- 二、締約国は、この協定の実施に関する事項を検討し、及び関連する全ての決定を行うために定期 的に会合する。締約国は、締約国会議の第1回会合において、予算及びそれに付随する財政規則 の採択について検討する。
- 三、締約国会議は、漁業資源の状態を検討し、漁業資源に関し調査活動を促進し、入手可能な最良の科学的証拠に基づく保存管理措置の採択等を行う。また、締約国会議は、違法な漁業等を防止するための措置等の作成、締約国の割当量の配分及び漁獲努力量の制限等の検討等を行う。
- 四、締約国会議は、常設の科学委員会及び遵守委員会を設置する。また、締約国会議は、この協定 の目的の実施に関する事項について研究及び報告を行うために必要な委員会を設置することがで きる。
- 五、締約国は、この協定並びに締約国会議が合意する保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに 実施するとともに、自国がとった実施措置及び遵守措置について報告し、並びに自国に関する重 大な違反の容疑について調査する。
- 六、締約国は、自国の旗を掲げる漁船がこの協定及び締約国会議が採択する保存管理措置を遵守すること並びに当該措置の実効性を損なう活動に従事しないこと等を確保するために必要な措置を とる。

- 七、締約国は、漁船が自国の港に寄港する場合には、当該漁船上の書類、漁具及び漁獲物を検査し、 漁船内の魚類が、締約国会議が採択する保存管理措置に合致する方法により漁獲されたものであ ることを認めない限り、当該漁船に関する陸揚げ若しくは転載を許可せず、又はサービスを提供 しない。
- 八、この協定は、その効力発生の後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、加入書の寄託の後30日で効力を生ずる。

二千四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結について 承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 26.4.22承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この条約は、船舶の縦傾斜等を制御するため船舶に取り入れられたバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の移動から生ずる環境等に対する危険を防止すること等について定めるものであり、2004年(平成16年)2月に国際海事機関(IMO)の主催によりロンドンで開催された国際会議において採択された。

この条約は、前文、本文22箇条、末文及び一の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理により、有害な水生生物及び病原体の 移動を防止し、最小にし、及び究極的に除去するため、この条約及び附属書の規定を十分かつ完 全に実施する。
- 二、この条約は、締約国を旗国とする船舶及び締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているものについて適用する。
- 三、締約国は、この条約が適用される船舶であって、自国を旗国とするもの又は自国の権限の下で 運航されているものがこの条約に定める要件に適合するよう要求し、並びにこれらの船舶が当該 要件に適合することを確保するため効果的な措置をとる。
- 四、締約国は、バラスト・タンクの洗浄又は修理が行われる港及び係留施設であって当該締約国が 指定するものにおいて、沈殿物を受け入れるための十分な施設が設けられることを確保する。
- 五、締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下に運航されている船舶であって検査及び 証明の対象となるものが附属書に定める規則に従って検査され、及び証明されることを確保する。
- 六、締約国は、この条約の違反について、自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、 自国以外の国を旗国とする船舶についてはその管轄権の範囲内で、禁止され、かつ、処罰される ものとする。
- 七、船舶がこの条約に違反したことが発見された場合には、船舶の旗国である締約国又は当該船舶 が運航する港若しくは沖合の係留施設がある締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、又は排 除するための措置をとることができる。
- 八、この条約は、30以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の35 パーセントに相当する商船船腹量以上となる国が、この条約を締結した日の後12箇月で効力を生 ずる。

なお、我が国は、この条約の締結に当たり、条約発効日から、バラスト水管理の計画を定める 附属書の規則が2013年(平成25年)12月のIMO総会決議に沿った内容に改正され、その改正が 効力を生ずる日までの間、当該決議の勧告するところによりこの条約を実施する旨の留保を付す こととしている。

視聴覚的実演に関する北京条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 26.4.22承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 ※)

※26.5.22、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書 受領。5.22、衆議院へ返付。

【要旨】

本条約は、視聴覚的実演に関し、人格権並びに複製権及び譲渡権等の財産的権利を実演家に付与するとともに、これらの権利の行使に関する法的な保護及び救済等について定めるものである。

投資の促進及び保護に関する日本国とサウジアラビア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 26.5.22承認 参議院 6.9外交防衛委員会付託 6.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とサウジアラビアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2013年(平成25年)4月にジッダで署名されたものである。

この協定は、前文、本文23箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最惠国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な 保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与える。
- 三、一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民 待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、この協定のいかなる規定も、世界貿易機関設立協定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を 及ぼすものと解してはならない。
- 五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、 滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。 また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等により自国にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国 の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇よりも不利でない待 遇を与える。
- 八、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の 代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国に向けた又は自国からの全ての資金の移転であって、他方の締約国の投 資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整 に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、 当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁等 のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一(内国民待遇)に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九(資金の移転)に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならず、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投

資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。また、両締約国は、 知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払う。

- 十四、両締約国は、投資の漸進的な自由化を更に促進することを目的として、この協定を再検討するため、この協定の効力発生の後5年以内に相互に協議する。
- 十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の相互の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の 協定の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 26.5.22承認 参議院 6.9外交防衛委員会付託 6.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とモザンビークとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的 枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2013年(平 成25年)6月に横浜で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、 使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家 及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ 衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財 産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国 の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定 の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできな い。
- 五、附属書Iの自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、 現状維持義務が課される。附属書Ⅱの自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義 務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。
- 六、一方の締約国は、自国の関係法令に従うことを条件として、他方の締約国の国籍を有する自然 人等に対し、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在することを許可す る。
- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当 な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。 また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方 の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該 他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の 代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他方 の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保す る。

- 十一、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一(内国民待遇)に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十(資金の移転)に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十四、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及び投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の協定 の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 26.5.22承認 参議院 6.9外交防衛委員会付託 6.13本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とミャンマーとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2013年(平成25年)12月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、 使用、享有及び売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家 及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域内において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ 衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際法に基づく待遇を与えるとともに、当該投資財 産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。
- 三、一方の締約国は、自国の区域内において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国 の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの締約国も、自国の区域内における締約国又は第三国の投資家の投資活動に関し、一定 の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること等の要求を課し、又は強制することはできな い。
- 五、附属書 I の自国の表に記載する現行の措置については、内国民待遇等の義務は適用されないが、現状維持義務が課される。附属書 II の自国の表に記載する分野等については、内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。
- 六、一方の締約国の権限のある当局は、他方の締約国の投資家による申請に基づきその投資活動に 関連する事項について決定を行う場合には、遅滞なく審査を開始し、合理的な期間内に当該決定 を当該他方の締約国の投資家に通知するよう努める。

- 七、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入 国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 八、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速、適当かつ実効的な補償の支払及び正当 な法の手続等に従うことという条件を満たさない限り、収用又は国有化等を実施してはならない。 また、収用又は国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 九、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方 の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該 他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 十、一方の締約国又はその指定する機関による損害の填補に係る契約等に基づく権利又は請求権の 代位を承認する。
- 十一、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、他 方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保 する。
- 十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当 該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁等のいずれか に付託される。
- 十四、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合には、前記一(内国民待遇)に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十(資金の移転)に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十五、両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護を与える。この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、並びに、いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該多数国間協定により第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及び投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。
- 十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じる。この協定は、10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで効力を有する。

航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第14号)

(衆議院 26.5.22承認 参議院 6.9外交防衛委員会付託 6.13本会議承認)

【要旨】

この議定書は、1972年(昭和47年)2月に署名された航空業務に関する日本国政府とビルマ連邦政府との間の協定を改正するため、2014年(平成26年)1月に署名されたものであり、定期航空業務の運営のため、両締約国が指定できる自国の航空企業の数を現行の「一」から「二以上」に改めること等につき定めるとともに、併せて指定航空企業の就航路線を航空自由化の観点から拡大することとしている。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第15号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 31外交防衛委員会付託 4. 4本会議承認 **衆議院** 6. 13承認)

【要旨】

この条約は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、 我が国とアラブ首長国連邦との間で課税権を調整するものであり、2013年(平成25年)5月2日に ドバイで署名されたものである。この条約は、前文、本文28箇条及び末文並びに条約の不可分の一 部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税することができる。
- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 九、条約の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局間での協議について定める。
- 十、両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税 に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならず、その 承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第16号)(先議)

(参議院 26.3.31外交防衛委員会付託 4.4本会議承認 衆議院 6.13承認)

【要旨】

この議定書は、1983年(昭和58年)に効力を生じ、1999年(平成11年)に一部改正された我が国とスウェーデンとの間の現行の租税条約を改正するものであり、2013年(平成25年)12月5日にストックホルムで署名されたものである。この議定書は、前文、本文20箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、配当について、源泉地国での限度税率を下げるとともに、株式の保有割合に係る要件を改正して源泉地国免税の対象を拡大する。
- 二、利子(債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。)について、 源泉地国免税とする。
- 三、使用料について、源泉地国免税とする。
- 四、条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格 者等に限定する。
- 五、納税者により申し立てられた課税事案を権限のある当局間の協議(相互協議)によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。
- 六、両締約国の権限ある当局が交換することができる租税に関する情報の対象を拡大する。
- 七、徴収共助の対象を滞納租税債権一般に拡大するとともに、その実施のための要件、手続等を規 定する。
- 八、各締約国は、他方の締約国に対し、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる 国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の 後30日目の日に効力を生ずる。

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と グレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について 承認を求めるの件(閣条第17号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 31外交防衛委員会付託 4. 4本会議承認 **衆議院** 6. 13承認)

【要旨】

この議定書は、2006年(平成18年)に効力を生じた我が国と英国との間の現行の租税条約を改正するものであり、2013年(平成25年)12月17日にロンドンで署名されたものである。この議定書は、前文、本文14箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、事業利得については、外国法人又は非居住者の支店等(恒久的施設)に帰属する事業利得に対する課税において、本支店間の内部取引をより厳格に認識し、課税対象とする。
- 二、配当について、株式の保有割合に係る要件を改正し、源泉地国免税の対象を拡大する。
- 三、利子(債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されるものを除く。)について、 源泉地国免税とする。
- 四、納税者により申し立てられた課税事案を権限のある当局間の協議(相互協議)によって解決することができない場合における仲裁手続の規定を導入する。
- 五、両締約国の権限ある当局が交換することができる租税に関する情報の対象を拡大する。
- 六、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規 定する。
- 七、この議定書は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第18号)(先議)

(**参議院** 26. 3. 31外交防衛委員会付託 4. 4本会議承認 **衆議院** 6. 13承認)

【要旨】

この協定は、人的交流、経済的交流等に伴って発生する国際的な二重課税の回避を目的として、 我が国とオマーン国との間で課税権を調整するものであり、2014年(平成26年)1月9日にマスカットで署名されたものである。この協定は、前文、本文29箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を 成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、不動産所得については、不動産所在地国において課税することができる。
- 三、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ他方の締約国において課税することができる。
- 四、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす親子会社間の場合には5パーセントを、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る利子については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 六、使用料に対する源泉地国における税率は、10パーセントを超えないものとする。
- 七、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 八、両締約国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去する。
- 九、協定の規定に適合しない課税についての申立て及び権限のある当局間での協議について定める。
- 十、両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国が課する全ての種類の租税 に関する法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。
- 十一、各締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する

書面による通告を行う。この協定は遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定 の締結について承認を求めるの件(第185回国会閣条第12号)

(衆議院 26.4.4承認 参議院 4.9外交防衛委員会付託 4.18本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とアラブ首長国連邦との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2013年(平成25年)5月2日にドバイで署名が行われた。この協定は、前文、本文14箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家の交換、公開の情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の 供給等の方法により、ウラン資源の探鉱及び採掘、軽水炉の設計、建設及び運転、軽水炉の安全 等の分野において行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核 物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはなら ない。
- 三、この協定の適用を受ける核物質は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の保障措置 協定の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射 線緊急事態の場合における援助に関する条約、原子力の安全に関する条約及び使用済燃料管理及 び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。
- 五、この協定の適用を受ける核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外に移転され、又は再移転されない。
- 七、この協定の適用を受ける核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処 理されない。
- 八、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したこと を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後30日目の日に効力を生ずる。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第185回国会閣条第13号)

(衆議院 26.4.4承認 **参議院** 4.9外交防衛委員会付託 4.18本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とトルコとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、日本側は2013年(平成25年)4月26日に東京で、トルコ側は同年5月3日にアンカラで署名が行われた。この協定は、前文、本文15箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家等の交換、情報の交換、核物質、資材、設備及び技術の供給等の方法により、探鉱及び採掘、原子炉(両締約国政府が合意するものに限る。)の設計、建設、運転及び廃止、核燃料の生産及びそのための設備の製作、原子力の安全等の分野において行うことができる。
- 二、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はその研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

- 三、この協定に基づいて移転された核物質等は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の 保障措置協定の適用を受ける。
- 四、両国は、この協定の実施に当たり、原子力事故の早期通報に関する条約、原子力事故又は放射 線緊急事態の場合における援助に関する条約及び原子力の安全に関する条約に基づくそれぞれの 国の既存の義務に適合するように行動する。
- 五、この協定に基づいて移転された核物質等について、両締約国政府は、それぞれの基準(少なくともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外に移転され、又は再移転されない。
- 七、この協定に基づいて移転された核物質等は、両締約国政府が書面により合意する場合に限り、 トルコの管轄内において、濃縮し、又は再処理することができる。
- 八、この協定は、各締約国政府が他方の締約国政府に対し、効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行い、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 26.3.27承認 参議院 3.28総務委員会付託 3.31本会議承認)

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が6,629億円、事業支出が6,539億円で、事業収支差金は90億円を確保する。この事業収支差金90億円のうち、80億円を建設積立資産に繰り入れ、最終的な収支過不足10億円を翌年度以降の財政安定のための繰越金に繰り入れる。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることにより増収を図り、6,428億円を確保する。

二、事業計画

平成26年度は、3か年経営計画の最終年度として、「公共」「信頼」「創造・未来」「改革・活力」の4つの重点目標の達成に向け、安全・安心を守る公共放送の機能強化の一層の拡充、東日本大震災からの復興支援、世界に通用する質の高い番組及び日本や地域の発展につながる放送の充実、世界に向けた情報発信の強化、スーパーハイビジョンやハイブリッドキャスト等次世代のサービスの開発・推進、営業改革と受信料制度の理解促進による受信料の公平負担の徹底、一層効率的な経営の推進による公共放送の価値の最大化等に全力で取り組んでいくとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額7,532億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,652億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実・強化、 先導的サービスの開発・普及、公共放送の機能の強靱化等に向けた取組の一層の充実・強化を図る こととしており、おおむね妥当なものと認められるとした上で、収支予算等の実施に当たっては、 協会の経営が国民・視聴者の負担する受信料によって支えられているとの認識の下、国民・視聴者 に対する説明責任を果たしていくことが重要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】(26.3.28総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼に基づき、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、協会は、役員の言動等により、国民・視聴者から厳しい批判が多数寄せられ、信頼が揺らいでいる現状を重く受け止め、かかる事態の一刻も早い収束と信頼回復に向け一丸となって全力を尽くすこと。

また、不祥事の頻発を踏まえ、綱紀を粛正し、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公 共放送を担う者としての役職員の職業倫理を高め、組織一体となって信頼確保に取り組むことと し、その取組状況については、広く国民・視聴者に分かり易く、丁寧に説明すること。

- 二、協会の役職員は、公共放送に携わる者として、協会の名誉や信用を損ねるような発言や行動は 厳に慎むこと。
- 三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対する実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、会長の選考については、今後とも手続の透明性を一層図りつつ、公共放送の会長として ふさわしい資質・能力を兼ね備えた人物が適切に選考されるよう、選考の手続の在り方について 検討すること。

四、政府は、協会が放送法に基づき公共の福祉と文化の向上への寄与を目的として設立された公共

放送事業体であることを踏まえ、公共放送が自律を保障されるように放送法を運用すること。

また、経営委員の任命に当たっては、職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

五、協会は、我が国の公共放送としての社会的使命を認識し、国民・視聴者の多様な要望に応える とともに、放送の不偏不党、真実及び自律を確保すること。

また、放送番組の編集に当たっては、政治的公平、事実をまげない報道、意見が対立している 問題についてできるだけ多くの角度から論点を明らかにすることなど、放送法の原則を遵守する こと。

- 六、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることが、これまで以上に重要度を増していることを踏まえ、一層の充実を図ること。特に、協会が行う外国人向け映像国際放送については、我が国の文化・経済活動等に係る情報発信の拡大を図り、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。
- 七、協会は、受信料により支えられていることを十分自覚し、国民・視聴者に対するサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、業務の確実な実施及び更なる効率化等の取組を適切に行い、収支予算、事業計画及び資金計画の確実な達成に努めるとともに、コスト構造、視聴行動の変化、技術革新の動向等を勘案し、受信料体系の在り方について国会答弁を踏まえ不断の見直しを行うこと。

また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。

八、協会は、本年4月からの消費税引上げに伴う受信料額の改定に当たっては、確実に周知広報を 行うとともに、国民・視聴者からの問い合わせに対しては適切に対応すること。

また、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解の促進と信頼感の醸成に努めつつ、公平負担の観点から、受信料支払率の一層の向上に努めること。

- 九、協会は、グループとしてのガバナンスを強化し、子会社等からの適切な還元を図るとともに、 重複業務の整理等を推進し、透明性の高い効率的なグループ経営を構築すること。
- 十、現状の放送では障がい者、高齢者に対し、必ずしも十分な情報が伝達されていないため、デジ タル・ディバイドの解消が喫緊の課題であることから、字幕放送、解説放送等の一層の充実を図 ること。
- 十一、地上デジタル放送への完全移行後の課題について、暫定的措置である衛星セーフティネット の終了に向け、暫定対策を講じている世帯等への恒久対策等について着実な実施に努めること。
- 十二、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、大阪局等への本部のバックアップ機能の整備を平成26年度中に完了するとともに、緊急報道対応設備の推進を図ること。

また、東日本大震災の復興に資する震災報道と震災の記録の伝承に特に配意すること。

- 十三、受信料で運営されている特殊法人である協会は、役職員の給与制度や子会社等の運営の状況、 調達に係る取引等のほか、新放送センターの整備計画について、国民・視聴者に対する説明責任 を十分果たすこと。
- 十四、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年の本放送開始に向けたスーパーハイビジョンのほか、ハイブリッドキャスト等の実用化に向けた研究開発、サービス実証等に積極的に取り組み、公共放送として先導的役割を果たすこと。 右決議する。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国

貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十三年度一般会計東日本大震災復旧·復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用 調書

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億円のうち、平成23年8月19日から24年2月10日までの間に使用を決定した金額は4,909億円で、その内訳は、①東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費2,179億円、②東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費1,248億円、③東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により汚染された牛肉・稲わらに係る肉用牛肥育農家支援対策等に必要な経費863億円、④東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費403億円などである。

平成二十三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から24年3月27日までの間に使用を決定した金額は748億円で、その内訳は、①災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費503億円、②大雪に伴う道路事業に必要な経費113億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費92億円などである。

平成二十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆484億円のうち、平成24年3月27日に使用を決定した金額は16億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費16億円である。

平成二十三年度特別会計予算総則第十七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各 庁所管経費増額調書

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

平成23年4月18日から24年3月27日までの間に決定した経費増額総額は4,938億円で、その内訳は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額3,484億円、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額113億円などである。

平成二十四年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使 用調書

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,099億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は9,099億円で、その内訳は、①保育所緊急整備事業等に必要な経費1,118億円、②中小企業信用保険事業に必要な経費950億円、③重点分野雇用創造事業に必要な経費800億円などである。

平成二十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年6月12日から12月20日までの間に使用を決定した金額は1,131億円で、その内訳は、①衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費698億円、②領海における警備体制の緊急整備に必要な経費169億円、③水俣病被害者の救済に必要な経費140億円などである。

平成二十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 2 兆1,649億円のうち、平成24年10月26日から11月30日までの間に使用を決定した金額は3,396億円で、その内訳は、①東日本大震災により被害を受けた中小企業者の施設等に係る中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費800億円、②災害救助等に必要な経費781億円、③公立学校の安全対策に必要な経費581億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

平成24年7月6日から11月30日までの間に決定した経費増額総額は1,059億円で、その内訳は、防災・減災対策に係る河川事業に必要な経費の増額317億円、防災・減災対策に係る道路事業に必要な経費の増額155億円などである。

平成二十四年度特別会計予算総則第二十二条第一項の規定による経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 26.4.22承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議承諾)

【要旨】

平成25年2月26日に決定した経費増額総額は145億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額145億円である。

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から26年1月7日までの間に使用を決定した金額は254億円で、その内訳は、汚染水対策に必要な経費205億円、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費15億円、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費11億円などである。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円のうち、平成25年12月9日に使用を決定した金額は5億円で、 農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省 各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成25年6月25日から同年11月29日までの間に決定した経費増額総額は68億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費等の増額30億円、同道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費等の増額23億円、同港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費等の増額14億円である。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2) (衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円(使用残額8,621億円)のうち、平成26年3月19日に使用を決定した金額は1億円で、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算、平成二十三年度特別会計歳入歳出決算、平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十三年度政府関係機関決算書

(衆議院 6.19議決 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 26.6.11本会議是認)

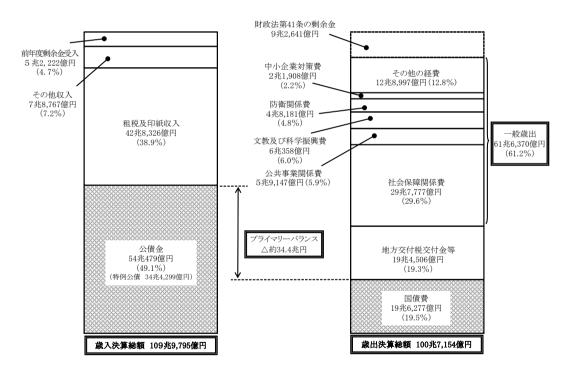
算額は409兆9,236億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は376兆4,631億円である。

平成二十三年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は109兆9,795億円、歳出決算額は100兆7,154億円であり、差引き9兆2,641億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成24年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆9,790億円である。平成二十三年度特別会計歳入歳出決算における17の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決

平成二十三年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は52兆3,357億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は51兆6,066億円であるため、差引き7,291億円の残余を生じた。

平成二十三年度政府関係機関決算書における3機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,711億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,736億円である。

〈平成二十三年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成23年度決算の説明」より作成

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 6.19是認 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 26.6.11本会議是認)

平成二十三年度国有財産増減及び現在額総計算書における23年度中の国有財産の差引純増加額は 1 兆6,603億円、23年度末現在額は102兆8,543億円である。

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 6.19是認 参議院 第184回国会25.8.2決算委員会付託 26.6.11本会議是認)

平成二十三年度国有財産無償貸付状況総計算書における23年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は156億円、23年度末現在額は1兆442億円である。

平成二十四年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その1)

(衆議院 26.4.22 異議がない 参議院 5.23 決算委員会付託 5.28 本会議是認)

財政法第15条第2項の規定による平成24年度一般会計国庫債務負担行為の限度額1,000億円のうち、平成24年10月26日に決定した国庫債務負担行為総額は343億円で、その内訳は、国土交通省所管の大型巡視船代船建造に必要な経費226億円などである。

平成二十四年度一般会計歳入歳出決算、平成二十四年度特別会計歳入歳出決算、平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十四年度政府関係機関決算書

(衆議院 継続審査 参議院 26.3.28決算委員会付託 6.11本会議是認)

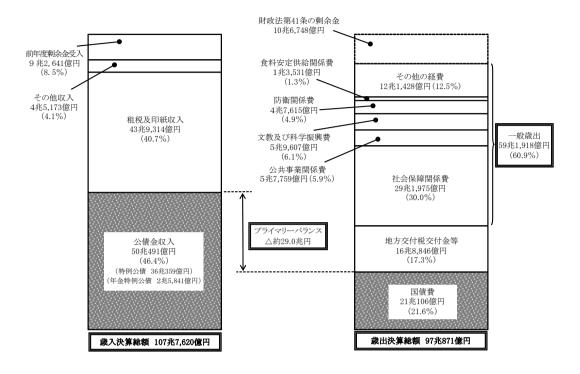
平成二十四年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は107兆7,620億円、歳出決算額は97兆871億円であり、差引き10兆6,748億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成25年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆6,892億円である。

平成二十四年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決 算額は412兆5,334億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は377兆117億円である。

平成二十四年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は54兆1,067億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は53兆3,469億円であるため、差引き7,597億円の残余を生じた。

平成二十四年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,828 億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆2,158億円である。

〈平成二十四年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成24年度決算の説明」より作成

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 26.3.28決算委員会付託 6.11本会議是認)

平成二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書における24年度中の国有財産の差引純増加額は2兆4,004億円、24年度末現在額は105兆2,547億円である。

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 継続審査 参議院 26.3.28決算委員会付託 6.11本会議是認)

平成二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書における24年度中の国有財産の無償貸付の差引純減少額は272億円、24年度末現在額は1兆169億円である。

日本放送協会平成二十二年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 第185回25.12.6異議がない 参議院 26.2.14総務委員会付託 3.31本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成22年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成22年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,772億円、負債合計は3,105億円、純資産合計は5,667億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,801億円、経常事業支出は6,495億円となっており、経常事業収支差金は306億円となっている。

日本放送協会平成二十三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 第185回25.12.6異議がない 参議院 26.2.14総務委員会付託 3.31本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成23年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成23年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は8,967億円、負債合計は3,076億円、純資産合計は5,891億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,935億円、経常事業支出は6,669億円となっており、経常事業収支差金は265億円となっている。

日本放送協会平成二十四年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 **参議院** 26.2.14総務委員会付託 3.31本会議是認)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成24年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成24年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,300億円、負債合計は3,214億円、純資産合計は6,086億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,591億円、経常事業支出は6,469億円となっており、経常事業収支差金は121億円となっている。